

289

289-Ma746ウ



1200500732105

2990—2991

録行修・言人下宇

著 信定平松
訂校 光定平松

店書波岩



始



690



289
MA 746

⑦

岩波文庫

2990—2991

訂行修言人下守

著信定平松

訂校光定平松



店書波岩





解題

918

267

『宇下人言』及び『修行録』は、共に樂翁、松平定信の自叙傳である。

松平定信、號は樂翁、又は風月翁、花月翁ともいつて、八代將軍德川吉宗をその祖父とし、かの國學、有職故實、及び歌學等に一家を成した田安宗武をその父として、寶曆八年十二月二十七日を以て江戸に呱呱の聲を擧げた。

その幼名を賢丸まきまるといふ。宗武はその師傅として大塚大助孝綽、近侍として水野左内爲長等を擧用して、頗るその庭訓に心を用ひた。彼の後世に於ける學問の淵源は遠く此處に索めることが出来る。

安永三年年十七の時、台命に依つて奥州白河城主松平越中守定邦の養子となり、翌四年從五位下上總介に任ぜられ、天明三年所謂天明の大飢饉と稱せらるゝ未曾有の凶年に際し、養父定邦致仕の後を承け、衆望を擔つて封を襲ひ、越中守に任ぜられた。襲封早々此の難局打解を擔當した定信は、此處に於て異常の決心を以て之に

對し、家臣領民を諭し、身を以て範を示して勤儉の風を作興し、飢民に食を與へ、枯渴に瀕せる藩財政を立直すなど縷骨の努力をしたので、領民亦生活の安定を得るに至り、皆安堵の胸を撫で下したのであつた。茲に於て彼は豫て抱懷せる經倫を續續實行に移して、その治績の見るべきもの大なるものがあつた。それで天明五年再び參觀するや、心ある諸侯にしてその門を叩き、經國の方策、修養等につきて教を乞ひ、又共に研究するもの少くなきに至つたことは、彼のこの難局に對する處置が如何に適切であり、妥當であつたかを示すものである。時恰かも田沼意次の失政により幕政危機に陥り、物情人心頗る騷然たりし時、彼は遂に拔擢せられて老中首座となり、幕政燮理の大任を擔つた。時に天明七年六月十九日、三十歳の働き盛りのことであつた。これより足かけ六年、寛政五年七月二十三日、願ひにより老中を免ぜらるゝ日迄、財政上に國防上に、或は文政上に、夙夜心魂を打ち込んで所謂寛政改革の治績を擧げた。その間天明八年偶 皇居の炎上するや、定信は恐悚自ら御造營の御事を督し、肝膽を碎いて之が奉仕をした。老中を退いてからは専らその藩治に心を傾け、旁ら著作に従ひ、文化八年外國船の海邊を脅すや、自ら房總の沿岸を

解

題

巡視して海防の計を樹て、文化九年四月致仕の後、専ら觀月詠花、著作研究に自適の日を送り、世事の煩を避けつゝも、なほ靜かに世の推移を凝視しつゝ、文政十二年五月十三日、七十二歳を以て江戸に館を捐てた。

解

題

定信はこの七十二年の生涯に於て、政治、經濟、文學、考古、兵學等のあらゆる部面に互つて、殆ど二百種に垂んとするの著作を遺した。その中にその自敘傳として『宇下人言』及び『修行錄』の二種を數へることが出来る。然し乍らこれら二つの自傳は單に彼の多彩な生涯を巨細に描いたばかりでなく、共に特殊の内容を有つて居り、彼の特殊の意圖の下に、特定の對象の爲に敘記せられたものであつて、決して廣く人に見すべくして著はされた自敘傳ではない。即ち『修行錄』は彼がその子孫後裔の爲に、その身心修養過程を敘記して以てその誘掖指導を意企したものであり、又『宇下人言』は子孫にして後世再び老中の職に就く者の爲に、彼の老中在職中に實施せる庶政の記録を遺してその参考とし、又指針ともなさんと意圖せるものである。

『宇下人言』うげのひとことは今原本がその子孫たる私の家に傳へられてゐる。原本は美濃紙大

本四冊に認められてある稿本であつて、著者自らの手に依つて、或る他の重要書類と共に、三重の箱に嚴緘の上、祕函として傳來したものである。私の家では爾來神聖なものとして本函の封緘に手を觸れなかつたのであつたが、明治年間私の祖父定教の代に至り、自然にその封が解けたのを發見した。祖父は恐悚之を改めるに及んで、この『宇下人言』は、定信が心血を傾けて、將來再び幕政變理の大任を負ふべき子孫の爲に自身の幕閣にあつて實施した庶政を、ありのままに書綴つてその参考に充てたものであつて、所謂寛政改革の實相を、その直接責任者たる定信自らの、その立場からの施政記録であることが明かとなつた。然し以來家としても未だ之を公にすることを憚つて昭和に及んだのであつたが、昭和三年五月十三日はその歿後一百年に當り、百年祭を執行するに當つて、當主たる私の父が、既に著者の歿後一百星霜を閲し、又奇しくもその封も解けて居ることであるから、此の手記も此の機會に大方に發表すべきものと考へて、之を剗削に附して頒布したのであつた。

今その封緘の状態を検するに、本書は他の書類と共に三重の木箱に收められ、中函と内函には、嚴重な封緘が施され、共に上面に「決而不可開封」と自記し、且

解

題

解

つ署名してある。そして内函と中函との間に、次の如き一通の封書を收めてゐる。この一書こそ、本書編述の意圖を明かに示すものであつて、

「此書付、子孫老中になり候ものは一覽有之べし。しかし他見は決てあるまじく、尤一覽の上、如元封し候て、早速納藏可有之、もし打ち捨て候ては決て不相濟候事。虫喰候とも虫干に不及。家老たりとも決て一寸と見候事も不相成候事。」

文化十三年子年十月二十三日

又開封

樂翁

題

とある。これによつて、その著述の意圖は明瞭に想像出來るのであつて、この嚴封の年代は「又開封」とあるから、こゝに記された年代より以前であることも明かである。然るに本書見返しには、彼の側近にして、後彼の遺著を整理し、且つ彼の傳記「御行狀記料」をものした田内主税親輔といふ者が左の如き解題を附してゐる。

「この一冊子はそのかみ、ある御方の御ねがひによりて、かりそめにかゝせ給ひし也。其後火中せよと仰せありしを、御行狀記かき侍らん料にとて、しばし

かくひめをかむとのいさい希ひければ、さあらばしゆるさん。必ず人にはなみせそ、不用とならば、かならず丙丁せよと、かたく沙汰し給ひしものなれば、慎みて火中すべきもの也」

解

田内氏の解題はその人の閱歴人物から決して無視さるべきものでないから、この解題と、さきに述べた祕函の中に在つた書付との間の齟齬には、何等かの合理的な解釋が必要である。が、結局彼の此の書をこの祕函の中に自封した折の意圖は、明かに子孫への鑑戒であつて、その老中としての施政の参考に資せしめんが爲に在ることは容易に想像し得るところである。又本書の内容は寛政五年老中辭職願提出以後に係るものを載せてゐない。このことは前記編述の意企から當然のことであつて、その記述の内容から直ちに本書編述の年代を斷じ得ないが、蓋し老中退役後、あまり遠からざる頃の執筆と見て大過はあるまいと思はれる。

題

なほ本書の原本は明かに稿本であつて、淨寫を経たものではない。それは本書の所々に、「禁裡御詩……こゝへかくべし」とか、「その比被仰出候書付こゝへ小書すべし」とか記して省略に従ひ、淨書時の填充を俟つてゐることがそれを證するので

ある。因みに本書外題は、著者の實名「定信」の二字を剖析して『宇下人言』の四字となしたものである。

解

『修行録』の原本は、半紙大十數葉に認められ、子孫への鑑戒として私の家に傳へられた。これも昭和三年、百年祭の際、舊封地桑名なる縣社鎮國守國神社より記念に發刊せる「春の心」の中に收められてゐる。又古くは修養文庫（有馬祐政氏編）の中に修養録と題して收載せられたこともある。

題

これは中に「午十二月七日認」、及び「文政六年三月五日云云」等の記事があつて、文政五、六年頃、數次に別けて書き綴られたものであることが知られる。その内容は彼の壯年時以來の心身修行の跡を自記せるものであつて、「されば、只我六十餘りにても修行することかき残すは、後裔志を立てよといふ教にて、いさゝか自負する事にはあらず」とあることは、この自傳が子孫鑑戒の爲にものせるものであることを示す。

本書の内容の大部分は、彼の自得せる神武しんぶの道の修行過程である。而して、そのあとにやゝ養生法や、その他の事を書き添へてゐる。

神武の道とは、彼が壯年時にその柔道の師鈴木清兵衛邦教といふ人から傳授されたものであつて、常住坐臥一種の呼吸調整によつて、天人合一の境地を自得する秘傳であり、彼は之によつて人格より神格への向上に成功し、「我は神なり」の自覺を得て、生き乍ら自らを祀る生祠の建立をすらなしてゐる。このことはその著『自書略傳』（東圓堂宮建て方）等に記され、その生祠の木像も大正十二年の震災まで存してゐた。彼の思想、その行狀等はすべてこの道を根柢として出發し、彼はその秘傳として、「氣といふことをとける文」「勝負のことをとける文」「かたちの教といふことをしるす文」の三部の書を殘してゐる。『修行録』がその道の修行過程を誌し、その道を自得せる効果を敘記せることは、この三部書の總説ともいふことが出来るのである。

解

題

抑、彼の思想その行跡等を眞に理解するには、彼の立つたこの神人合一の世界觀を理解することがその缺くべからざるものであつて、『宇下人言』に見えるあらゆる場合に際しても常に決して動かざる確固たる信念も、この修行あつたればこそであつたと思はれる。

最後に校訂者が子孫としてこの兩書を校訂し、著者の肉筆の跡を辿りつゝ本文庫本を編むに當つて、再びその宇下人言を藏せる秘函を検して、その嚴肅なる封緘の前に、肅然襟を正して幾度か此の發刊を逡巡したのであつた。然し思ひかへして見れば、今こそ本書の出づるべき時、時艱此處に至りてこそ、眞に本書が要求さるべきことと、子孫として些か烏滸がましくも思ひ至るに及んで、決然として之が上梓を決意し、著者が墓前に許容を乞うたのであつた。この書を世に送る私の氣持はただに樂翁の遺徳を顯彰したい念からばかりではない。必ずや世人を裨益するところあるを信ずるが故にである。たゞ謗劣微力の爲に思はざる誤謬を冒し、爲に累を祖先の徳に及ぼすことを悚れる。

解

題

終りに臨み、本書上梓に當り、常に濫い御指導を賜つた、板澤武雄先生に厚く御禮を申上げる。そして又原稿淨寫校正等に助力を與へて下さつた、關口登紀子、倉本紀子、伊藤なを三氏の勞に對しても感謝の意を表する次第である。

昭和十六年九月二十日

鎌倉にて

松平定光識

凡例

一、『宇下人言』、及び『修行録』の兩書とも、家藏著者自筆本を底本とした。
一、すべて原本のまゝ忠實に寫すことを原則としたが、讀者の便を考慮して、校訂に際して左の如き方針を採つた。

イ 句讀點、引用符を加へ、濁點を統一した。
ロ 明かな脱字は之を加へて括弧()を以て示した。
ハ 明かな衍字は括弧〔 〕を以て圍んだ。

ニ 固有名詞で假名書のは、行間に宛漢字を附した。

ホ 讀み難い漢字は、平假名を以て振假名し、原著者の振假名である片假名と區別した。

ヘ 年代・人名等で翻讀に必要と思はれるものは、出來得る限り行間に括弧して註した。なほ原割註に加へたものは、止むを得ず文中に括弧を以て加へた。

ト 原本の頭註は組版の都合上 奇數頁左端へ★印を附して出した。
 チ 註は最少限度に止めた。
 リ 原本には後淨寫の時を俟つて省略を加へ「こゝへ……を書くべし」等と指示するに止められるところがある。かやうなものもこのまゝ寫し、然る後それに示せる文獻を補ひ、その旨を註記した。
 ヌ 原本には「この處末へ出す」など記して、出すべきところへその符號を附した部分があるが、これも本書に於ては原本のまゝの形に止め、その旨を奇數頁左端に註しておいた。

目次

宇下人言

生誕(寶曆八).....	三	松平定邦の養子となる(安永三).....	三〇
田邸火災(同十二).....	三	兄治察の訓誡.....	三〇
大病(同十三).....	四	唐畫を習ふ.....	三一
幼時勉學の事(明和元―三).....	四	治察薨去す.....	三一
「鈴鹿山」の歌を詠む(同六頃).....	五	田邸繼嗣問題.....	三三
自教鑑を著す.....	五	養父定邦病む(安永四).....	三四
作詩.....	五	妹種姫將軍家治の養女となる.....	三四
弓術・猿樂等を習ふ.....	六	松平家へ引移る.....	三五
田邸時代の生活一般.....	七	紋府上總介と稱す.....	三六
後漢書陳蕃傳を讀みて感憤す.....	六	同席の先輩に物贈らず(安永五).....	三六
父宗武薨去(同八).....	六	はじめて白河に赴く.....	三七
短氣を自戒す.....	六	川村安右衛門剛毅の事.....	三七

「霞の友」を著す……………五二
 口中を疾む……………五二
 結婚……………五三
 鈴木清兵衛に柔道を學ぶ……………五三
 學問力行……………五三
 天明大飢饉(同三)……………五三
 「古史逸」「求言錄」等を著す……………五四
 白川の困憊……………五四
 「難波江」を著して夫人に與ふ……………五五
 定邦隱居……………五五
 鍋島治茂と詩文の事を論辯す……………五五
 襲封……………五五
 本多忠壽と交る(年代不詳)……………五六
 家臣を訓諭……………五六
 庭前春米……………五六
 肩痛を病み「國本論」を著す(天明元)……………五六
 品に敍せらる……………五六
 田郎中興に盡力す(安永七・八)……………五六
 將軍世子家基薨ず(同八)……………五六
 庶政に盡瘁す……………五七
 「正名考」編著……………五七
 登城して巍然人を怖れしむ(天明四)……………五七
 白川藩政の弛廢……………五七
 白川へ救恤品を贈る……………五七
 再び交友の事を記す……………五八
 「修身錄」「政事錄」を著す……………五八
 初入部……………五八
 置妾(安永九)……………五八
 妾死す……………五八
 夫人逝去(天明元)……………五九
 藩祖定綱の廟を葺立す……………五九
 信友と切瑳琢磨す(同二)……………五九
 松平山城守信亨と絶交……………六〇
 鳴神の刀の事……………六〇

白川庶政……………六一
 諸友の人物評……………六八
 家中へ與ふる米を検す……………七〇
 天明米騒動(同七)……………七〇
 武備祭……………七一
 老中就任……………七一
 武術獎勵……………七二
 黒書院に於て諸役人教諭……………七二
 人割扶持の償還……………七二
 幕府財政窮乏……………七二
 飢饉に際する特志の町在人の表彰……………七三
 節儉令……………七三
 萬雜帳を作る……………七三
 繁文を簡にす……………七三
 墮胎を戒む……………七四
 賄賂遏絶……………七四
 家中質素の風となる……………七五
 民と共に飢ゆべしの決意……………七五
 湯本村へ行く(天明五)……………七六
 幕府諸役陣容の整備……………七六
 大學自講……………七六
 京都大火・皇居炎上(同八)……………七六
 和歌會……………七七
 上京……………七七
 家臣に柔道を教ふ……………七八
 皇居御造營の事を督す……………七八
 仙臺一の宮へ祈禱す……………八〇
 途次古書畫を寫す……………八〇
 家中規定の制定……………八一
 歸路久能山へ詣ず……………八一
 參觀……………八二
 御造營成り將軍に御製詩御歌を賜ふ……………八二
 交友との庶政研究……………八三
 將軍家齋の賞譽(寛政二)……………八三

郷倉の整備(寛政元・二)……………九〇 海船修練……………一二
 江戸七分金制度の制定(寛政三)……………九二 御醫師の肅正、制度の改革……………一二
 奸吏黜罰……………九四 人材登庸の道を開く……………一三三
 庶政獨斷せず……………九五 辭職願(寛政二)……………一三四
 公用文書の始末……………九六 將軍家齊の信任(寛政三)……………一三六
 幕府財政一新(寛政三)……………九七 「將軍家御心得」「幼君に奉仕候心得」
 幕府節用の実績……………九七 を作る……………一九九
 河川改修……………九八 大坂富豪へ用金を課す……………一三〇
 禁裡御入用増加に就て……………九九 村々へ貸金をなす……………一三三
 長崎取締……………一〇一 納宿……………一三三
 金價の恢復……………一〇四 廻船……………一三三
 米價問題……………一〇九 藏宿の改正……………一三三
 奢侈の禁制……………一二 延聘使・議聘使迎接の改正……………一三五
 防火……………一七 節儉の氣風全國に瀰漫す……………一三七
 人足寄場……………一七 幕府吉凶儀禮の簡易化……………一三七
 盗妖のこと……………二〇 實録・日記類の整備……………一三八
 幕府事務の簡易化……………二二 寄合肅正……………一九九

御用商人肅正……………一九九 火除地改修……………一九九
 公用書類の始末……………一四〇 繪島事件……………一六〇
 藥草試植……………一四一 將軍輔佐・勝手掛・奥兼帶の辭職願
 京都隠し賣女取締り……………一四二 (寛政四)……………一六〇
 寺院取締り……………一四四 蝦夷地へ魯人來る……………一六四
 尊號事件……………一四四 房總相豆海岸防備……………一六七
 蝦夷地騷擾……………一四四 豆相巡見……………一六九
 蝦夷地への對策……………一四五、執政に際する決意……………一七〇
 役人供減の事……………一四六 非常の準備金整備……………一七〇
 伊奈右近將監の不始末……………一四七 再び辭職願(寛政五)……………一七一
 その處分……………一四八 却下……………一七四
 別業の事……………一五 蝦夷地防備……………一七四
 社倉……………一五四 再び房總相豆巡見の事……………一七六
 宇治橋改修……………一五七 外國圖書の蒐集……………一七七
 再び伊奈右近將監の事……………一五七 松平唯之進頼徳の事……………一七八
 寛政四年江戸大火……………一五八

宇下人言

次 目

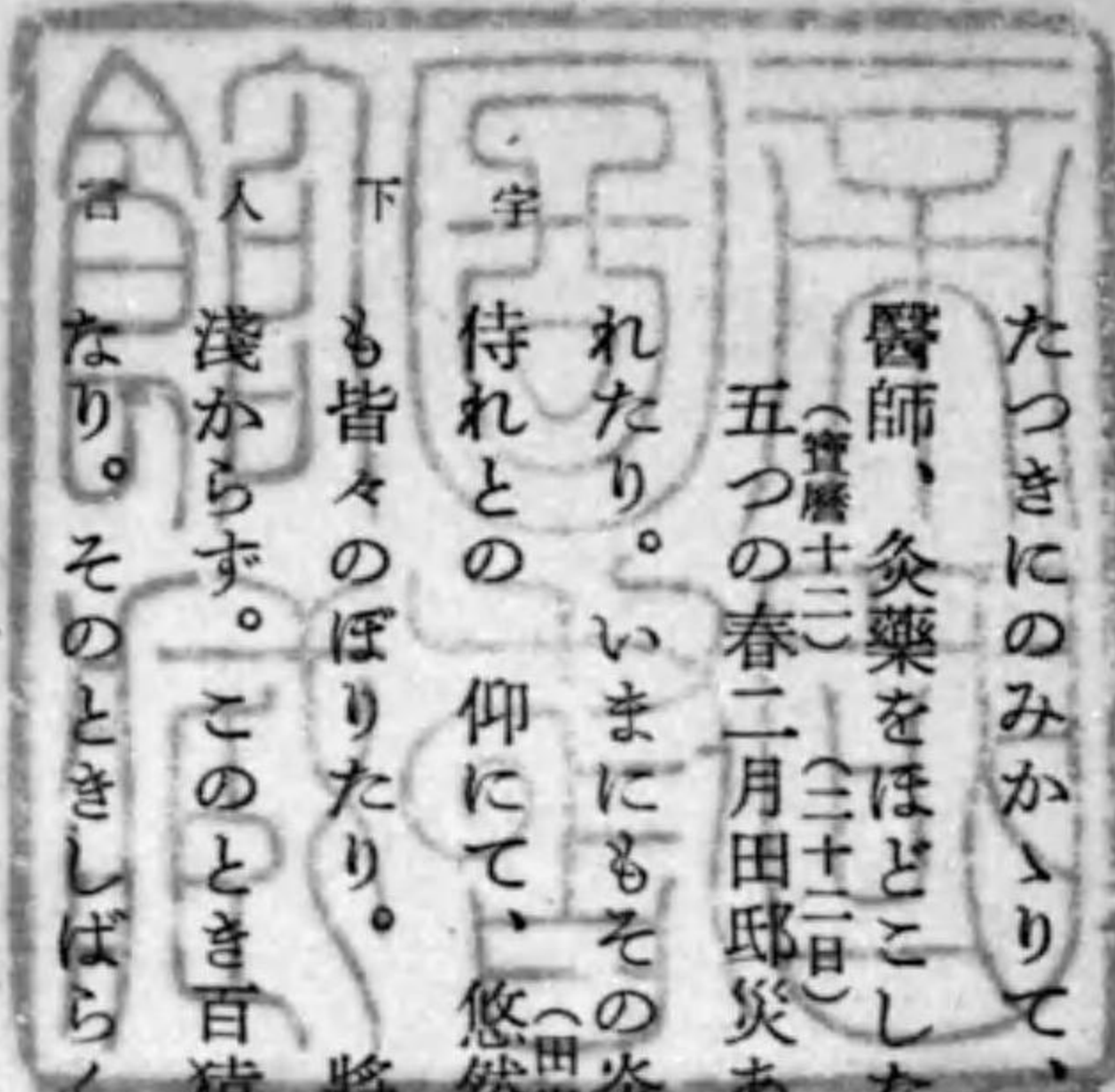
20

修行錄

註

.....二〇

.....一九



寶曆八年歲星戊寅にやどる。十二月廿七日生る。生れてより虚弱なりければ、い

たつきにのみかゝりて、生育のほどたのみなかりしとぞ。伊東江雪法眼などいふ

醫師、灸薬をほどこしたりければやゝ長じぬ。生母は香詮院殿(山村氏)といふ。わが名は賢丸(まさまる)といふ。

五つの春二月田邸災あり。予は乳母の腹にして上苑吹上をいふの瀧見の御茶屋へのが

れたり。いまにもその炎火のさまおぼえてお侍るなり。上使ありて、御城へ退き

侍れとの仰にて、(田安宗武)悠然院殿・(宗武室近衛氏)寶蓮院殿・(田安治察)高尙院殿御はじめとして、予が如きまで

も皆々のぼりたり。下將軍家治公いとまめやかに仰ごとありて、くまぐまの御惠み

人淺からず。このとき百猿ノ御巻物と、山本大夫の奉りし伊勢セの御はらひは賜はりし

言なり。そのときしばらく御城にゐたりければ、心や鬱し侍らんとて、吹上の上苑に

ともなひ給ひ、或は能興行ありたり。(清水家)悠然院殿・寶蓮院殿は五六日もやたちけん、

宮内卿殿の別業の、芝といふ所にあなるをかりてすみ給ふとて、御城をば退ん出給

ひぬ。予らは久々御城にはゐたりけり。いと御惠淺からず、將軍家にもことに

鍾愛し給ひける御事とて、のちくにかたりきかせ侍る事なり。それより田邸の別

業、よつやの里に假のとのづくり出きてければ、予らもみな御城をば退ん出侍りぬ。

あけのとし田邸の御やかた出来にければ皆々うつりぬ。

(寶曆十三)

六つ^(實)のとしに大病にかゝりたり。いくべきほど心もとなかりけれど、高嶋朔菴法

眼そのころは菴菴といひて田邸の臣なり。後種姫君にしたがひたれば法眼にはなりぬ。ら、おほくのくすし打つどひて醫しぬ。九月のこ

ろ平愈す。

(明和元)

七つの比にやありけむ、孝經をよみならひ假名などを習ひたり。書と學問の師は大塚大助孝純といふ。

字 八つ九つのころ、人々みな記おくもよく才もありとてほめののしりければ、わが

下 心ながらさもあることよとおもひしぞはかなけれ。その後大學などよみならひたる

人 比、いくかへり教へられ侍りても得覺え侍らずして、さては人々のほめのしり

言 けるはへつらひおもねるにてこそ、實はいと不才にして不記おくなりけりと八つ九

つのころふとさとりぬ。これを思へばおさなきときほめののしるはいとあしき事な

るべし。十あまりのころより、名を代々に高くし、日本もろこしへも名聲をならさ

んとはかりけるも、大志のやうなれどもいとおろかなる事にぞ侍りけれ。そのころ

より大字など多く寫して人のもとめに應たりけり。みなくこひもとめしも、へつ

らひのたねに生ひ出し事なれば、そのもとめに應じてかきける心いと淺かりけれ。

言 人 下 字

(明和六)

十あまり二つのころより著述をこのみて、通俗の書などあつめ、大學の條下にあ

ふ事々をかきあつめして、人の教戒のたよりにせまほしくおもひたちてかきけれど

も、ふるき事もおぼえ侍らぬうへ、通俗の書はいつはり多しと聞ければやめたり。

いま思へば眞西山の大學衍義の旨趣に類したる大旨なれば、あつめ侍らざりしぞ幸

ひともいふべきにぞ。此ころよりうたもよみたれど、みなこしおれの類ひにて覺え

もしはべらず。またたよる人もなければ、みづからよみて反古にのみしたり。鈴

か山の花のころ、旅人の行きかふさま畫かきたるをみて、「すぐか山たびぢのやどは

遠けれど、ふり捨てたき花の木の本」とよみたるも、十あまり一つの比にやありけ

む。

十まり二つのとき、*自教鑑といへる書をかへたり。大塚氏に添削をこひたれば、

そのうちの書にしては見よきなり。いまもあり。清書のころ明和七つとあれど、も

とは五年のころよりつくりたり。(田安宗武)ちうへ喜び給ひて史記を賜ふ。いまも藏書にな

しぬ。十まり一つ二つのころより詩を作りけれど、平仄もそろひかねて、詩ともい

ひがたきほどなり。雨後詩に、「虹晴清ニ夕氣、雨歇散ニ秋陰、流水琴聲響、遠山黛

色深」七夕詩に、「七夕雲霧散、織女渡銀河、秋風鵲橋上、今夜莫揚波」とよみたるも、多く師の添削にあひたれば、かゝることばとはなりたりける。

この比より弓・猿樂をこのみてならひぬ。馬・劍術・鎗術も此比よりなしぬ。されども弓と猿樂はことに好みたり。弓はよるとなく晝となく射いたりしかば、十まり五つの比に哉ありけん、市川といへるあたりにて白雁をも射とめて高尙院治整殿より矢の羽など賞に給はりし。師にとひて弓道の密旨さぐりて其むねに射ばやとおもひしに、業つたなくして理高かりしかば、つゝにくせをやみて、いと拙なくなりたりける。これもまた、人のほめの、しりしにぞ、われもしらずに心の高くなりたりけるぞあさましけれ。もとおろかなるものは、何事をなしてもおろかより失するぞせんかたなき。吾が師常見氏、弓傳のたゆるをなげきて、弓書のこりなくわれに傳へぬ。予が拙手いかで傳を得んと辭しけれども、しゐてあたへしかば、封しておさめ置たり。天明六のとし岡田平右衛門射をよくしければ、これにより／＼つたへ侍る事なり。猿樂は觀世大夫織部といへるにならひうけたり。かなしき心、うれしき心、いといと其情にあふやうにと心がけたり。之にひま失なひしぞ今さらくやみてもかひなし。

宇

下

人

言

十あまり六つの比よりしてつゝに廢し、廿の比よりたえてせざりしなり。いまはいむといふほどに思ふなり。ものふてふなかにも、王公貴人が盛久をまふて、みづ盛久からもりひさになり、敵にとらはれてきらるべきに、信ずる佛によりて命全きとて、敵のまへにて一さしうたひまひていさみたるやうなる事は、かりにもなすべきものに哉。また班女になりて人をかこち、熊阪になりて物うばふ情をなすなど、いふも汗出る事なり。武士のなすべき事にはあらずかし。

字

下

人

言

十あまり三つまでは、としに一度二たび、おくより登城して君上に拜謁す。それ過てはそのことなし。

そのころ田邸にゐしにも傳屬の人多からず侍れば、物ごとにつきて事を缺きてのみくらしぬ。たばこをこのみても、十まり四五つにならねばゆるさず。そのほか兄弟多かりければ、三たびの食羞もわが心よりこのむ事はきびしき禁止にてぞ有ける。まゐて着るてふ衣・はかまの類、何をこのみ侍るなども禁止也。はなかみを入る袋いとこのましけれど、年いまだ至らずとてゆるしななければ、乳母にいひてひそかに紗綾さあややうの物にて紙入る袋を製し、それを懐にして望みたりぬとおぼえたり。十

あまり四つにか有りけむ、おもてへ出て寢食梳洗みな水野爲長・遠坂・山口など傳屬のもの合心してしたり。その傳屬の臣の出来ぬがうちは、表へ出ても人々の詰所などへきて、黙々として人の物語うちききむたり。そのころも、いま公子の身にしなくば、いかでかかゝるものがたりの席をもみんなとおもひて、さまざまの事うちききたり。いま政事をとる心のそなへになり侍ること、半ばにも過ぬべし。その比より書など好みてよみぬ。後漢書^{*}をよみけるに、陳蕃やらんが慨然として「有^下清^二天下^一之心」とかいふあたり耳にとまりて、誠にとたくまじからねども、膝をうちて歎息しけるは、同志の事を歎じけるも身のほどをしらざる愚さともいふべき。この比もはら歌をよみて、爲長にひそかに添削させたり。

明和八のとし、予は十まり四つになれり。悠然院殿逝去まします。御子治察卿跡をつぎ給ふ。それよりして治察卿いと予を愛し給ひつゝ、何くれとまめやかにさ^沙たし給ふ。予この比短氣にして、はつかの事もいかりふづくみ、あるは人を叱怒し、又は肩はりすぢ出して理をいひなんどしたり。みな／＼なげかしのみいひたり。大塚孝綽殊によくいさめたり。水野爲長常に諫めて日々^のよしあしをいひたり。き

けばいと感じけれど、ふづくみの情に堪がたきに至る。床に索道^{*}のかきし大^太公望の釣する畫をかけて、怒りの情おこればひとりそれにうちむかひてその情をしづめけれどもたえかねたり。ひと日全くいかりの情なくくらしたくとおもひしかど、つゝにその比はなかりし也。このくせも十八のとしより、あらひそゞぎしやうにはなりたるぞけうなれ。全く左右の直言ありし故なるべし。

わがとし十あまり一つの比より治國の道をしりたくおもひ、かくしておさめんなどさまざまの工夫を、あるはかいつけ、又は圖にしたり。いまおもひ出してみれば、いとあさましきことのみにして、用にもたちがたく侍るぞかし。さればいにしへ奇童のとしたけし人にもまさるといへるは、いとありがたき事なるべし。

初にかいしるす如く、いとけなきときより、食も衣もゆあみするなんども、心のままにはならざりしぞかし。それになれになれたれば、いま儉約の道おこなふも、ゆめ心にたえしのぶといふこともなく侍るぞかし。いま衣食住のおごりなき様になすをみて、人はさぞくるしからむときこゆれど、おさなき時になぞらふれば、まことに井の魚の海川に出でし心ちぞすれ。さればおさなきときは、いかにも事少な

して法度嚴にそだつべし。すべて法よくその人をたゞすときは、わが如き鄙吝愚盲の性も罪戾にとをさかること多きものぞかし。十まり三つ四つの比より、少艾を慕ふの情もありけれど、法度嚴なりしかば、十まり九つのとし婚をなせるまで、其情をばしらざりしぞかし。(實は十七。安永三)十六のとしにか有けむ。(白河藩主松平越中守)定邦公の養なひとはなりたり。もとの事は田邸にても望み給はずありけれども、そのときの執政ら、おしすゝめてかくはなりぬ。そのころ治察卿にもいまだ世子ももち給はず侍れば、いとど御よつぎなきうちは如何あらんなど聞えけれども、さがりがたきわけありしこと、この事は書きしるしがたし。養子の事 朝より命をうけたる日、治察卿予をめしてまめやかに教訓し給ひけり。その時の仰せにも「さいつ頃隱岐守定靜がもとへ定國を養子につかはし給ふとき、いまだ 悠然院殿在世にましゝたれば、定國へはあつく仰せごとありたり。そのとき『治察もきき候へ』とて、めして御そばにありたり。またけふこの事申傳へよとの御深意もありけらしと思へば、いとど追慕の情にたえ侍らず。忠孝仁恕のみちの仰ありてのち、定國へ仰られけるは、『汝のかしこの子となりしは、お鐵 定國朝臣の室 柔順院といふ。あるが故也。さればこの後お鐵へ對しておろそかになすまじ。

お鐵がはらに男子生れば幸の至りなり。妾腹の男子出来て、それにその家を傳ふれば、定勝の血脈はたゆるといふべし。いか計りかきのどくに思ひ侍るなり。人は孫を見たきといふは凡の情なれども、われは不肖の孫見むよりは、末家または血脈相當の家より養子して、汝があとはたえ侍る様になしたき』なんどくまゝの仰なりき。いま治察べちに思ひつゞくることもなし。先公の定國へ仰られしを今はなしてきかせ候こそ、かたはらにありてきゝけるかひもありとはいふぬ」と涕涙しておしへ給ふのありがたさいはんかたなし。すなはち退ぞきて書しるしをきぬ。治察卿は兄ながらも親父の恩あり。くりかへしゝいひても盡べからず侍りぬ。ことに先公の仰をのみかたり給ひて、いさゝかの御私旨をのべ給はざる紹述篤實の御事、おそれ多き御事なれ。その後よりゝ教訓など蒙りしなり。予はことに友愛し給ひぬ。予その比狩野の畫をならふ。殊にとげずありぬ。廿あまり二つ三の比また山本又三郎を師として唐畫をならふ。中年の比より廢しぬ。すでに柳鷺の畫と關羽の畫は家治公に献じぬ。種姫君より内 獻じたまひぬ。桃鶴の畫は今上帝へ奉りぬ。光格天皇 近衛内前公内々 詔ありたり。めうがの程恐れ多し。

(實は十七。安永三)
十あまり六つの時にか有けん、治察卿いたづきにかゝり給ふ。七月のころより也。

さまぐの祈禱療養ありけれど、露のしるしもなし。ことに予はこゝへ養ひのさだまりし後なれば、嗣のところ心元なく、人人たゞく匂々としてさだまらず。治察

卿も病間殊にうれひ給ひ、竹本氏(要人・側用人)をまねき給ひて、あとの事仰られし也。そ

のころ大屋遠州(遠江守昌宣)稲葉(越中守正明)にかけあひしとき、稲葉のいひしは、「事いと重

し。賢丸殿ふたび立かへり給ふべし」とはいひぬ。これにて人人心安くおもひぬ。

すでに竹本氏も卿へかくと言上しければ、ことによるこび給ひしと也。病やゝすゝ

みて、八月の廿八日にかくれ給ふ。世嗣さだまらざれば、喪を祕して發せず。大屋

等諸重臣みな予に見へて「御あとの事うれひ給ふらんが、稲葉のいひたる事あれば

しゐてうれひ給ふな」など聞えたり。さて寶蓮院殿の御なげき一かたならず。まこ

とに倒れ伏し給ひ氣絶するものあまたたび。湯薬をすゝむれどかへりみ給はず。「此

家この度斷絶しなば宗武公へ何といひ侍らん。賢丸を久松家へ養ひにやりしは、も

と心に應ぜざる事なれども、執政邪路のはからひよりせんかたなくかく爲りしなれ

ども、ゆるしたるはわれと治察と重臣なり。斷絶するときは、いかに初のこといひ

わけたらんとて何のかひもありなん。そのほか先公の祭をたつのみにか下々も飢渴離散せば、いか計りのくるしみならん。されば命にかはらむことをいのりしかど、神佛の心なくしる事なきや、露もそのしるしなきうへはいま又湯薬をなめて命をむさぼるべき様なし」など理の當然たる御事ども、せんかたもなくみなくなげきたり。

もとこ、(松平家)よりしきりに賢丸を登ひにせまほしといひおこし給ひけれど、世嗣の處心元が大ければゆるし給はず。御城の老女就權などよりしきりに勤めけれども、かたくゆるしたまはざる事數度に及びぬ。さるに就權より

台命のやうにあぶきといひければ、そのうへはせんかたなくゆるし給ふ。さればとて束手すべきやうもなし。よつて予みづから薬を

奉りければ、初てのみ給ひたり。其より三とせほどは、たゞ病寢にのみわ給ふやうにて、うきうきとし給ふこともなく、中興の御志のみにてさまぐと心をくだき給ふ

なり。治察卿うせ給ひても、御嗣の事は出來給はねども、上下安穩たるべしときこ

えしかば、喪を九月八日に發す。即日老中右京大夫を上使として、「思召有之に付、

田安領田安附の者今迄のごとし」との命をつたふ。何れもまづ安堵はしたりけれども、御主といへるものもなく、これより當直とのゐには何を勤とやせんなど、その

ときのあはれさいふべくもなし。葬りし後は、常の御座に神牌をおきて、如在の勤

をなすもなげかしけれ。寶蓮院殿も唯予をのみ愛し給ひつゝ、政事黜陟みな予をめ

してとひ給ひき。そのとしも暮れ、(安永四)あくれば予も十まり七つになりぬ。この比は學問をのみこのみてつとめたり。そのとしの春定邦公白川の三郭に花見給ひけるととき、俄に中風の状をなし言語もなく、右の方不仁し給ひ、氣も絶給ふ。よてさま／＼と療養しければ、二日三日も過て少し氣ももどり給ふといへる事田邸へしらせこしたり。いづれもむねつぶる。このときも實は予を破縁して、田邸の嗣たらむことを、上も下もみなねがひて、御願書奉り給ふのときなれば、猶せんすべなき事よと歎く也けり。その後定邦公も少しこゝろよくまし／＼て、(松平家上邸)そのとしの秋の比參府し給ふ。よつて予も往きて拜しぬ。それよりはやく八丁堀へ引うつり候へかしの事に決しぬ。そのとしの冬にか有けん、(十一月朔)將軍家より老女をもて命をくだし給ふには、種姫御養女になし給はんとの御事也。種姫君は予の妹也。そのとき御とし十まり少しこえ給ふ比に哉ありけん。其よりよそい事ありて、(十一月七日)大城へのぼり給ふ。このとき予も御心得の御爲とて、よしあしの道かきて「なにはこのことのは」とか名づけて奉りし。種姫君 大城へのぼり給ふの比、寶蓮院殿へ「雲の上に羽をのすも猶老鶴のかげとぞおもふひなの心は」ときこえさせ給ふぞ、秀才のほどたれ／＼も感じたり。その

後は田邸いとどさびしくわたらせ給ふ。ことに予も養家へこしなば、そのさびしさいはんかたなかるべしとおもひやるにぞ、月日のたつも心ぐるし。このときの心づかひいまおもひ出してもむねつぶる。この比わかをこのみて、六七千首もよみたるべし。わかを書き書寫して、よき歌よみてんと心がけしかど、今に下調のうたのみ出来るぞなげかし。不才はいかにしてもせんかたぞなき。

宇 明るとし、安永四のとし也。ことしは養家へうつるとて、よそひなどするもおもしろからず。下 姫君の御方はこぞうつり給ひ、安永四のことしはまた定信のうつることとりかさね、さびし人 さいはんかたなかるべしと、うれたきおもひにのみ給ひける。かくてもあるべき言 ならず、つゝにこしぬるとて、寶蓮院殿にいとまこふも、よそならばさぞめでたくとて、人人うきうきしういひ侍らんが、もと予のこゝへ行は道ならぬ事の、のこり多しさいふにたれ／＼もおもへば、たれめでたしといふものもなく、みな涙おとしてみおくりぬるのみなり。予もさこそあらんとおもひて、和漢禍福たまきのめぐ

るがごとくありしこと書あつめ、いまかくよつぎ絶てうれたけれど、またとし月な
 がれ行ば、うれしき瀬にもかへるべしといふこと、長々しう書て一卷となし、寶蓮
 院殿にいとまこふとき、何もいはでその一卷さし出して立わかれぬ。(十一月二十三日)さてその日こ
 こへこしぬ。こゝにてはめでたしとてうき／＼しう賀したる。予が心一片のまこと
 より外はなきといへばおこがましけれど、田邸にありしときはきのふまでこゝをは
 なれずして御嗣のはかりごとなし侍らんとおもひしが、深き糸にしこそありけめ、
 下 けふ此處へつゐにこしたれば、けふよりはまたこのかたに一生を終ることなれ
 人 ば、このかたのよろしき事せまほしとおもひ定め侍りぬ。そのとし 將軍家へ拜
 言 (開十二月十五日) 謁しとしのくれに爵をたまはりて上總介となのる。人々ここにても御嗣ならばはじ
 めより中將たらし物を、諸大夫にぬのひたゝれこそあさましななどいひしものも
 ありけれど、予が心天地鬼神にちかひてもさなんおもふことは露ばかりもなし。た
 ゝこれぞわがうけゑし天なれ。吾器量の小、才の短に相應する位祿ならば、十萬石
 も多かるべし、從五位下も高かるべしとのみおもひたり。(安永五) 明るとし年始の慶賀等に
 登 城しぬ。その比より席の風ていかん(帝)にて、始めて出るものは、ふるく出るも

のへ物おくりななどしてたのみける。わが定邦公の比はさせることもなかりしをも
 て、予もそれにしたがへとて、そのたのみもなかりしなり。さらば營中の勤わかり
 がたく哉など聞えしかど、みな人のなすをみて心中にまねび、人のたすけなくして
 禮式にかけなふ幸にしておぼえたり。さればその比より獨立してげれば、はじめは
 うや／＼しからず傲惰に哉などいひしものもありけめ。その後心のうちおごりなす
 事なかりければ、みな信じて心友いまのごとく多くなり侍りぬ。このとし 安永五 將
 下 軍 家日光江御社参あるべしとて、予も御暇給はりて三月の比に哉白川へおもむき
 人 ぬ。もと定邦公の白川へ行き給ふべかりしが、中風のいたつきよに行給ふ 白川へおもむく道より風の心
 言 事もなりかたければ、予父朝臣のかはりに警固のためにおもむきぬ。 ちせしが、いとくるしくおぼえて小山の驛にひと日とまり、そののちは駕ごに枕し
 て白川へつきぬ。日にしたがひてこゝろよく侍りけれど、平日の如くならざりけれ
 ば、しばらく病床にのみ居しなり。このとし十あ されども病間には劍鎧弓馬などを見て
 慰みぬ。よりより政事に預る職などよびて物ごとたづねなどしたり。川村安右衛

門その時横目役をつとむをある日よびて、人々の善悪などたづねしとき、正道のいひしには「目代つとめ候職いと事重き事にて候。此こと政事・人の曲直など、定邦公より外へもらし候はじとの御事を蒙り候へば、世子君とて定邦公にかはらせられ候事もなければ、存上候處は同じく重じ奉り候へども、右ら御當職の御方之如く申上候様にとの定邦公よりの仰なければ、申上候も憚ある事に存候。されどあいかまへて定邦公よりうとく存上げ候など申事には、つゆちり候はね」と言つわけたる事に感じ、予もこたへて、「さらば何きき侍るにも及ばじ。されどこたびの御かために來りし事なれば、それに心得べきことは申し候へ。其餘の事は聞侍るまじ。」と云ひてやみぬ。それよりへつらはぬ良臣なる事よと思ひしなり。五月の始め警固終りしかば江都へおもむきぬ。この道のさま書つらねしは霞*の友とて一卷にせり。なをそれにくはしければこゝには略し侍りぬ。

六月の比にか婚(定邦女筆子)をとゝのひぬ。治床のかほよからねばむつまじからじとて父朝臣もわび給ふ。室は顔色をもてなす物にしあらねば中もうとからず侍りぬ。この比は學問力行をあつくつとめて、聞起出でてより手あらひ口すゝぎ髪けづり、何の書を

よみ、それより劍を學び、それより弓、それより馬、それより書などいへる如く、日日かわらすつとめたり。此比書物よむ事日夜のおこたりなく、人の見及たる書はつねのたちまはる書の事也。半ばほどもよみけん。一年のうちに四百卷ほどもよみたり。温公通鑑なんども二たびくりかへしてみ侍りたり。古史逸*・求言録*など、この比つくりしかと覚えぬ。文は十あまり四ツ五の比よりつくりしが、本不才なりければ心のみにしてさせる事も書出しがたし。この比の文は初めよりしはよみやすきといふべき物か下ら、體裁もわかちなし。

人 難*は江とか云ひし名はわすれたり。女の心得かい付て一卷となして贈る。この時の奥方諱傳
 言(院筆子)このころはすべて理にのみはせて、いはば腐儒の常談人情にとをき事のみなりき。いつのとしかわすれたり、この比の事なりし、(編島肥前守治茂)松肥州侯は予が甥なり、一日かしこに來りけるに肥州詩をこのみてしばしば自作の詩かいて見せなんどしける。予そのときおもふには肥州學問は文華をもはらとして質實の方うとしとおもひて、「詩はもはらとなりては如何なり。古の文人行實正しかりしは少なければ、たゞ魏徵・韓退之など花實備はりしをこそならひ侍るべし」とよそことに言ひける。肥州

短慮なりければことにいかりて、「口戎を出し好を出す。つゝしむべきは口才なり。詩文とてもあへて廢すべきものは。多くおの／＼つくりて出來ねばそれに事よせて文をそしるぞかし」と少し言あらくいひける。予打わらひて「戎をおこし好を出すはさることながら、親類のちかしき中には、心にたくはへなくいひ侍るこそたのもしけれ。ことをゑらびて交るこそ予がこのまざるところなり。予がいまいふは文華質實そろひしをたうとむとはいひぬ。質實のみにて文華をはいし候事には候はず」といひぬ。かたみに其あと二三言いひのちにはよそごとにいひなしてわかれぬ。その後肥州ふづくみはれず。(榮元・寄合醫師)兼康氏(官醫)なり。をして「さきにいひ給ひたる事心得ぬ」といはん計にさま／＼のこといひこしぬ。予のこたへしには「ちかしきちなみの中にも、叔父甥は猶さら也。心にかくしなふいひあふことほいならぬ。さるにこと人を中間(カ)にくはへて今何かやときこえ給ふは、もとわほ(マ)いにはあらず侍りぬ。このち心にさはり給ふことあらば、面折しての給ふべし。萬づの事かくいはば心にさはり給はん哉、いかゞ哉と、一ツ一ツに心くだきして交らば、こと人こと心のまじはりともいふべき。この交を好み給ふもわがしらざる所にて侍る」なんどいひければ兼

康もことはりにふくしてかへりぬ。この後もさま／＼のことありけれども、つゝには和熟し侍りぬ。いま思へば淺ましきこといひける物をと、ほぞくひし侍るぞかし。その比はたゞ理にのみはしりつゝ、直辭をこのみへつらひ侍る事なく圭角ありたり。わがあやまち書つけて後日のつゝしみにせまほしとおもふのみになん。

明のとしました明のとしなどさせ(る)ふしもなし。いつの比か、本多(吳侯)彈正少弼(ただかち)忠壽朝臣、勇偉高邁にして眞に英雄たることをしりて、登營のころ「君がたちへ行なん」といふ。忠壽朝臣うちきゝて、「何の事かはしらねども、き給はばあひ侍らむ」と約してその期日に至り行て、おもと人打拂ひ、「さて、世には信友といへるも少なくて。君の風彩感じ思ふ事あれば、今より交り侍るべし」とかたく約しぬ。忠壽朝臣も案に相違して喜び給へり。そのときも「信友といふからは、たとへ互に心にいむとも、よしあし面折していふべき」と約しぬ。予が天明三の冬より政をとりて、大なる罪戾もなく過したるは、忠壽朝臣の庇蔭なり。これより予も人にあひては忠壽朝臣を稱したりければ、いよいよ名聲高(く)聞え侍りける。予多く交れども忠壽朝臣のごとき人はなしといふべきほど也。このまへはよそへ行て出會又は話談等も

せざりし。いまの如く博く信友を得しは此交を初めとす。

この比も書をよみ侍ることをのみつとめたり。氣鬱やしけむ肩背疼痛してしのびがたきほどになん。(天明元)いつの年かその書の序にかきける年號をみたらはその年もしれ候はん。いよいよ肩痛甚しく書も廢したり。何のすべき事もなければ、側の人に口占して書しめ、國本論*を著す。國本論二冊附録三冊なり。この書も十あまり一日めに清書の功までとげしなり。その學などにつとめてはげみしもこれにてしるべし。

下 この比の事なり。(惣左衛門用人)(大助孝純)島村・大塚などの重臣としめしあはせて、田邸の嗣をたて中興の功をなさんと庶幾しける。これにてよくおもふべし。はじめは嗣なきを女郎局なんど、みなく女のことなれば、いとかなしくいひけるが、後には愁になれなしみを常として、初の思ひもうすくなりたり。そのうへ寶蓮院殿いつも榮ましまして、萬々年ののちといふ事は露計なき事よと心得て、今日安ければ今日をくらすといふやうに、かつて遠りよ慮もなかりしなり。寶蓮院殿御賢明の御事なれば、此御はかりごとありけども、うち合せ給ふ人もあらざれば、むなしくむねにつゝみ給ひて、かく年月おくり給ひしなるべし。つゝに島村・大塚とうち合せて、中興の功なし給

へかしと書たる一卷たづさへて予みづから寶蓮院殿へ申上侍るには、「子としてかくいふはその切なる事しろしめ候はん。松のちとせも龜の萬代もかぎりこそあれ。御壽は千代萬代といはふ物から、人は壽ながきもいつまでとはいふべからず。すでに悠然院殿の御嗣たえはてゝも、年月重なれど露ちり思召のかくときこえ給ふ事もなし。萬々年の後は誰つかさどりてあととむらひ侍るものも有なん。數百千人の御家臣もみな御いとまも出なばいかやうにもなり侍るべし。その時の事存候ては誠にたましひおち氣絶するやうに存候」など言を盡し泪をながして申ければ、寶蓮院殿もことになき給ひて、「汝にあらざればいかでこの事をいひ侍るものあらじ。われもその事心くるしう思へども、左右前後ともにはかるものもなく、たゞ一日の苟安を是とするの輩也。表向の大臣にはあふ事もならねばせんすべなし。又いかにして嗣あらんやうにはしなん」との給ひしにぞ、いとゞうれしくて、「さこそと存じ候へども、下として萬々年の後かくなどいふ事はいふべき事にもあらずと存じ候へども、それよりも又御嗣たへ侍る事は重ければ申上候也。一つ橋には御子様が多くなりませば、そのうちを上御の御養ひとしてこのたちへ下し給はゞ、御幼きより御前の御

膝下に御養育候はゞ、御恩愛所生にかわらせられ候事も候はじ。田邸・橋邸御連枝の御ちなみなれば、いづれかくともいふまじ」と申上ければ、御同意にて、猶老女へもとくととき候へとの御事也。佐保山といへる老女へうまくとときければ、「よくぞ心付し、尤之事ども也」といひければ、予が思ふには、女は心のうごき安きも(の)なれば、今かくいひても又かわりなん。いで心固め侍らんとものして「さらばあす上の凌雲院へまうで、此事悠然院殿へも申候はん」とてわかれぬ。あすにはかにうへへまうでてげり。その後またしま村・大塚へもかくと告ければ、いとよろこぼひたり。又ほどへて田邸へ至りて佐保山などにあひて、さきの事は如何哉とたづねしに、思ひにたがはでいひけるは、「いま 將軍家御年さかなれば、若君の御方御出生候はん。よし御出生候はずとも(徳川家基)西城(孝恭院殿御事)御としたけなば、御二男御三男の御方あまた出来給はん。御養ひなどいふはいと残念なる事なり。誠の御子其後に来ればほぞくひ侍るとも及び侍らじ」と云ふ。予いとおどろいて「いかゞしてさはいふにや。人は一生子のなきものあるぞかし。たまたま設けても女子のみうるもあるぞかし。それにいま將軍家おくへ至り給ふこともなきほどなるとの事、みそかにう

かゞひ侍れば、いつを待とも覺つかなし。西城の春秋にとませらるゝも、いまだ御婚姻さへなければ御出生をまつてふもいかゞ也。よし、二三年過て御男子御出生候とも、世子君は外へつかはされ候事はよも候はじ。それに寶蓮院殿御年も六十にもなり給ふ。一旦萬一の事あらば何をいひてもつぐのひ侍るまじ」とうちなげきけれども、とやかくといひてうけがはず侍りぬ。それをいかゞとたづぬるに、女のあさましき情には、田邸橋邸御連枝の御家なるに、田邸はこのごとくおとろへ給ふ。橋邸は年々御子がたおほく出来給ひて盛なるをねたみの心ありて、橋邸の御子をまた御養ひなどありてはいよいよ橋邸の盛をますといふものぞかし、殊に老女をさしおきて予の寶蓮院殿へいちはやく申たる事いかゞなり。事成ならば功はみな予の手にやあらんなど思ひしに哉。これ／＼いひてもきくべうもなければ、まづ時をまちつけよ、そのうちにはその老女と隙を生(せ)ざるやうにせまほしと思ひて、佐保山袖でさき崎なんどへはとき／＼おくり物して情をかけ、いかにもして中興してんとねがひけり。この事は安永七つとしにや有けん。

明のとし(安永八年)なども、此こといひ出しかどかれこれと事纏れしたるうち、西城(安永八・二・二四)

去し給ひければ、此はかりこと絶はてたり。

いかになれば、養君し給へば是れ大城の世子君なり。世子君あらせ給ひてのちのやしなひにてあらざれば、田

耶の嗣とはなり給はぬと理なり。

(定邦三女、享年十四)
此とし春光院殿かくれ給ふ。此病のときも醫士よびてかれこれいひ

けれども薬とのひかねて死し給ふ。
この比正名考などつくりしにやとおぼゆ。

宇のたくはへもなく、格例立法のそなへもなく、たゞ其時々事のみおはれて過るさまなげかしく、そのうへ予おさなき時より虚弱なりければ、中中家督とるまではいき侍らじ、おさなき時より天の下へ名をあげてよとおもひしも露ちるときえなん事もなげかしく侍れば、遺書と號して修身録に身のおこなひ、父子夫婦の五倫の道、又は學問の事などしるし、下情その外政事の本たることくはしくあらはし、政事録といへるには、第一凶年のたくはへかくのごとくしてとかき、經濟のみち残りなくかきしるし、この二冊にてわが心の及ぶ所博く如生の功をなしてんとかきあつめきたり。天明三年に予家とくをとりけるに、第一凶年のそなへなければ、大に家も亂れんとしける。さてそれよりい

まに至りてなす處の政事、多くかきたる事のみなり。されば世に腐儒の常談、事を經ずして考し事は益なきよし言ふなれど、これをみれば、ま

たすてがたくとも覺ゆるなり。

すべておさなき十歳のこ比より予は中々長生はなさじとおもひしにぞ、何事にもあとに遠く残れよかしと書たるものも多かりけり。いまかく生て政事をもなし、輔佐の地にもなりたれば、のこれよかしと書たるは、いとど淺ましく、人にも見せ侍る心露ほどもなし。むかしは政事はとらじ、せめて文史の名にてもものこしなんと思ひにし名利のやるせなき心、おしはかりてもおかし。

宇 明のとし安永九年初めて妾をおく。婚姻より年かさなれど子生ずる事もなし。よて妾ををきしが、心ばへいかゞありし哉、もといかなる所フクにありし哉、前行のほど心元なければ、おきても二月ほどのうちフクはそばたちまはりのみつとめて閨中にいれし事はなかりし。いよいよ心ばへくるしからず、前行させる事もなきにありしかば妾となせり。莊襄王の如き呂不韋のはかりごとにて異人をたぶらかしけん事もありしかば、此のちとてもよく心得べきなり。

★(原頭註)

御刀掛御遺物賜はる。御つゞきがらなれば、芝増上寺へ詣づる諸大夫の席よりは、五六疊す、みたり。稀有きほの御事とぞ。

明けのとし天明元年也十一月十六日徳(定信室峯子)院かくれぬ。九月の半ばころ痰血を吐てよ
 りいたつきにかゝる。初めは池原長仙院の薬にしてしるしなかりければ、長庵法眼
 にしたり。一たび快かりけれど、そののちかたはらにつきしたがふ乳母の、このい
 しはよけれ、みくじにも中れりたりなど、病床のかたはらにて愚痴のごとはきしか
 ば、つゐにこといしに成たり。そのいし古法なりければ虚實にも拘はらず、補益の
 薬もなかりけり。つゐに十一月初よりことに病すゝみたり。十五日にか有けん、い
 とおもり行てありしに、予もたちさりては、いしの事などいひ、又きたりては様子
 うかゞひなんどしけり。そのときかたはらにあらざりしかば、俄に予にあひたきと
 いはれぬ。いきてみれば、病ことにすゝみて息も促迫す。予来りければ、目うち開
 きて「病ことにすゝみたり。君には氣分は體よりもまさりてみゆれば、こののち養
 生はさら也、何事をなし給ふにも體のほどを察してよろしきにし給へかし。父うへ
 母うへも年を追ておとろへ給へば今のごとく猶孝養を盡して給はり候へ。(眞田伊豆守
幸慶室定子)ばうへも御身につつきしちかしきも少なく候へば、猶よろしく」といひのべられし。
 予も哀心をおさへて「いまの事よくりやう掌しぬ。少しもあんじ給ふな。病もおも

けれども薬また的中し侍らば平愈もほどなかるまじ」と云ひければかたはらの者み
 ななきになきたり。
 法號よく其徳に應じたるやうにせまほしくて様々字などかいて(御堂和尚)靈巖寺の僧へみせ
 てのち、靜とく院徳とは定めしなり。この人才氣すぐれたるうへよく夫に貞順し、和
 歌などもこのみたり。この比よみをきし歌かいとゞめて(櫻葉集)神藏へおさめぬ。父母の
 御なげきさぞとおしはかられて、わがなげきも打捨て父君などをいさめまいらす
 心のうちくるしかりけり。
 7 明けのとし(天明二年)、この比より信友多く交りてかたみに道を講じたり。(本多彈正少彌・泉侯)(山崎侯)忠壽朝臣・本多肥
 後守忠可朝臣・戸田采女正氏教朝臣・奥平大膳大夫昌男朝臣・堀田豊前守正毅朝
 臣・松平山城守信亨朝臣(上ノ山侯)らなり。あるは歌などよみあひ、又はたがひに善をすゝめ
 たり。山城守信亨朝臣、もとは放蕩にして、すでに大坂在番中も行ひよろしからず。
 勤はててかへりても、家臣伏せず。采女正・忠壽朝臣ら打よりておしなだめ改過あ
 りしかば、この後は過をたゞし直言いふ友をゑて心の修行せまほしと信亨朝臣いひ
 たり。忠壽朝(臣)予をすゝめぬ。信亨もよて予にまじはりたきとの事也。忠壽朝

臣意をつたへぬ。予のいひしには「わが不才いかで人のゑきとはなりなん。されどこのかたより交を禁ずる事もなければ、信亨朝臣ののぞみにまかせ侍るべし。されどこの後、また風流家の徒とならば、我よくいさむべし。いさめてきゝ侍らずば忽ちに絶交すべし。かねてこの事もいひ侍るなり」とはいひぬ。信亨朝臣もいとよろこほひて、その後はたがひに蕙蘭のちぎりをなして善をすゝめ悪をこらしていひあふ。すでにいひよからざることまでもいひければ、信亨朝臣も家事の黜陟賞罰經濟出入の事までも、みな予にきき侍るほどの交なりき。この比は文おくるにも戒訓のことなど書ておくれれば、その事よろこびてくりかへしあつく謝し給ふ。忠壽朝臣も信亨はまことの人に成けりとはいひ給ひぬ。信亨朝臣政事のままにせまほしとて十七日に神祖へ立願す。事いとすさうなりけり。その後よそにて聞ば「信亨は鳥をこのむ。奇鳥珍禽をもとむ」といふ。予はじめは信ぜざりけれども、もしうつり心の人なれば、さなん事もあるまじきにあらずとおもひて、ある日信亨にあひて「よそにてはかくいふかに侍れども、さはあらじとおもひぬ。いま衣食の事まで質素を本とし給ふに、珍禽などはいかゞなり、いかに。」といへば信亨もしらぬさまにて、

「世にてはさまゝの事いふものぞかし。國その國たらざれば衣食の事までもつゞまやかにし侍る事君もしり給ふごとし。いかで鳥などかい侍らん」とはいひぬ。予もさればこそ三虎とやらのたとへのごとしと思ひたり。そののち又よそにて「信亨鳥をかふ。いま江都中の名鳥あまたもちたるは信亨に過るはあらじ」といひぬ。予がいひしには「この比は信亨にきゝしがさせる事はなし」といひぬ。「いかでさはありてん。さいひ給ふは信亨の君にいつはりたるならん。鳥ある事はたれゝも知れる事なり」といひぬ。予また信亨にあひて「かくはいふなる人のことば信じ侍るにたらねども、人々かく口實になせば君の質素もいつはりにてこそなど人もおもふらめ。その實なき事なればうれふるに足らねども、また嫌疑さくるてふ事も君子のうへにあなればよくわきまへ給へ」といひしかば、「よくぞいひ給ふ。なき事なればせんかたなし」などと聞えぬ。その後信亨はしる國へ行。その後にてきけば鳥あきなふもの何とかいひけんもの、信亨の鳥になふて國へ往たりといふものあり。うたがひ半なれど、もしさせる事ありしやと思ひて、その鳥あきなふ者へたづねさせしに、まぎれもなき事なりといふ。いかゞの鳥ありやときゝしに、何の鳥はたれよ

りかいてもとめ給ふ、何の鳥は何ほどのあたへなりしなど明らかにいひたり。予これをきゝて忠籌朝臣へかくといひ述べて、「はじめ交りし時も此後もとのあしきへうつらば絶交すべしとはいひめ。鳥かふ事あしき事にはあらざれども、時もあるべし。いま信亨の家臣の祿秩もみな減じたるうへに、あたふものさへ時おくれずといへば、むまやに肥馬ありのたとへにも似るべし。その事いさむればいつはりいひてうけがはず。かくては耻しめらるゝのみなり。故に君がたま／＼いひ給ふ事なれど絶交し侍るべし」といひやりければ、「尤にてこそ」といひ給ふ。故に書をおくりて交りを入たちけり。そのときも「いまよりは一筆一言も交へ侍らじ。されどよそへいひては交絶て悪聲を出すにかければ」と思ひて、たゞわれと信亨のうへにてねもごろなりし交りをたちしのみなり。そのとき文おくりしにも「交り絶ち侍るうへは、何の事もいひ侍らじ。されど明諸侯になりて國家の翰屏(譯カ)となり給はばよそながらうれしからん。此一言は絶交の期にのぞみていひ侍りぬ。これいま迄のねもごろなりし恩を謝するの一語とみ給へ。」といひやりたり。

明の年天明春より口中はれみちて飲食も通せず。庸醫に托しければもとより療功

もなかりけり。つゝにあぎとのあたりへふき切て、膿水ことに多く出たり。このうれいによりて書をも廢し、たゞ心をなぐさめよといふにまかせて怠りがちにのみすさみたり。このいたづき正月十一日よりおこりて八月比までなやみたり。このとし八月の比にか有けん、鈴木清兵衛邦教にたよりて起倒流の柔道をまなぶ。そのまへより水野中務少輔・奥平大膳大夫・九鬼長門守らみな予をすゝめけれども、清兵衛(忠徳・出羽守忠友嫡)の術は妙術にて、人君學べは忽に上達なすなど、あられぬ妙をききしかばこゝろ(昌男)にうたがひて決せざりけり。ことしやう／＼まなぶ。まなべる日よりその術の正しくして、聖賢の道にも正當なる事をさとりて、それよりまなび侍りぬ。そのこと言などかきてけれども他言すべからざれとのちかひなればこゝにはしるし侍らす。

明れば天明三年なり。このとしは春は雨まれにして、四月比より雨ふりつゞき、八九月の比まで陰雨連日にして、夏伏陰ありてあさがほなんどもつるものび侍らずかじけたり。皆人うれふ。七月淺間ま山やけ出て、江都もはいなど多くふりて日も陰

陰として時時震動やまず侍りぬ。淺^間ま山のやけたるは耳に聞しよりも甚しき事とぞ
 みな人いひあひぬ。二年ほどへて安中館林のへ^邊へ行しものに聞しに、いまに萬山枯
 木のみにして、はいのふりける山は白妙に雪ふりつめるにことならず、鳥井^{ウヰ}のかさ
 き屋のむねなど、はつか^灰はいの中よりみゆるなど侍りしとなり。土砂川をうづ
 めてければこの比の^{利根}とね川はもとの瀬にはあらずといへり。天明六年江戸の水いでしも、とね
 の川ふるきにかへらねばなるべし
 宇^{といへ}この時の人の死亡せし、何十萬といふ事なかりし也。古河の邊の^{房川}也。川へ死人
 下^{といへ}のながれ行さへかぞへがたく侍りしとはいひし也。定邦公八月の末^{九月か}に江戸へ
 人^参参さんし給ふ。いたつきありければ
 かくはのびし也白川凶年にして萬頃一毛のたつるなし。皆すだちと
 言^いいふているこなどもなきほどになりたり。にはかにききんよといひたれど、城下に
 たくはへし米もなし。その比までは家中酒興をこのみておごりしかば、ある米もみ
 なききんの至るべしともしらざりければうりひさぎたり。城下のごとくなれば城
 外の民家はさら也。みな人束手して死をまつなんどまことになげかしきさま也。人
 人此家^星けふはほろびなんとおもふ也。もとたくはへし米も金もなければせんすべな
 し。ことし家とく^星を予にゆづり給ふてふ事なれども、此凶年にゆづり給ふはいかど

なりとおぼしければ思惟再三決し給はず。此時吉村^(家老)又右衛門にはかに江戸へのぼる。
寛年といふ人也。のち
 に隠居して道確と云。いかゞの事に哉と人々おどろきたりしが、のぼりてききし、(養父定邦)大殿や
 まひつきてよりこのかた政事もみづからし給はず侍りぬ。この凶年人々勾々として
 安からざれば、このとき予に家とく^星ゆづり給はゞ、人々安堵なしなん。あひかまへ
 てこの期はづすまじきなんどきこゑたり。こゝによつてつゐに決したり。大殿御隠
 居の御ねがひ十月十三日に出さる。十五日に御奉書きたり、十六日に登^營せしか
 下^人ば予に家督そういなく下し給ふ。にはかの事にて、人々多くしらべかねしほど也け
 言^人このとき饑きんと云ふ事しるものもなかりしかば、七月の末までも、この雨けふ
 はれたらばみのるべしと空たのめして、月日をおくりけるうち、米價貴くなりけれ
 ば、このときうりひさぎて利をゑんとあらしめてうりけるものなれば、にはかにこ
 としは米不熟にて萬頃一粒もなしといひのゝしりければ、おどろきさはぎて人の色

★(原本頭註)

このとき人割たもふ事定まりて仰出されぬ。

あるものもなかりし也。予家とくとりてその日、家老よびて「凶年はめづらしからぬ事にていままでなかりしぞ幸ともいふべし。おどろくべきにはあらず。凶には凶の備をなすぞよけれ。いでこの時に乗じて儉約質素の道を教へて磐石のかためなすべし」といひつけぬ。翌日にか有けん。俄に江都の家臣のこりなく書院へよびて「儉約質素はわれを手本にせよ。吾このことにたがひたらば人々みなそぶくべし」といひたり。この事所々にとゞめたるはこゝに略したり。みな屈伏したりとぞ。それより予が膳羞も減じて一汁一菜朝一汁二菜晝とさだめ、みづから綿服を着て、さまざまとをしへしかば、今の人ありさまとはなりぬ。家中へあたふ米よからぬとききしかば、何となく米とうすと語りよせて、庭にてつかせてはからせたり。減じ多かりければ減せぬをとていひつけし。兩役大目附をよびて目代のつとめやうなど自筆にしていひつけぬ。此事かの役にあれはこゝに略す。勘定頭をよびて亦自筆をもて儉約の本をおしゆ。これもおなじ。國へも右の事又右衛門へいひつけてつかはしぬ。みなこれらかねて政事録にかきける事をいたしたり。これ亦忠善朝臣のかげともいふべし。このとし四品に敘せらる。本家にて四十あまりも過ねば四品はなし。家格にはなさじ、格別のよしにて仰を蒙りし也。この比もはら權家へたのみたりけれど人のやうに金など多くまひな

ひしにもあらず。同じとし(幸弘、天明三・一二・一八、從四位下)眞田伊豆守四品になりしがこの物入は予に五六倍しけるとぞいふ。

このとしの損亡拾萬八千六百何石とかやいひし也。國へも自筆やりて民のうゑにのぞまぬやうにといひやりし。又ききんの翌年には疫疾流行なせばとて天樞氣海へ灸すへよと教しなり。この比よりけふまで、あさ起ればはや政事の事おもひつゞけ、くしけづりなどしてはや家老にあひ、用人・大目付・郡代・構目などにもあひて彼是といひ合、食のまもわすれず。ただ國安かれの外はなし。夜寝るにも或時は夜半までもいねずに、さまざまかうがへて心を盡すなり。もと不才なればせんなき事ぞ出くる。このとし、おもひつくれば(松平内膳定實)了照院殿百回忌は來年なり。いま迄了照院殿の事うとかりしは如何なりとて、俄に位牌とゝのひてあがめ侍りぬ。

あけのとし四年也予登城しても、いさゝか席をはなれず。巍然として古風を存せしかばみな人おそれたり。

春は饑饉はしのぎかたき物ぞとききしかば乾葉ひは・あらめ・干魚の類いくらとなくかひとゝのひて、江都より白川へ下しぬ。旅中みなその事を感じて、いさゝかのと

どこほりなくおくりぬ。或はその荷下へをくはいとおそれありなどいふて、手より手わたしたり。それよりわが家臣とさへきけば道にてもかくべちにしたりと云ふ。

桑原伊豫守(盛貞)

御勘定奉行

などよりも夫食おくり給ふ。「御志のほど行とゞき候やうに、猶道

中とゞこほり侍らざるやうに申付候はん」など聞えしもこのときの事也。このとき

細川故越中守・松平越後守などにいとねもごろに交りて經濟の事などかたりあふ。

(五賢)

たび／＼予が亭へも來り給ふ。紀藩の庶公子松平唯之進頼徳朝臣は英雄なり。予始

下めて松平越前守亭にてあふ。打ものがたりしにいと予が見識を賞し、それより知己

人となる。つねに予がうはさのみしたまふとおもと人のかたりしと也。

言(天明四)

このとし予國元へ御暇を給はる。六月廿日あまり七日にやらん國へたびだちぬ。行装凶年のうへなれば萬づはぶきて、毛やりたて、道具又は臺かさなども皆はぶ

きぬ。馬のくからおほひなんども皮にしたり。今まで具足櫃一つもたせたりしが武備

の心うすきやうなればことしより二つもたせぬ。けんやくとて又武備をかく事はせ

ざる意なり。予の妾四月の比よりいたづきにかゝりける。さまざま療養なしけれど

も、そのしるしなかりけり。つゐに死しぬ。予いと愛したりければ、うれいかなし

し。

みたり。このものねたみの心も少なく、志もあるものなりし。月夜ともに庭などし

やう遙しけるが、今におもひ出し侍れば、その時より月をみ侍る事うきやうに思ひ

しなり。厚實に過るとて人々笑はめ。されど薄に過るよりはまされるにやあらんか

し。

妾ひとりなりければにはかにをきて國へつれ行んも心おもしろからず侍れば、國

元へは老女をのみつれぬ。人々わかき事なればめしつかひなくばいかゞあらんなど

聞えしかど、これもひとつのつゝしみなり。この時節に婦女あまためしつれんはい

かゞなりとて、かくはし侍りし。すべて予人にことなる事なく、おろかさいはんか

たなければ、房事・飲食・衣服・器物・住居・庭牆などかくあらねば心わろし、

かくあれかしなど思ふ事はつゐに覺え侍らす。たとへばこのやまひにさはり侍れば

好き侍るものなれど、これをば禁じよとだにいへば、くひたく思ふなどの事はなく、

心にもとめず侍りぬ。房事なども子孫ふやさんとおもへばこそ行ふ。かならずその

情慾にたへがたきなどの事はおぼえ侍らす。そのうへ平日これぞうれしきこれぞた

のしきとおもふ事はなし。側の人々もさいふ。四品に敘せしときもうれしきさまは

露なかりしとて人々わろふ。只わがうれしきとおもふは、たとへばこの法度・禁令・格式かくしらべてかやうに書てとわが心におもひて、さて人になさしむるとき、わが思ひしよりもよき事多く出来くると、誠に愛する子のよき事して親のよろこぶが如くうれしさいはんかたなし。これらの事、わが心にいつはりてよき名もとめんとてこゝへかくものならば、忽ち祖先の罰を蒙るべし。

宇 (藩祖越中守) 此の舊記をみしに定綱公の御像桑名の長壽院にありたりといふ。こゝにて聞まほしとて人々にたづぬるに、たれしるものもなし。いかゞはせんと思ふ比、予四品に昇進す。位記口宣の事に付、わが臣を都へのぼす。幸ぞとて桑名の事いひふくめ侍りぬ。かの臣桑名へ至りて尋ねればまさしくあり。この事ききてさらば明年白川へ行なば御宮をたてて白川へうつし奉らんとは庶幾し侍りぬ。このとしの春の比舊記をみしに、定綱公鳴神の御刀をひぞうし給ひて、何ぞ御心に應ぜざれば鳴神もきかぬとていかり給ひしとぞ。その刀定重公(第三世)のとき酒井雅樂頭へおくりぬと書しるしたり。鳴神の刀信玄の刀にて穴山梅雪へおくりしが荒川*の家につたはりたり、定綱公荒川へ養ひにならせ給ふとき此刀を荒川氏よりまいらせしと也。目貫には風神雷

神ゑりたりといひつたふ。予好古のあまりこの刀を得てともにその御社へおさめたきと思ひて、人をして酒井(酒井雅樂頭忠次)へたづねしに、ありしといふ。又ねんごろにたづねて、あらば望みたきなどはあからさまにはいはねど、その意ふくませてきかせければ、なきといふ。さらばいよ／＼おしみ給ふにやとおもはる。されどなきといふうへはせんかたなし。さるに或日春の比也酒井雅樂とその外兩三輩とものがたりするかたはらに予が居りしに、酒井うちわすれしにや、わが方になるかみてふ刀あり風神雷神の目ぬき付てなんとこま／＼かたり給ふをききて、これぞわが方へ歸る時なりと思ひて、其刀は我方よりまいらせたる也といひぬ。その後吾臣をして使としてその刀を乞ふ。この事辻勘平家の記ろくにあり寶藏の覺書にもあり。あたへず。又鈴木清兵衛をしてこひつゝに得侍りぬ。いま寶藏におさめて國家鎮護のたからとす。このとし牧野備前守などと信友をむすぶ。みな月廿あまり二日にか憩藩の命を蒙り、おなじ廿あまり七日にか發足し侍りぬ。炎暑酷烈なりしかば人々くるしみけり。されど多くのとも人にひとりもわづらひしものなかりけり。道とゞこふりなくみなこぞ凶年の手あてありしを喜びて、予が行先わつかのとゞこふりもなく侍りしぞいみじ。白川江つきぬ。政事などの事はそのしるしたる記ろくもあればはぶきぬ。

家中人割扶持ちにてたれくも飯料にことかきしかば、皆々うちつどひて願ひ出たきなど聞えし。組頭など不レ殘招きて、「至てひん困貧に及ぶ者は願出よ。重寶も人命にはかへかたく侍ればいかにもして救ひなん」この自筆とありといふ事しるしてやりければ、みなみなよろこびて「當年はいかにもしてとりつゞきなん。かならずくろくに思ひ侍るまじ」と一人くくわしく書付てさし出したり。このとし米を藏よりあたふるに處々の米なればよきもありよしきもありみな人うたがふ。よて藏よりうけゑてかへる道に、横目一二人出して庭にてはからせ、減はそのほどくましてやりたり。その後馬廻三人ほどづゝ藏へつめさせたり。とやかくしければ、そのうたがひも散じたり。宮部林平に鐵砲をまなぶ。鳥など多くうちたり。家中にてはうたず、外出又は郭内の山にてはうつなり。扱北小路の山に御靈社を立んことをはかる。そのとめしうちにもあまたあればこゝに略しぬ。すべて政事は一ツ物のあらたまる所より人氣の變じになり侍る物ぞかし。先祖を此地へ請じ侍りて、その古代舊家はそのほどく獻備のしなをさだめたり。その御靈社の入箇は、予が臺處と小納戸の益金のみにてたてたりしかば、いよく奢をはぶくのおしへのひとつと成たりけり。

のちに武備の祭と稱し武藝のまつりとして二八月に行なふ。近邊一揆等にて、急に人數さし出し候ときは、すぐにその武備の祭の人數をそのまま出すなりけり。武器米金まで別にしておく事也。

武げいは人々達者になれば物の用にもたちがたければ、これを以て人をすゝめ、かりにもおごり風流にながれず、武邊にしみ候様にとの事、これ祖先の御心をうけしなれば、世々へてもくち侍るまじ。寶藏のしなとりあつむ。寶物のおぼえにあり。武げいを見又不時に見、又近侍をしたがへて家中をありき、けいこ所などへ立よりて見る事度々也。

家中武器ことにもてあそぶ風とは成ぬ。

正月の百姓の禮錢をもて具足をかひ、それを家中の望みのものへ關をもてあたへ、價は一年に少しづゝ上納さす。すでにことしまで十餘領におよぶ。

このとしは豊熟せり。よて人割扶持辰の年の分不殘かへす。巳のとし十月より十二月まで三月の分は三年にかへす。過にわたしたる分は五ヶ年に引とる也。在中かしおきたる米金半ばを、のこらずつかはし捨にしたる也。

九十已上のものへ一人扶持をあたふ。子五人もちしものへは米を稱美としてあた

ふ。

(天明三)

こぞ卯の施行せし町在のもの門へ感札をあたふ。そのほど酒を以て稱美す。萬雜帳二冊。一冊は庄屋がもとしてしたて、一冊は長百姓にしてしたて、庄屋よりは郷使へ出し、長百姓のは次横目へ出さす。

宇

村ごとに市女をよびて年に一度づゝ口よせをさせ候事申付る。右によつて子をかへしたるものなどあれば、其子おの

下

づから出てはちたりとぞ。せきわく(關和久)のあたりにては、その子の爲にはかにやしろなどたてしといふ。

この國女少なければ越後よりよびよせて百

人

姓にあたふ。

言

町在へ桑・楮・からむしなどをうへさす。

ぬしをよびてなさしむ。鍬かじをよびてなさしむ。

城下あやつり願出たればゆるしぬ。しかるに家中おさなきものまで、武士はゆかぬ所ぞとて、行もの一人もなかりしぞ。風義少しはよくも成りたるやなんどきこゆ。家中酒のむものも、酒宴等なす事もなし。番入等ふるまひ、又はべんとうふるまふ事もなし。

宇

下

人

言

(天明五) 明のとし巳の武げい等のせわきびしければ、みなくせい出したり。四月の比湯

本村へ行ぬ。山手四ヶ村よく農事にせい出しけれど、土地あしくていつも悪作せり。

よて一人ごとに米をあたふ。こゝを七つ比にたちて、湯本塔とうのへつりの邊辨を行。

くれければ湯本のほとりの寺にしばしいこひ、も、ひきはんてんきしま、にてゐたり。ぬふりもやらず、人々とはなしなどしてゐたり。又夜

明るころ、板小屋・湯小屋などへ行て、くれ比七つ過にこゝへかへりぬ。みな子が駿足をほめぬ。

月に二度づゝみづから大學を講じて兩人・ばん頭・そう者・用人の類みななく。いひきかす。いま講義あり神藏におさむ。

月に一度づゝ和歌の會をなす。短冊などものべ紙をきりたる也。懷紙ものべがみ

を用ゆ。歌よみ終れば、はぎもち・だんご又は湯どうふなどやるなり。酒は和歌會

の始と終りに出すのみ。風流にも質素にせよと教しゆる微意なり。

服部丹後・奏そう者などにやはらをおしゆ。月に三度づゝなり。關秋風・大學講

義などをつくる。

こぞ仙臺にて餓死したる人、四十萬にみたり。津輕も二三十萬人死せり。その餘右のごとし。

予が領國は死せるものなしといへり。されど餓死せざれども、食物あしくて死せ

るものはありけんかと思へば、いまも物くるし。

せん仙臺だいの宮へきとうをたのむ。このことは予が深き意なり。白川のかためと

してこゝに在城す。白川は奥州咽喉の地なれば、ゑぞ・松前・仙臺のさましらすし

ては成がたし。又今治世にその事聞出してんといふも淺はかなり。ゆへに、夢の告

といひなして一の宮へ代參をやり、その後年々行きたえずして、よしあしに付、一

の宮よりしらせこそすべきに定めをけり。

城下通り客のとき、本城空虚なりしかば、その時々番頭など組を少しそへ、本城

にとまる事さだめたり。

家柄★のもの若きより重任可爲侍れば、萬づの事うとうとし。されば修行などつ

むべき事も出来ぬなれば、出席といふ事をさだめて澤勘（老分）げ由・吉村又市（用人）を用所・横

目役所へ出席させぬ。さてみならい聞ならいて、萬の事修行をつみて、猶重任もさ

すべきに定めたり。その外家の規定あまたしたりけれど、それ〴〵書留置ばこゝに

略しぬ。百姓まへにて、夏冬一人に付、いかほどとさだめて米麥をたくはふ事をお

しゆ。今もてしかせり。

（天明五）五月にたちて江都に六月朔日につきたり。

江都の門限みだりなりければ、萬づさだめたり。この事いまでもて行とゞきて齊整

たり。むかしよりは風義も半の餘はかはりたり。かはりたるにつきて、またさま

〴〵の事もあれども、あやつりの糸をひきつなをひくごとくなして、しらすしらす

によき道へよらしむるなりけり。

江都へ出てより、又たえず田邸中興の事など考けれども、させるふしもなし。

公義の御政務、おぼつかなき事のみ多かり。よて常々心をいたむ。

在國中成功もありしかば、みなみなうちつどひて、「その事きかまほし」、「いかに

してかよからん」政はいかゞぞ」と日々のやうに松平紀伊守・本（信濃・龜山侯）彈正（本多忠壽・泉侯）・肥（本多忠可・山崎侯）

戸采女正・松平伊豆守・堀田豊前守・加納備中守・牧野備前守・牧野佐渡守・松平

越後守・奥平大膳大夫らみな〴〵したひきて刎頸の交をなす。よてけう（豊）おうち（應）そう

★（原本頭註）

書院格・舞たい・無格のほど〴〵のさだめをして貴賤をわけたり。深意尤ある事なり。そのころは人々かろきものはうけがはざりしかど、後はさせるふしもあらじ物と思ひ侍る也。

かならず事もなく、終日膝を交へて人道政事の事を物語なす。予させる事もいはず、
 たゞ／＼大君の爲によろしき人を出かし奉らん。これのみの願ひなればさま／＼
 と心をくだきて教へ導きけり。いづれも／＼聰明の諸侯なりければ、政務など残
 る處なくなして、ことしごろは采女・備中・紀伊守・彈正・肥後などよほど都下を
 名を發したり。家中にても予と交る事のめでたしなどいひあひ、或はるす居へさき
 のるす居より、「猶ねもごろにして萬づいひきかせ給はれ、家老初めねがひ侍る」な
 んどときこえたり。(定奉・今治侯)松平河内守・有馬左兵衛佐・(譽稱・丸岡侯)松平大膳亮(忠告・尾ヶ崎侯)らも友たり。これらは才
 人もかくべちにもあらざれどいづれ少年の才子なりけり。彈正の爲人(徳川家基)は古にいふ英
 雄、かつ至て信實深く、義あつてよく物に感ず。すでに孝恭院殿薨御のせつは、五
 十日肴酒をやめ、麻上下にして、朝より夜るまで端座してつゝしめる如きの人なり。
 天明六年出水のせつの家中のとりまはし、物の行とゞきしさま、おどろくべきほど
 の事なり。家中手あて残る處なく、米金をちらして救ひなどなせり。つね／＼の
 けんやくはこゝをせんとの爲なりとてしかせり。また水に汚れしふすまなんどのつ
 くらひはいさゝかせず、食物も晝のみ一菜にし、朝夕はめしのみくひたりとぞ。こ

言 人 下 字
 れは又儉約なりといふ儉約と、不時の入用とのわけをしるぞ、まことのけんやくと
 はいふべき。いま四十あまり六七つにもなりなんか、いままで百匹の金にてわがな
 ぐさみのしなとゝのひたる事はなしとなん。かゝる質素なりければ、家中も本地に
 してやり、何事のそなへ、火事軍事のそなへまで手厚なり。名譽の人なり。肥後守、
 爲人レは至て篤實にして好善の徳あり。人のよき事をきけば、忽ち涙をながして、
 そのよろこべること、わが子のよきこといひ、よきこと行ふをみるが如し。親疎の
 わかちなくしかり。この人よく人々を導きて、とにかく予が館へ来てとへかすとす
 すめしより、かくの如く交りはひろくなりたりける。戸田爲人レは至て辯才もあり、
 よく物にかんにんするの性あり。妻甚だ好忌なり。これによく遇して、ことしはそ
 の好忌の性もやみて、關雎の徳をなせりとぞいふ。これ又政をよくしてつね／＼予
 にさま／＼のことをたづねとひたり。予國にあれば、たよりごとくに文して、しか／＼
 はいかゞせん、この事はいかゞせんとして、つね／＼いひこし給へり。松平越後守爲
 人レ博學辯才無雙、相學天學をなして高談をよろこぶ。いかゞしけん予をば至てし
 たしみて、つねに來りとひ給ふ。相客あれば來り給はず。これ又偉人なり。松平紀

伊守濫厚されども少量なり。政をよくし給ふ。予にとひ給ふ事つね也。事獨見にて決し給ふべき事をば、つねに来てはとひ給ふも、濫厚ゆへとぞおぼゆ。加納中守爲人剛直、至てよく人をみる。又偉人。予を初て牧野備前守かたにてあひ、忽ち信じて信友となる。常に予を貴ぶ事神の如し。予つねにあたらす、畏縮するのみ。松平伊豆守明敏よく人に遇す。才は徳にまさるともいふべし。予より、高遠にはせぬやうにといふ事なり。これらいかにしけん、予にはことに服して何事も赤心をあかしてとひ給ふ也。予のたらざる處はおぎなひ給ふ。牧野備前守は草率としたる人にて、重任はいまの分にては如何なり。人となり實ふかく、感よく應ずる事、内に邪少なし。尤も政事よくつとめて、予にしたひて、はつかの事も行ひ給ふ君子也。同佐渡守は濫々君子にして愚にちかし。されど不文過實意明鑒の人なり。至て予を信じ給ふ。大岡式部少輔も予をしたしみ給ひしが、天明六の九三三としかくれぬ。みなこれらの交り、鹿食のみ出して小室に偶座し、かたはらの人をしりぞけて、朝より黄昏に及ぶまでもかたり侍る事なり。いづれもよくつとめ給ふ人々なり。

天明末六月參勤之比、米價俄に高直に成、江戸おもては、一兩に二斗までに成り

しかば、かるきものどもくらしかねて、御府内の豪富之町家をうちつぶし亂暴をせしなり。その比、大阪・長崎・堺ならびに國主城下くも、みなそのごとくなりし也。こゝによつて天下の御政に缺事も侍るによつて、かくはなりけらしと、心ある人みな眉をひそめあへり。それより參勤して御禮申上しが、おなじ月の十九日にめして、老中に被仰付上座、侍從に被任、かくべつ御懇の御むねを蒙りぬ。このとき御艱難の御時節にて、人の臣たるもの、心力を可盡の期なりければ、いままら辭し可申も、臣節をうしなひたるとやいふべきと思惟しければ、まづ御うけを申上ぬ。御政事いつとなくゆるみもて行て、諸代官はみなわが身の得手のみせんとおもへば、御取箇は次第に減じぬる。うへ、安石代とも多く金納にせしかば、累年御藏の米不足して、御たくはへも乏しかりしに、卯年(天明三)午年(同六)一統の凶作、ことに午年の大水、關東立毛なかりしかば、いよく御藏人少なく、未の夏ころは夏の御切米わたさんにも御空倉なればせんかたなく、うら賀あたりまでも御城米の入り來るを見せ、入津すればその米をわたしけり。ことには大坂の御城金おびたゞしきが、十のもの一つになりたるそのうへ、御城下にては御くらのむなしきをみて、姦商彌米價を引上しに、平準せんはかりごともなく、伊奈(右近將監・關東郡代)へ御救の御用を被仰付、御金貳拾萬兩を下しければ、それをもてたかき米をかい集め、町々へわたしけれども、はつか半月の食にもささふべしとは見えざりけり。そのうへ田沼の御利益とて、下をかすめ侍ることをば儉約と覺えければ、田沼の賤せられしよりは、御儉約てふことをいみて、只下のよるこぶ事をといふ御政になりしかば、いづかたの御役所も御用度ことに多くて、ささふべしとも見えざりけり。その外御役人も皆あるはひいき、又は賄路によつてすゝみしかば、十にして六つ七つはその職にかなはず侍りき。執政の評義も、刀筆の吏の心ななりとも思ふも、心ほそき事にて侍る。翌々日之比にか有けん。是まで御政事の行とどかざるは、その本之たたるによるてふことなどかき集め、金穀之柄上に歸し

候事、並にその職々の御人を精撰あらるべき事、賄賂遏絶の事など書付て同列へ見し、此趣同意にて候はゞ、をの／＼その旨をもてとりはからひてんといふ。いづれも同じぬ。これによつて、御政事一變之際なけれ(意次)(ば)、人心豹變之功うすきものなり。ことにいまは田沼主殿頭之みなすゝめし人々にて、おのづからその時におもねりて仕しかば、いづかたの役々にも不正之事どもあり。いづれの人々にても不正をせざるは稀なるといふべきほどなりければ、舉朝の人みなわが身のうへをあんにて「いかゞなり果ん」、「けふはくらしつ、あすはいかならん」と思ふ心のあれば、おのづから御趣意もとゞきかたかるべしとて、その旨を言上せしかば、その後黒書院へ諸役人をめして、御直に、御代々様の思召を被_レ繼御政事等御せわあらせられ候へば、いづれも出精いたし御安心あらせられ候様可_二心掛_一旨仰あり。入御之後予出て、これまで過去りし心得たがひ聊の過失などは、皆すて、御とり用ひはなきよし、已來之處かくべつに相守るべしと之趣長き御書付也。右を以て教諭す。これによりて、人々まづ少し心を安んぜり。さるよりその御出入之處を考しに、(天明三)卯年よりして御收納かくべつに減じたるに、御入用は次第に超過せり。これによりてまづその節

字 下 人 言

儉の事をしき行はざれば、とても御繁榮のもとといはいひがたし。ことにいまは萬石已上已下ともにみなおごりになれて、着服を初とし、萬之弄玩のものに至るまで、風流華美を盡さずといふことなし。こゝによつて、町々はなを遊手の徒のみ多く、日々月々に新たに作意せし物品うりきそはずといふことなし。これらはその奢になれたれば、異とも思はざれども、われそのころ三十なりけれど、いまもて遊ぶ品々、その起立はしれる品多きを以てみるべし。たとへていはわ、女のびんにくじらにてきすをびんざしといふ。むかしはなし。只つとさしといふものありしとぞ。そのつとさし今はしれるものもなし。予十計りのとき、このびんざしをみしに、たゞ直に製したり。その後そのくじら弓のごとくに曲げてうれり。このごろは銀又はたいまいにて製す。又はいにしへ子供の玩物に、うるし繪といふもの有。わがおさなきと(き)は、その繪をみし事もなきなり。その後べに繪とて、べにもてすりし繪をあきなふ。その後チヤヤ染とて、紅黄紫などにて六所玉川など之けしきをすりて出す。その後明和百年(二)より、大小とてその年の月の大小の字をいろ／＼に作りて出すこと甚行はれり。そのとき板木にてさま／＼に色とりてすり出す畫ありき。それよりいまいふ錦繪といふは初れり。ちかき比は、東にしきえとて、くろきとむらさきにてすり出し、又は三枚四枚ほどづつゞき繪もあり。この二品にてもみるべし。われおぼえては、十歳よりしてはつか二十年のうちなり。その後に初りし品いか計りともいひ盡しがたし。凡そ寶曆之比より、にはかに花奢風流の風きそひけるなり。その外町かたのあきない已前にかわりし事は猶末にするす。

これによつて、節儉之義など被_二仰出_一、その後は只簡易になくは人の實事もたたるものなり。いまは書出す文書類も、その書かたなど至てくわしくして、そのかくことの實を論ずる人もなきほどなり。ゆへに諸役所の書付おびたゞしく、筆紙之費ゆること、あげてはかりがたし。のちには若年寄者中などいふ支配は、其支配きりに書付出す事になりたり。そのころまでは、同じ書付帳面三通りも四通りも書て出し

字 下 人 言

ければ、人々の勞煩にもつかれぬ。此書付数を減じたるにて御用之事はしげけれども、それになぞらへては書付は大きに減じぬ。

そのころまでは、國體にもあづからず、何にもならぬ事に仕來りの見合せを專とせし也。たとへば老中日之登 城に月番の若とし寄登 城すれば、引つゞき若年寄不_レ殘登 城し、下乘にて不_レ殘おち合いて、連立て登 營す。老中も非番之わかとし寄不_レ殘登城する後、またそろへて出る也。屋しきの遠近もあれば、それにし
たがひて遅速を一ちにせん^致とて、それく_レの門へ付人をし、又は下馬へあしが_レる數
人出し、扇を赤くし白く様々の合印をして、たれ人の登 城には何の扇を開くとい
ふごとく相圖して、登 城する事也。その外おなじ平常の服にも、何日は何を着る
べしといふ如く、繁文とやいわん。只その比はかうやうの事にのみ心を用たり。予
これを不_レ殘省き終て、いまは四つ時の御大鼓にてみな出る事には成りたりける。

また老中へ賄賂銅臭おびたゞしき、これまたいふ計なかりけり。その賄賂といふは、まことに公行したる事にて、金子など袖におくるなどはむかしの事なり。近來は小たんす、又は火鉢、又は三所物などといひて、みな黄金をおくるなり。その外田沼之別業つくるときは、争ひて木石をおくり、月見などいへば、萬石已上已下とも、疊の物などさま／＼に工夫しておくる也。いづれも金銀をちりばめぬ。その外甚しきに至りては、何役に進みたらば、事の不_レ被_レ行、その年の役料をおくるべしなどいふもあり。廉耻地をはらひたるといはんがなげかしきありさまなり。

たつべしとて同列談じ、いまの如くに嚴重には成たりける。予御役になりたる比は、またこぞのやうにふりつゞきて、日光もうすかりければ、ことしもまた饑饉ならば、御倉廩はかねてむなし、いかゞあらんとのみ人々いふ。なを心ある人は予にいひて、はやく重役之黜陟をはからひ候へと之、事いそぐ人もありけれど、ことし有年ならば猶はかるべし、いまに至りては金穀之柄之歸さむも術も法もあるべからず、只人情を安じて天幸をまつよりほかなしとこたへしなり。又或いふには、もしことしもまた凶年ならばいかゞし侍らむと尋ものあり。予こたへていふに、外にせむすべなし。只その信を守りて、民とともに餓死するよりほかはなし。よく人心を得給はば天下の金みな君のものなり、一天下米穀盡果ば、天下と共にたほるべしといひたりしが、その後空晴て暑氣も烈しくなり、ことに有年にて、これまで兩に五斗六斗とせし米にはかに一石といふまでも成りぬ。これらは天幸にして御神徳之いたす處なり。さて又その比の勘定奉行にあひて御國用のことを尋ねしに、午未^{(天明六)同七(天明六)將軍家治覽}の凶年御凶事等にて御入用多く、來年に至りては百萬兩も不足すべし、このうへは天下の豪富之ものより御用金をとり立てその御不足をつぐのふほかはなしといふ。こゝによつ

て同列へもそのこといひしにみな初めて聞て驚く計りなり。いかゞあらん、外に存慮は無^レ之哉とたつてしに、中々今に至りては外にすべき事はなしとて、みな失色す。こゝに至て、もし予に此ことを御任せ被^レ下候はゞ御報恩の爲いかやうにもし奉るべしといふ。人々よろこぶが中にも、^{稀有}けうの事かなとて信ぜざるなり。されどもかくておくべき事なければとて、その旨言上ありしよし也。こゝに至りて、かたじけなき仰を蒙、存より一盃にとりからはからひ候へと之御事也。これによりて、その下としより御節用の事、御出入不平之義を平らかにせんとはかるも、只その御人なり、いかでわれ計にて萬機を行はん。これによりて重役よりしてそれ〴〵人物を撰び、進退黜陟之義、衆評之上〔御〕伺えしかば、皆々その奏を可とし給ひしなり。しかるに翌春京都よりにはかにいひこしたるには、京都未曾有之火災、二條御本丸よりして、禁裏御所御所不^レ殘炎上しぬとつげ来る。舉朝失色す。直に京都の御火消をして、行在所を警衛すべし。御勘定奉行は一人のぼりて假之皇居を營すべし。このときに關東の御威光たつべき時なれば、金穀を出して京都の町人へたまひ、焼屍はとり集めて墳墓をきづかせ、このときに乗じて永續之主法とり極むべしなど、こ

ま〴〵さし圖したり。

上にも去年のくれすでに御出入むづかしく、ことしの御不足之補ひかたもなきといふほどなるに、こたびの御物入うちかさなりなばいかゞあらんと、^(調用人・備中守)加納久周をして御尋ありけり。予言上せしは御當家となりても炎上はすでに四度に及べり。また異とするにもたらず。惣て禍にしたがひて、その處置宜を得候ては、かへつて幸に成り侍る事あり。考候に此度之禍、かへつて御勝手御復古の御もといになるべきかもしれ候はず。少しも御くろうに思召され候はぬやうにと言上しけり。^{この處大膽なる様なれども、少}

^下 ^人 ^言

^{しこゝろにおもふことありければ、左は言上せしなり。この思ふところ始終つらぬきは先見にてはなく、全く御神徳の致候所也。それよりして御造營のかゝり勤むべき旨蒙。仰。このまへ(天明七・十二)戸田因幡守(忠寛)所司代御免にて、松平和泉守(垂寛)跡役被^レ仰付たり。右上京之ときは、予に引わたしとして上京すべき旨去年仰付たり。しかるに此大災に付引わたしは追て之事にて可^レ然、いづれ所司代なくはいかゞに候はんとて、和泉守には先へのぼるべき旨被^レ仰出ぬのぼり}

依^レ之このとしの五月、初引わたしとして上京す。ことに此まへ思ひもよらず輔佐之職蒙^レ仰御脇指を御手づから被^レ下、御ねもごろ之事ども、身に餘りて難^レ有かたじけなき事ども也。此上京も御輔佐之義仰付られ候うへは、こと人をさしのぼさるべく候へども、また遠國のやうすみもし候はんも可^レ然、かつは御造營の義かけ

合ひ候爲にもとて被_レ遣候間、いそぎかへり候へかし(と)嚴命也。道中もことに貫目を嚴にし、家中之ものへもあつく令を下し、道々のもてなしなどを辭し、人足を多くつかはず、かれこれして上京せしに、所司代行むかひて此ころ紫清兩殿御復古之義被_レ仰出_二たりとて畫圖なども見、いづれも御費用など夥しき事と察し奉りぬ。それより參内し拜_二龍顏_一天盃を頂戴し、それ_レ御使などつとめぬ。これまて

は冠服の事もおのづからうとかりけり。予も職原官服など之事はうとけれど、田郡之御かげにて、少しは聞及ひし事もありければ、それ_レ心をつけぬ。進退も陸行すべきを、關東にては手をつきてはひありく也。これらもその心得したりけり。しかるに廣橋大納言。予の由緒ありけるが、これらもあとにて進退ことに尤と見えて、關東の御使にはめづらしといひ給ひし。鷹司故關白殿(輔平)にもあひたるに、この比の參内之ふるまい進退之様子數感にて候ひしといひ給ひぬ。

參内之比、六門のうちには下馬なれば、鎧などもふせて持つべきを、いつとなく敬禮をもうしなひて、そのさたもなかりけり。御附又は所司代へ尋しに、させることなしといふ。よくかうがへしに、下馬うちは鎧などふせてもつべし。人はともあれわれこそはふせてもつべしといひ付たり。それより所司代もふせてはもたせぬ。後にきけば、十年ほどまへまではみなふせてもたせしと也。これ又王室を貴びし一事ぞとて人々賞せし也。ことに御役を蒙りしより、まことにうへ_一ものの食を得、かわけるものの飲を得し如く、みな予を賞譽しけり。この上京にあたり侍りても、さぞ

な京中へよき事いひ出し振恤之政行はれんとて、人々拭目してまちたるなり。こゝによつておもふに、予は關東の上旨を行ふ職にして、わが物にして行ふ事にてはなければ、いまその人の心のむかひたる(に)乗じてよき事仕出したらば、さこそ人々もさてとおもひて、いよ_一振主の威をたくましようするともいふべし。ことに下にては仁政といへば金穀をほどこしたまふもののみおもへば、いかなる事被_二仰出_一候ともあきたるべしとも思はず。ことに上京之度々花やかなる振舞なしたば、此のちきたるものも、またおとらじと思ふやうになりもて行て、つゝには下へつらふといふことにも近かるべし、このときは何もせづ何もいわずして、たゞ下言をおびやかし又は上をしのぎ御敬禮を失なふ事さへなくば事たるべしとおもひて、何々の御役もみな予が上京をもちて滞ることどもとひ訴けれども、予一存にては何ともいひがたし、下向之うへ伺候てこそさたし侍らんとのみいひたりける。

假皇居之御さま見あげしに、いかにも狭少之主上には青蓮院宮を
行在所とし給ひぬ。御場所にして、御歩之御間もなかりしかば、關東にてもさこそあるべし、上京のうへ御狭少に候はゞ、いかやうにも御たてなしなどさたすべきとの命を蒙りしと、御附を以て兩卿へ申人

しかば、堂上にてもことにかたじけなしとぞさたしける。このこと仰をためしに似たりけれど、かく計らひてのち、その日同列まで、そのよししく申入、御職に達し候へと申遣はしたりけるが、よくぞはからひしと之仰なりとぞ。その後同列より申こしぬるぞかたじけなき。

予は古き文書又は畫圖・古畫・古額などうつしをくをたのしむ。此事多き旅行なりけれど、道すがら之寺院など之什物とりよせ夜などもうつしとめて行ぬ。京にも十日ほど居たりしが、參内など之いとまには名地など巡見して古物もとめてうつしかへりし也。惣て萬機の御政に預り侍れば、いと事多なれど、かうやうの有餘あるがゆへに病をも生ぜずと人々いふ。

上京のとき御造營之義いづれ御失費はかりあるべからず。ことに復古之思召しきりなれば、いかやうなる御沙汰に可被^(慶司輔平)及もしれざれば、關白殿に謁見してその事のわけくはしくいはむと庶幾す。幸ひ關白殿にもあひ給ひたきと之事にて侍るまゝ、そのよし關東へも申上てかつ由緒もある也。一日謁見せしに、丁寧にさたし給ひ、盃なども出もてなされし。畢て復古とてその古制之分寸を追ひ侍るは末の事にて侍る。そのうへ古と今は時勢もたがひぬる事、その外節儉を示さるべき事等、一々呈出せしが、大によるこばれて今にして公武御したしみの處もくまなく侍るべしとて、それより

當職中は御書付など度々下し給ひけり。すでに此末尊號之事もこの謁見故によくもその意を得たり。その呈上之書付は別にしるしをけばしるさず。

京をたちて奈良・ふしみ・大坂・山田・駿府などめぐりてかへりぬ。かへり之道より雨ふりつゞきて、川々水出たり。このうへはまた民害いか計なるべしともはかり得ざりけり。一夜駿府にとまりて、あすは久能へ參詣すべきといふに、雨はふりにふりたり。その夜少しも寝ず、たゞ天災地妖なく民やすく五穀豊熟之義、一心に東照宮を念じ、もし此願かなひ候はば、あすは雨をはらし給へと觀じてその夜も明ければ、いそぎて起出、久能へもうづるに、いとくもあつく中々晴べしともみえず。けふまで五日六日、御坂を上りしに雲霧あつく咫尺も見えわかず。それより御宮へもふでて拜して御階を下りしに、はじめこし道にみえざる塔や木だちを見る。よく心をとめてみれば暫時に雲きり晴わたりて、それより雨もやみたり。まことに歡喜骨髓に徹してかたじけなくぞおもふ。この序にかい付んも少量のほど可^可耻の至りなれど職を棄りてより之間も心に念ぜずといふことなし。神人より巫祝のことをきざかりしも、その念のころところとやいわん。しかしかくいへば怪説をいふにあたればわざとくはしくはあらはさず。それよりして御造營の事ども申決。いづれ復古てふとてもそのほどもあるべき也。

新制度は履霜之漸おそるべければ、已後御新制之義は所司代にてかたく御ことはり申上可然。此義よくくあつと役へも申傳維持すべき旨被仰出。こたび兩殿の御物數寄はまづとげられ可然に決、並に公義之御入用をもて可被仰付に決しぬ。

松平豐後守(島津齊宣)・細川越中守(齊敷)志もありければ予が臣よりして兩家之臣へ寸志可盡時節ならましなどいひやりければ、兩侯も尤もとて廿萬兩づ、獻じられぬ、尤四五ヶ年にわり合ひて、さし出し侍ることには成りたり。已前五萬石已上之諸侯へは御築地金とてさし出し侍ることなり。こたびは兩年にわり合ひてさし出候様被仰出し也。この御用中ことくむづかしかりけれども、

宇 或は關白殿へいひやり、又は自筆を以て所司代へいひやりて、事とゞこふることも
下 (寛政二) なく成年の冬御造畢にて遷幸還幸まし、その明けのとし御歡とて 禁裏より御
人 製御詩、仙洞よりは御製之御歌を關東へ進ぜられぬ。

言 禁裡御詩……こゝへかくべし。

「新宮成後手書賜征夷大將軍」〔家藏家齊臨摹御製詩により補ふ〕(校訂者)

遙慕周文囿 不羨漢武臺 舊章一是率
新築本非催 百工忽告竣 整駕自東回
拭目九重裏 九重實美哉 兩殿應規矩
四門總崔嵬 燕雀繞鸞集 橋櫻挾階栽

豈其爲逸豫 講禮共徘徊 委佩群僚會

將幣九州來 素心既已足 起臥感鹽梅

欣然歌思動 乙夜薄言裁

仙洞御歌

とのつくりみがき立たるうれしさの心をみする大和ことは

宇 こたび御造畢ありし後、關白殿を初として皆關東之御威光をかたじけなく思はれ
下 けるとぞ。禁裏よりかくべつの事とて

人 上を従一位に御推敍あるべしと二たたびまで御内意有けり。しかるに御當家にて
言 例もなき事にて、殊に未だ春秋にも富せられ候へばとて、堅く御辭退ありけり。誠
にありがたき事どもなり。何月何日子をめして久周などをもち仰出されしは「禁裏
(十二月十二日)
(御側用人加納備中守)
御造營御大道之事にて侍るを、指揮無殘所いたせしかば、御滯もなふ御造畢に至
り、叡感も不淺、御詩をさへ御拜領之義無此上思召候。右は其方出精故と思

★ (原本頭註)

關白殿より忠信の義など 叡感の御書二つ三つ書すべし。

召候」とて御手づからその 御製をうつし給ひて、予に下し置れける。まことに有
がたさいはんやうもなし。

惣て此上京の比御めし之御馬にくら皆具をいて被下、かつ御印いん籠並に御薬
など數々被下、いづれも御手づから御つゝみ御ゑらび遊ばし候しとぞ。御印籠
は華やかに候はゞ越中守下げまじきと思召、わざとかうやうの御印籠は下されし
と也。御薬のうち徳川綱吉に一角あり。これは 常憲院殿の御杖なりしが切らせ給ひて被
下しと也。御造營はてゝ後御ほうびとし 御刀下し給ひ 禁裏御所くより：
…このところへかくべし。

「家譜より轉載（校訂者）」

寛政三年正月二日

禁裏より（註、光格天皇）

眞御太刀

一 腰 守家

三十六人歌合

一 宮

御太刀箱烏桐白木菊桐御紋散し金粉にて高蒔繪銀之鉞淺黄紐房付

御太刀御拵

- 一 赤銅なゝこ金に而菊桐御紋御金具
- 一 御目貫菊葉附
- 一 御鞘梨地菊御紋金
- 一 御柄絲黒
- 一 御鞘卷同斷
- 一 紐淺黄地金入たくぼく
- 一 御袋淺黄地金入
- 一 紐淺黄房付

三十六人歌合筆者

人 丸
貫 之
躬 恒

美仁親王 關院彈正尹宮

隆前卿 油小路前大納言

實祖卿 徳大寺大納言

家持 赤人 業平 扁昭 友則 猿丸 小町 兼輔 敦忠 朝忠 高光 公忠 忠岑 齊宮 賴基

賴熙卿 葉室中納言
俊親卿 坊城左大將宰相
持豐卿 芝山宰相
爲敦卿 藤谷左兵衛督
小實卿 外山修理太夫
通直卿 愛宕三位
信庸卿 西洞院左兵衛督
小資卿 豐岡右京大夫
保季卿 藪前中納言
篤長卿 甘路寺按察使
經逸卿 勸修寺大納言
治孝卿 二條左大將
政熙公 鷹司內大臣
賞季公 西園寺前內大臣
公明卿 正親町前大納言

敏行 重之 宗之 信明 清正 順風 興風 元輔 是則 元眞 小大君 仲文 能宣 忠見 惠盛

爲泰卿 冷泉民部卿
廷熙卿 三條西中納言
有庸卿 六條宰相中將
基陳卿 石山大藏卿
雅威卿 飛鳥井右衛門督
康曉卿 堀川三位
福長卿 高辻式部權大輔
爲弘卿 委原勘解由長官
量原卿 町尻三位
良俱卿 吉田二位
實繩卿 梅園前宰相
重度卿 大原中納言
忠尹卿 中山中納言
伊光卿 廣橋大納言
信通卿 久我右大將

中務
外題
箱銘

邦頼親王 伏見兵部卿宮
輝良公 一條左大臣
隆禮朝臣 八條少將

寬政二年十二月二十七日

仙洞御所より (註、後櫻町上皇)

眞御太刀

一腰 貞次

朗詠集御手鑑

一宮

御太刀御拵守家御太刀と同斷に付略之

朗詠詩歌筆者

池涼東頭
花飛如錦
風吹枯木
露草螢
但喜暑隨

としの内に
世中に
夏のよを
すゞしやと
秋たちて

典仁親王 閑院太宰帥宮
實祖卿 德大寺大納言
有庸卿 六條宰相中將
重嗣卿 庭田中納言
愛親卿 中山前大納言

秋水漲來
一盞寒燈
雪似鵝毛
指喉數聲
長生殿裏
外題
宮銘

天のはら
おもひかね
みよしのゝ
おほそらに
萬代と

信通卿 久我右大將
胤長卿 高辻前中納言
定福卿 梅小路前宰相
實理卿 橋本前大納言
家孝卿 大炊御門前内大臣
輝良公 一條左大臣
公理朝臣 裏辻中將

寬政三年正月四日

女院御所より (註、恭禮門院)

九十賀記

一箱

御絹

五疋 白羽二重

筆者

九十賀記

重嗣卿 庭田中納言

外題 宮銘

美仁親王 尹宮 實綱朝臣 中國少將

初めに言上せしにもたがはず、京中之人氣かへつて御威光を感戴し、御材木もあまりて御手當とは成りにける。

代々之亂階は饑饉なり。さればその備かくべからず。(天明六七)午未兩年饑饉のくるしみの、

人々わすれざらんうちにこそよくはからひ可然とて、かれこれ評義を加へたれば、

下 その御備のかたはしもいまは出来たり。未のころまでは享保之御時つめをかれし大

坂の御蓄糧も、半より多くとり出し、江戸の御圍米も有名無實に成りたりけるを、

言 いまは大坂もやがて復古にちかくなり、江戸之御圍米は已前よりも高をましけり。

駿州清水之御圍米をも糧におさめかふることにはしぬ。その外城詰御用米てふも、

未年までには三つ一つにもたらざりけるを、(寛政二)成年にも十萬石餘も御つめもどしには

からひたり。これまで例とてもなければ、猶あつく評義をこらして酉年(寛政元)に至り、

諸大名領邑へ圍米とて、一萬石に五十石之積りをもて、五ヶ年かこひをき侍ること

には被_二仰出_一。萬石已上もそれく心々にかこひ侍る也。凶年等之御國用には上納

も可_レ被_レ仰義之旨も被_二仰出_一をかれたり。御三家・御三卿・萬石已下などは外に、また御領村

村に夫食米雜穀かこ(ひ)をき侍り候はゞ、十分の一つは上よりも給はるべしとふれ

たりけり。未年よりして年々につめて郷藏たててかこひをく、大坂社倉をつくりて、上よりも十ヶ年

の間年々御金を下し給ひ、川崎といふに藏をたつて米糧などをかい入る也。大坂

三郷において志あるものはおさむべしとふれたりけるに、人々みな御仁恵に感戴し

ければおほく出しぬ。初年にも金千五百兩餘銀十四貫三百目、米六百石などいふたぐひ也、右は酉年に仰出され

也。京都にはかの火災のとき、米金かし給ひしを米にてかこひをくことに成りぬ。此

金被_レ下てはいささかのことにして、京中數日之食にもたるまじければ、永續之爲にし給ふよしをいひ付、猶糧にて永久かこ

い侍る旨を被_二仰出_一し也。これまでもあらざるほどの火災なれば、此末いかゞと心ぼそく思ふがうへなれば、永續之御手

當なし給ふといふをことによるこびしと也。かうやうの御備ありければ、寅年(寛政六)八月九月大風雨高波にて、午年(天

明六)のころにもおとらず洪水して、米價一日のうちに騰躍し、未年(天明七)之夏の事ども人々おもひ出したり。一夜の

うちに米價百依に八十兩にまでしたり。これによつて米あきなふものへ、邪に利をうる事なかれといふ事教諭させ、つき米

屋へは一らずにいかほどと定めて米をやすくして下し給ひ、又は十月の御切米をそのころさし出され、又は糶米多くし給は

せければさしもの米價も引下りて何のうれいもなくなりし也。これ

其外京都之姦商(南宮忠誠)の缺所金を京中へやすくかし給ひて、その利息を以て米糧かひを

くことにはなりたり。この二つ今にても石高いと多く、二棟之藏にもおさめかねて、

今その藏などたつべしといひあへる也。其外濃州・飛州・長崎・山田などへも是ま

でなかりし事ながらおい／＼に圍米等被_レ仰付、或は大井川出水にてわたりとまり侍れば、米價にはかに高く成候て、旅人難義に及ぶをもて、島田・金谷へも圍米被_レ仰る。又は江戸町々、町入用とて無益にこれまた入用かゝりたり。これによつて、近年の入用をならして、其事々簡易不_レ滯様に奉行所にてさたせしかば、その入用多く減じぬ。その減じたるうち之七分は、町々永續かこひ糶つみ金之料として、年のけをかれ、上よりも御金壹萬兩町々へ被_レ下、これまたつみ金とともにかし付、或は糶をかい納め、または鰥寡孤獨など之よるべきもの、又は火にあふて家たつべき力なき地主などへ被_レ下料に被_レ仰出。猶のこる三分のうち、一分は町入用のまじに被_レ下、二分は地主へ被_レ下。これまでかしやなど住めるもの軒毎にあくたせん・番錢とて出して、實はその入用にもならず、故にこの役錢をゆるされし也。これまたその積金圍糶一とせにても不_レ少。年をおひ侍らば、いか計りかの備になり侍らん。まづあらましかうやうほどにも饑饉の御備あれば、俄に亂階ともなり侍るまじき哉。

此入用といふは地主の出すなり。たとへば此町は地代店ちんの上り高いかほど、

うち町入用いかほど、地主の全くとるべきはいかほどと定りて、これら在家守なんどがはからひて町入用を辨ぜし也。しかれば此入用を減じて、その一分は町入用にさし加へ、二分は地主の増手取とし、七分はその町々にて圍糶積金になして、凶年の備とし、または鰥寡孤獨などにほどこし予^興ふるなり。故に上納などいふことはあらず。豪富之町人並に江戸町々地主のうち五人づゝこれをつかさどりて納拂をなす也。さるにそのころに被_レ仰出候を、たゞ上へ聚斂せらるゝやうに思ひたがひて、あるはかくのごとく金銀上へあつまらば、天下の通用の金少なく成るべし、またはその減じたるも書面にて實の減はさしてもなければ、その七分とていだすも、地主の別にいだすにあたり侍れなるとさま／＼いひのゝしりて、人々こはいかゞあらんこの事行はるまじきかといひやひたり。これらの建議は御勘定町奉行などし出して、予へ伺しかば、例のごとくいかにあらんなど評義書そへて同列へ廻したりしにも、無極御仁政にてあんなれども民は始をはかるべからずともいへば、新

例の義かならず不辨のこと、下にてかまびすしくいひのゝしるべし。さらんにおいで予が輩少したりとも心を動かさば、この法忽崩るべし。いよく動きなくば御聽に達し伺ふべしとの趣意いひやりたりけるが、この答ども同列よりして不_レ動如_レ山なるべしと答し也。この答を御勘定町奉行へも見せて、予らは如_レ此に思ふなり、されば疑ひなく取行ふべしと識してその旨伺ひしかば、尤之事としてその奏を可せられけり。はたして浮評紛々たりしかど、いよいよかたくとりて少しも動かざりしなり。逐_レ日て下のくるしむことにはあらざりけりと人々おもひて靜には成りにける。

人 下 宇

此義猶くはしく△印に書き置く。

惣て御政のよきもあしきもその人を得給ふと失給ふとにあなれば、まづ諸大臣を初めとして、或は進み或は退き、いまにては同列頗御人を忍られしともいふべし。いまある人を論じては何とかいかなればいはず。すでにその黜罰せらるゝも_(寛政元)酉年のころは一年に五十人餘にも及べりけり。御代官之贓罪を以て遠嶋などになりし、軽くは役をゆるされ、又は追ひ拂はれしもありしは已に八九人に及べり。故にいまにてはさほど之事はなきなり。これら之處置ねもごろにとひたづね、一々言上し御

裁斷をねがひ侍りし也。世にはその不座せらるるもの罪狀一々いひのべ侍るにもあらざれば、これは寛なるべしなどいひしもありけれど、其的證なきはもとより言上衆評にも及ばざるなりけり。

惣てとりはからひし事、又は思ひたちし事、又は諸役所より評義して出し候事、定例の事は、その筋々之評義にまかせたれど、少しもこれはかく、かれはかうやうにもあらんと思ふことは、一々所存をかい付て同列へまはしたり。同列また所存をかい付て、不_レ残予が處へ來る。もしまた事大きな事は、若とし寄へもかくのごとくして談じ、そのうへを御目付三奉行之類へ尋し、初めて之建議なれば、その決せざるをもて 上覽に入、 上旨をも伺ひて猶又論_三談_之しけり。ゆへにいさゝかの事にも、獨斷してうかゞひし事はなかりし也。衆評不_レ決事はおさめをきて〔不〕施行せざりし也。故によき事にもあしき事にもわがせし事はなし。只衆評之上 思召にて被_三仰出_し事也。しかれば人の進退などは猶さらなる事しるべし。

ちかき比まで書付類までも、みなわが家へもちかへりて陪臣どもにうつさせ又はお
 さまをけり。われその職になりてよりは、いささかの事もいひきけみせしこともな
 かりしかば、公用人といふをつとめし日下部何某もとは留守居を
つとめし也がいひしには、「留守
 居つとめしときは公邊之御沙汰など聞しが、公用人に成りたればきくことなし、諸
 家の留守居出てこのころかゝることを仰出され候しなどいひても、かへつてしらす」
 宇とてわらひし也。みなかき付はもちかへりて、その一件事おはれば一件之書付を袋
 下に入、後來見て證とし考とすべきはそのわけをしるし、さもなき事は只何之書付な
 人どしるし、一々部をわけて袋へ銘し御用部やへ持出て御藏へおさめさせぬ。またお
 言さめをくにも及ばざる書付などは、實に封緘して火中とかい付て家へおさむ。今
 にも死したりとて一つ之かき付たりとも家臣の見ざらんやうにははかる也。故に
 機密の事ももれず侍りぬ。寺社奉行大目附など之御役々も、みな筆記はあと役へゆ
 づるてふ事なかりしが、これ又一統へ談じてあと役へゆづりわたし、私家へは御用
 之事などのこらざるやうにと被_レ仰出。今にては御用書跡役へゆづりしといふ届御
 目付へも出す事には成りしなり。

御國用の事猶はかりみるに、すでに前にいふごとく御城金も多く出て、御常用も
 はかりなかりしかば、御節用の事どもとり計ひて、つゝに未よりして五年といふに
 御勝手御改正之義をしらべけり。寶永のころは猶更御たくはへ乏しければいわず。
 元祿之初めころより近きころまでには、明和のころを御備充滿のときといふべし。
 それよりして明和之火災、卯辰午未の凶年(天明三・四・六・七)つゞきたれば御出入いよいよ平ならざり
 宇し也。しかるにその御改正の法をしらべて、十六ヶ年目に至り、その明和之比之御
 備にたちもどるべき事にはしらべたり。これらはその職任を得し人をあげ給ひたる
 下故にして、わが勞などいふにはなし。しかれども未年(寛政十一)の冬比は御勝手向舊へふくす
 人べしと言上しけるが、そのことにたがはざりしぞ、かへすがへすも天幸とはいふべ
 言き也。尤その十六ヶ年目といふは大概にて、十年もたちたらば御復古には至るべし。くはしく書たらば大事也。よてそ
のあらましをしるす也。このしらべ出來て同列へも見し。存意なきうへにていよいよこの通りに行ひ侍るべしや
と何たるが、よくこそかくは奏功せしとて、御賞賜下
し給ひしかば、その旨その職役のものへも申聞ぬ。

御節用とはいへど、尋常の事にては中々かうやうにはなりがたし。只御節用とい
 ふは御賞罰と、その人を得給ふと、事の簡易になると之三つ也。この處をもて、今
 はまづ十にして五つほどは御節用のしるしも出來ぬ。これによつては上野・増上寺

などの御入用次第にましたるを、その利害いひ聞て、これまた古よりはことに御入用減じぬ。あるいは後宮など之御入用午未のころは(天明六・七)ことに盛なりけり。今にては三つにして二つも減じたり。その外之御役々は、多き減といふにはあらざれども、おそろしき不正之事なきやうにとてはからひぬ。只おもふ、かろき御役々は落穂ひろふて妻子をやしなほれぬべきさまなり。また捨置きたらんには、不正之人はさかえ、正しき人はまづしくして、御奉公をなしかぬるてふは、猶さらなげかしき事なり。ゆへに役所金として、何の御役にはいかほどとその定をなし、その役の精勤なるもの、または正しくして貧しきもの、又は不時の吉凶に用度多くてくるしむもの等へは、拜借又は被下金などにその頭々とりはからひて、そのつどく／＼に届なば、正不正もわかれ、かろきものもまたその餘源を蒙るべしといひ合ひてその事を言上せしかば、ことに上旨にかなひ、早く可取用と之事にて、子年(寛政四)の春より、その沙汰に及びし也。

まへにかい付るごとく、(天明六)亥年の夏御勝手御復古のしらべ出来たるに、秋よりして大風雨高波などにて、(天明六)午年關東の洪水にもおとるまじきさまにて、急扶持、或は急水留、又は種粃代、又は假屋料、農具代などとして、救民の義あつく被三申付、そのうへ江戸洲崎又は行徳之邊高波にて人の死たるも多ければとて、回向院をして加奈かな川・行徳・洲崎などをありきて回向之施餓鬼すべしと被三仰出。又は御旗本の面々半毛已上の損毛の分へは、午年に拜借之分返納をゆるされける類皆仰をうけてとりはからひし也。しかるにこの洪水にて、堤川除など之修理大かたならぬ御入

言 人 下 宇

用にて、巳に午年には大身の諸侯多く御手傳被三仰付、いかなともせんすべなし。忠籌朝臣もわれし也。ことしの損所も午年にはおとらず。

と共に御勝手の御用をはからひしが、せんかたなし、御手傳にも被三仰付(本多輝正少輔)などの給ひし也。予のいふには、御節度御儉約はかゝる非常の御用之爲なり。その御入用皆公義より被三仰付(久通・勅定奉行)なん。これ天下へ之御示しにて、かつてその十六年して御復古に至る御しらべ之故障になるべき事にてはなき也といひ初めしに、柳生主膳正はいと尤と同じぬ。これによつて猶忠籌朝臣とも談じたるに、御故障にさへならずは御入用になすのよろしきが上はあらじとの給ふ。もとより上旨もその由かねて臣に被三仰出是まで年々御手傳普請ありたる故、こたたれば、その旨をもて伺ひしかば一段にこそと被三仰出諸侯もつかるべきによつて也ぬ。されども御入用に成りたればとて、川々之普請を略して、御入用を減じなんなど心得べからず、かへつて深き思召も淺くなり侍りぬ。力を盡して厚く御修理を加へても、また來歲非常の洪水ありておし流さんは少しもくるしからず、只御入用を可減とてうすき修理くはふまじきと、くれぐ／＼もその職々へい

言 人 下 宇

★(原本頭註)

その比被仰出し書付こ、へ小書にすべし。

ひ侍りたり。此川之事は忠義朝臣うけ給はらる。よつてなかうやうに御儉約てふものは非常の御用度給すべきをしらしめたるは、このうへ御儉約のたち行(く)爲にして、いまいづる御財用倍蕪して御備となるべし。かつ御儉約てふ中にも御武備は缺くべからずとて、(寛政元)酉年よりしておほくの御武器(破損したり)を三ヶ年に修理をくはへ、又は御關船なんども久々破れてありしを、(寛政三)亥年に御修理をはからひたり。これまたその本旨を示さるべき爲にもありなん。すでに亥年之洪水にて御收納減じたれども、米などはくり合せあらかじめはかりをきければ、聊子年も平年とかわり侍る事なく、糶米の御衛も心よく出

宇
下
來侍る也。*

人 禁裡御入用年を経て倍増せしなり。すでに享保之比も已前よりは御入用増たれば、(山科にて一萬石はむかしより之御料也。その後東福門院入内之せつ(元和六)一萬石を被増ければ享保之比までは二萬石之御料なり)新たに一萬石を被増、そのうへ之御入用をば、御取かへ銀といふを被定けり。それよりも安永之比にか有けん。御用度増たれば御定高てふを被定けり。ちかき比は猶まし行て享保元文之比はさら也、安永之比之御入用にも猶ましにましたれどせんかたもなきさまなり。さてしもあるべき事ならねば所司代(太田資愛 朝臣也)へもくまぐいひやり、(藤司輔平)關白殿へも御用度可被節事等いひ上しによりて、享保・元文の御入用を被糺しに今には倍増したりけり。

宇
下
人 此れによつて御節用の事被仰出被取用しにぞ、すでに戌年(寛政二・三)亥年などより減じてちかき比之半も減じたり。これによつて今まで御取かへ銀之名のみにて、年々御料高のほか之御入用、すでに禁裏も五十餘萬兩に及べり。依之これまでの分は御返に不_レ及とて被進に成り、此のち臨時あらんとも、御定高のうちにてとり行ふべき旨、(寛政三)上旨を伺て亥年被仰出それく御ほうびなど下し給ひし也。今にては、ちかき比し御定高、なほ餘るほどなり。其餘るところは御附のもの預りにして、そのうちより御入用にあづかる人々へ御ほうびなど下し、その餘は臨時の御入用に除く料にぞ備はる。これによつて京地の御取録もたち行し也。

長崎之地ことに亂れて、已にちかきころ戸田某といふ奉行は彼地にて即死したるほどなりき。會所銀鉅萬ありしも一度紅毛船入用ざりしかば、これまたつかひ果て、いまは會所に借財あるほどに成り、大坂に御圍銅ありたるも殘少に成り、諸山之銅、年を逐て減少し、今は中々唐蠻へわたすべき手當もなく、たゞ今日をおくるてふ計になりたり。(天明八)申年の比も銅なければ、かの京地の燒銅を集めて棹銅といふに吹

★ (原本頭註)
 明和の初ころにか有けん、竹橋の御多門雷火にてやけて、御鐵炮多くやけしも、いまに御修ふくだにはへなかりければ、子年評義を加へて御修復をとりはからひし也。

かへて蠻船へ渡す。實に岌々として危かりき。さてしもをくべからざれば、拔荷之禁を專とすべし。會所之漸々におとろへたるは、御政次第にゆるみて、拔荷年を追て増長せしかば、長崎より入來らぬものも、世上に多くうりひさぐにぞ、長崎の入札望む人少なく成りたれば、金高減じたる也けり。とて、大坂にてその吟味ありければ、俄に長崎之品々多くうれたり。そのうへ寛保之比、半減商賣といふことを被_レ仰出_二しが、たゞ被_レ仰出_二しのみにて奉行之もの御意をあつく辨へ侍らざるうへ、御代もかわりたりければ、名のみにて半は減じたるにあらざりけり。しかれば新たなる制度たつるにも及ばず、寛保之御趣意さへ被_レ行たらば長崎之地は永續之もとを開くべしと奉行らと列談し、例之如く同列いくたびか談じ、紅毛二艘の處一艘、唐船は藥物など持來りてたすけにも成り侍れば、十三艘之處一二艘可_レ減、ことに無用之玩器もち來りて、有用之銅にかへ侍る事、長久の策にあらざれば、書籍又は藥物を專として錦繡玩器之類もち來るを不_レ可_レ貴など可_レ約と評決し、猶紅毛にて、もし入來する事あらばいかゞあらん、いよいよ半減商賣被_レ仰出_二可_レ然哉と、そのあづかる職々を同列列坐にて尋候しに、いづれも、「半減こそ永久の爲なるべし、もし紅毛不_レ來ば猶更永續之爲にて侍るべし、そのときは一統の受用を減じ、地役人を減じなば、紅毛來らずとも猶患あるべからず」と

いひ決しぬ。しからばとてその旨言上せしかば、尤と被_レ仰出_二、つゝにその義と行はれける。しかるに今にては會所之銀も多くなりて、(寛政三)亥年紅毛入來らざれども敢てうれふこともなし。只このうへは長崎之地へ生業を教、紡織し又はすへものつくり、又は紙をすきなどして生活をとげて、唐蠻之商之利潤を餘計の事とさへ思ふやうに成り行なば、主客之勢忽變じて唐蠻よりはねがひても入來るべし。もし此うへ紅毛船入來らずば、通辭を初として紅毛によれる職々之ものをば、或は江戸大坂等へめし下して外之職任をあたへ、長崎の地下人困窮に及ばば、わづか四五萬之人なればその困窮之ものへは手當を被_レ下て生計をいとなませ、他國より入來るものは手當して他國へかへし、長崎海濱へ新田をとり立、生計得がたきものはその地へつかしめば何之うれいもなきなり。もしまた唐船不_二入來_一ば、寛文已前の例によりて唐かたへわたりて藥物かひもとめてひさぐべし。もと渡唐寛文に被_レ禁候は日本之人多く唐土へ來りて、或は妻子をもち、いくとせも唐土に住居するなど、みだりなる事ありしかば被_レ禁しにて、唐土は萬國之人の至る所にて、彼方より禁ぜしにはあらず。寛文之禁忽ちに弛られんもいかゞながら、人命に預る處の藥物盡

なば、これ又至仁之思召に背くべし。しかれば天下の人の爲にその禁をゆるし渡樂して有無をかへんには何之論もなかるべしと建言せしかば、いづれも尤と同じていま永井筑前守(直隸・長崎奉行)も専ら土地へ産業を教へしが、ことにその教諭にしたがひかたぶきて産業の道ひらけ、唐蠻のものもこれに感じて生業になるべき術をば申出たき旨など願ひ出たり。已に此ころかびたんより、丁子油、又はアヘンの製しかた、又は米(永井直隸)よりいひこしたり。かうやうになりたるもその人を得らせ給ひたるなりけり。(若狭守忠通・長崎奉行)水野若州人となり剛直なりけれど、その臣之姦曲を聊も不察によりて、賄賂行はれ、若州之視聽をもおほへりければ、土地にて人もいみ果たり。おしむべき人にてはありけらし。世の人紅毛などの船を減じ候をいかゞなるなどいふは、まことに論ずるにもたらず、いま一艘になりたれども、一艘へわたすべきほど之銅もたらず。かくて數年を経ても半限商賣施行なくば、いかゞ成り行侍らんか。おそるべきほどなりけり。

いにしへ之御制度をみるべし。ことしは作かた不_レ宜に付、そばうんどの類をつくるべからず、又は酒造をやむべし、又は一兩に付鳥目四貫文に通用すべしなど、こま／＼御沙汰の御ふれもありけり。右らの事たへにたへければ、いまは金穀

之柄は商家に歸していかなともすべからず。すでに寶曆明和之比までは金相場たかくして七十目之餘にもしたりしを、(川井久敬・御勘定時味役)河合越前守てふ人出て南鐐銀をふけり。八片にして一兩に換るものなれば金を増すの道理也。げに丁銀を多く吹つぶして南鐐とせしにぞ金は増、銀は減じぬ。これによつて金相場おい／＼に下落せしを、六十目餘に至らば吹止むべきを、金穀之事に心づきし人もなくて、(天明七)未年まで年々に吹しかば、つゝに金相場下りもて行て五十四匁三匁まで引下ぬ。しかるに關東にて一兩を六十目と定らるれば一兩之品を以て關西へ行ば五十三四匁にたらず。さすれば諸色のあたへに「さ」しても、かゝる旅中費用賣徳の外に此たし銀をわりかくるにぞ、いよいよ物價は騰貴せし也。予職になりてたゞちにこれを論ぜしに、この南鐐てふものはもと姦物にて、八片一兩にかふべき正物にてあらざれば、只南鐐を以て丁銀にせんには二割之費をうく。いかゞはせん人々いふにぞ、まづ南鐐を吹やめて山吹銀もて年々丁銀をふきたすべしといひやひて、その通に取行ひ、京都之御入用につかふべきも、その南鐐銀十萬兩分をふきて、丁銀にしてつかはれたり。丁銀おれわれさび、焼なんといふも通用せざりしを、これ又通用すべき旨ふれ達し、並に南

鑊をいやしみ候へば金をいやしむにあたり侍れ。そのうへ今人情にあふて好んで用ゆれば、今はた止むべきにもあらざれば、永代通用と被_レ仰出_レ可_レ然、そのうへ目先きに多くあればおのづからいやしむ習也。すでに七八ヶ年已前までは、予が在所などには南鑊いまだ通用なかりしが、今にては專と用ゆ也。南鑊いまだ西國へは通用せざれば、是また施行はゞ、必らず勢をうべき也とて、これまた南鑊を西國へかし付之義取計ひし。そのうへ一兩にしてすでに五六匁ほどづつ關西にて利を得る道理なれば關西次第にとむ也。

下 人 言

爲替といふて、年々大坂より御金を下さるゝを、定例之はをきて定例のを止たらんには爲替組またその職にはなる、臨時とり下さるゝ分を正金にして下すべし 此正金にて下す事、是迄絶てなければいかゞはせんと評義せしに、御城代より宿次にておくりたらば宰領附人にも不_レ及來るべしと評決し、伺之上尤取行ひしに、是迄何ヶ度さし下すといへども、聊の滞りもなきは御威光雅、有事にて侍る也。と一決し、或は拾萬又は廿萬ほどづつ、正金にて下しければ、おのづから關西の金關東へ年を追て下るべしとも思ひけん。そのうへ大坂にある丁銀を以て、金貳朱判度々御かい上なども有ける故に哉、おい／＼に引上げてすでに(寛政三)亥之年には六十目にも至り、今にてはまた少し引下げたれども五十七八匁にて進退す。このうへ年をつもらばほどよき位にも成りなまし。

また鳥目もすでに已前は四貫文之通用にて侍るが、おひ／＼に引上げて三貫文にも至りしかば、鑊錢といふてあしきかねを以て錢を鑄させられたれば、圍はんとすれば忽ちにくだけしまゝ、ちかき比はひた下りに下りて六貫にちかくは成りし也。これによつて一錢二錢にせし品も、六七錢にもなせば、これ又諸物高貴に成り行たるうへ、鳥目やすければかるきものいよいよつかひかたあらく成もて行ものにして、寶貨之いやしきは風俗にかゝるものぞかし。すでにいにしへはきせるのがん首てふものを打つぶして、一錢之代として百錢之内へ交へたり。これその一錢をも貴びし證成りけり。いま一二錢はかるきものにも土芥の如く思ふ也。これによて鑄錢並に眞鑊錢を鑄ることを被_レ禁しが、今に引上ざりしを長谷川平藏てふもの錢をかひ上たり。世もてこの平藏功利に走るをにくむが故、錢高く成りたれども諸物いま以て貴し、錢いやしきのまされるをといひのゝしりけり。かの功利にわしれば、町々

下 人 言

★ (原本頭註)

この後關東のごとく西のかたも六十目通用となりなば、關西のかた盛に成べきなり。この比もその評義侍れども止て行はず。

をはせめぐりて六貫にせしときの、直にいま五貫少し餘なればその積りを以て引下げて、其諸物をうりひさげとのゝしりければ、一旦は引下しが、つゝにまた品を粗悪にしてさせる益も見えざりけり。この事は今しばらく見合せてをきなば、商人の心より相應に引下べかりしを、早くその功を奏せんと思ふが故に、ふみたがへたるなり。予これを制せらるは予が過ちとやいひてまし。されどもそれよりして錢は少少高く成りたる也。錢高きは風俗を質實になすもと也。よくこの意味を考ふべし。黄金いにしへはたかからざりしが、ちかき比は是も騰貴して、一枚にて廿三兩にまでなせり。是またその位を失ひたればいかゞなりとて、さまざま評論まち／＼になりて或はふきたしなん、又は一年ごとに書判をかき改さすべしなどとさまざまいひ合ひけり。予のおもふには惣て御ほうびに被下品は敢て多少を論ずべからず、御暇などいふて遠國へ行(く)人に被下品は御手當にて御ほうびにはあらざれば減ぜらるべからず。されば黄金貴くして融通不レ宜ば、遠國へ被下品は黄金之處小判にて被下べしとふれなば、御かひ上なきをしりてかならず引下ぐべしと建議せり。それよりしてその旨被仰出レしかば、翌日より引下げて一枚にて十七八兩にして今もその料也。上にて被下は一枚之處を廿兩にて被下也。これによて誰いかゞといふも

のもなか
りし也。さて又米價のことをいはんに前にいふごとく未年には一兩に貳斗にかへたりけり。それより人々高きに馴れてければ、一石になりければ甚ひきしとてなげくなり。また六七斗になればまた二斗に成りしことを人々おそれて、おの／＼飯料を争ひてかひをかんとするにぞ、米商はいよいようりかねて、さまざま浮言して惑はするが故に、いよいよ高く成りもて行(く)勢とは成りにけり。すでに一石餘にせし米なりしが、(寛政三)亥年八月末より九月初め洪水大風雨ありければ、にはかにひしめき合ひて高くせしかば、百俵に八十兩にまでなしけり。又いまやかろきものども騒なんどいふきざしありけるが故に、その際限を以て五十何兩くらいに高下すべしと、くはしく町々へ教諭し、糶米多(く)いたし、又はつき米あきなふ所へ拂米被下などし、又は十月の御切米をこのせつ五分の一を下し給ひしかば、人情次第に安く成りたり。このときにも、諸國一統満水にて、日本半國も立毛はあるまじきなど、物しれるものどもいひのゝしりけれども、予計りはおどろかで、(天明六)午歳之は氣候の不順なる故、一統ともいふべし。風雨洪水さしたる事には侍らず。ことに午年は卯年よりつゞきて之不作なれば世界の農米すでに乏し。いまはしからず。かならず五十何兩前後と

いひ出して捨をきなば、入米もありてつゞくべし。江戸米のきれなるところへは至らじといふにも、猶人々あはてふためきて「江戸の米屋にも米はなし」といふ。「大坂も大風雨にて高波あち川之橋をおとしたりといふなり」とひしめけども、大坂有米はことにことしはおほし、そのうへ時節もいまの大風雨はまたさして恐るゝにもたらず、極めて入津あるべし、江戸米屋にて米はなくとも近在にも有るべしと、猶事を正し理をわけていひしが、果してその風雨も關西はさしたる事にもなく、次第に入津米多なりたり。八月末ころにその高直を捨をけば江戸へ入津米多なりて有米多故人氣安かるべきを、そのせつ直段の義せわありし故、有米少なきと九月之末ころは人々いひけれども、させるものにてはなし。初めに直段を押へし故、おさへしものはあがるべき勢あり。故に初冬諸家收納米拂ふころまでも、直段よくして士農のうるほひとは成りたり。士農うるほへば工商もまたうるほふ也。直段大坂と引あはざる故、江戸へ入津は少し、少なき故に江戸の米にはかに引下さりし也。もし九月初め比、俄に入米あらば極めて收納米拂はん比は引下なん。引下ても一體日本ことし之作は五分六七厘にも當りぬれば春に成り高く成りぬべし。さすれば安き

米を秋のうち高くうり、冬になりて安き米をかひ入、春高くうらんは士農工商之損にして、米あきなふものの徳を得んこと也と、さまざまに辯じたるにぞ、人々もよくふくして、つゝに予がいふごとくには成りぬ。日本の作製作とも十分九分といふはなき也。八分を上作とし、七分中作とすれば、五分何りんといふはさして儲籾などいふ類にはあらず。奥羽ことに作がら善ければかくはいひて安堵せし也。又十月の張紙などもあつく評義して出せしが、ことしの張紙より一兩も高くば一統の直段上べし。一兩も下りたらば猶春安かるべし。的當の張紙故に米價高下なかりしと、その道にくわしきものはいひしと也。また酒造てふものはことに近世多くなりたり。元祿のつくり高をいまにては株高といふ。そのまへ三分一などには減けるが米下直なりければ、その株高の内は勝手につくるべしと被_レ仰出しを、株は名目にて、たゞいかほどもつくるべきこと、思ひたがへしよりして、いまはつくり高と株とは二ツに分れて、十石之株より百石つくるもあり、萬石もつくるもあり。これによつて酉年のころより諸國の酒造をたゞしたるに、元祿のつくり高よりも今の三分一のつくり高は一倍之餘も多き也。西國邊より江戸へ入る來る酒いかほどもしれず。これが爲に金銀東より西へうつるもいかほどといふ事をしらす、これによつて或は浦賀中川にて酒樽を改めなんといふ御制度は出

しなり。これ又東西之勢を位よくせん之術にして、たゞ米の潰れなんとていとふの
みにはあらず侍る也。關東にて酒をつくり出すべき旨被^ニ仰出^一候も、是また關西之
酒を改めなば酒價騰貴せんが爲なりけり。ことに酒てふものは高ければのむことも
少なく、安ければのむこと多し。日用之品之物價之平かなるをねがふ類とはひとし
か(ら)ざれば、多く入來れば多くつゝへ、少なければ少なし。

宇 いにしへより治世の第一とするは花奢をしりぞけ、末をおさへ本をすゝむること
にぞあんなれ。しかるに寶永正徳のころより花奢になりもて行とはいへども、前に
もいふごとく寶曆明和之比之廿年は世風くづるゝ事早く、前の廿年はくづるゝ事お
そかりけり。すでにいまにも七十やそぢの老婆は、いづれも銀のかんざし櫛たい櫛まい櫛
のくしなどさしたるは一人もなし。黒きたいまいにまきへしたる、またはくしもぞ
うげをし、かうが弄いなども竹などをさしたるといふ。今の世にては見しものもなく、
銀などさす人も稀にて、符斑のなきたいまいのくしかうがいなどすなり。うらやな
んどにすむものもたいまいのこうがいさすものもありしとぞ。衣服などいふも、廿
年前無かりし品々おり出すなり。京ちゞみなんといふは、ちかき比出しを、老中重

役の面々きたりしかば、越後にておりいだすちゞみは、營中へは、きても出がたき
ほど成りけり。その外女の衣服など、晝にかくとも及びがたき縫などして出すなり。
すでに今はいかなるいなかの山中にも、さとう入りし餅などはあり。これら之事
枚擧すべからず。しかるに奉公人などいふも、代判突・蔭判突などいふ取締いか
が(は)しきもの出來て、かけおちしたるものなど引集めて、奉公人に出すにより
て、或はとり逃などし、又はよからぬ事どもし出し、奉公人の給金は次第に高く成
り、人はあしく成りもて行たるぞなげかしけれ。すでに町かた人別の改てふものも、
只名のみ成りければ、いかなるものにて町にすみがたきものはなく、出家之定
もなければ、實に放蕩無頼の徒すみよき世界とは成りたりけり。さるによりて在か
た人別多く減じて、いま關東のちかき村々、荒地多く出來たり。やうやう村には名

★(原本頭註)

山下幸内といふもの、享保之御政事をぞひ(是非)してそのころ上書せしものいまも傳ふるによて、その上書へ同
列おのく御政事の見込之處かいて談ぜしもの一書殘しをきぬ。尤逐て上覽に備へ、御用へやへは和泉殿(松平和
泉守乘完・老中)うつされておさめしなり。

主ひとりこのり、その外はみな江戸へ出ぬといふがごとく、末にのみわしりけり。これによてその制度なければつゝやすものかく多く、生ずるものかく少なければ、いかにして生財の道をひらき、いかにして物價を平かにし、いかにして治世の御術をなし給はんや。天明午のとし、諸國人別改られしにまへ之子之としよりは諸國にて百四十萬人減じぬ。この減じたる人みな死うせしにはあらず、只帳外となり、又は出家山伏となり、又は無宿となり、又は江戸へ出て人別にもいらすさまよひありく徒とは成りにける。七年之間に百四十萬人の減じたるは、紀綱くづれしがかく計り之わざわひと成り侍るてふ事は、何ともおそろしともいふもおろかなり。これによて末をおさへ侍るは只花奢を禁ずるにあり。末をおさへん爲に花奢を禁ずるといふにはあらず。末のころより年々御沙汰ありしかば、人々節用の道を心がけしにぞ、無益のものかい求む人も少なく成りもて行がうへに、諸家の留守居より合ひてふ事を禁じ、及びわが輩にて音物うくる事なかりしかば、これにて無用のあきなひうれずして、或は店を閉、又は外之職にかへなどして、無用のあきなひするものはやや減じたるがうへ、あきなひなしとてなげき侍る巷説かまびすし。諸家留守居てふものは、一統の留守居を類役と

宇 下 人 言

し、黨與してその主人の疵を背き、公然として戲場遊里へ行にぞ、その主人これを咎むれば、一統の黨與承知せずしてかきわ、跡役など出来ぬれば、その跡役のつとめがたきやうにはかる也。もし又老中などより、その風俗などをやぶるとていたく糺し侍れば、その老中退役ののち、留守居出来なるときに意趣をむくひ侍らんとたくむ。これによて、日々茶やなんどへ集會して、或は引物とてさかな出すべきときに端物又は器物などを引、又はともなひて遊里へ遊ぶなど日につひやす處いくばくぞや。これによて今までも寄合にも事かろくすべしなど御沙汰ありしかど、露きかざりけり。これによつて、留守居より今已來無用にすべしと厳しく被仰出しかは、今はたえてやみぬ。又老中へ之贈物てふる、さかななどは日々のやうにもち行ぬ。老中の家臣公用のかた勤むるところにても、さかなは來り次第、土のうへへ投げ出し、求むる人あればあたへ侍るほど之ありきまなり。これらみな止しかば、商うすしといふもうべなりけり。惣てちかきものはしたしく、遠きものはうとく、目にみしことはしたしく、耳に聞しことはうとき習ひなれば、江戸の衰へ侍るは、諸國のゆたかに成り侍るもとにして、つゝには御府内町々のその餘澤をうるのものと也。すでに近來花奢行はれければ、みな金をかり、又はおしとりなどして無益のおごりをなし、又は賄賂苞直になせし也。さればつゝには窮し侍るは秦皇の四百餘州を引うけても、奢に奢れば天下窮するぞかし。さればつゝにはかひもとめしものあたいをあたへず、かりしものをかへさずし侍りしにぞ、士もみな衰へ行けり。村々にてもむかしなきからかさなどさし、又は油などつけ、かみをゆひ侍るてふ、これ又奢に長じ、博奕など公行したりければ、力田の輩少なくなりて、彌生するもの少なく、つゝには田里を出て江戸へ行侍るにぞ、江戸之人次第に増し村々衰にけり。士農おとろへ行しかば、工商何をもて

宇 下 人 言

くらし侍らんや。されば今節用を專とし、歸農勸本の術を第一になして、浮花を退
 けらるゝは、工商その賜をうくるゆへ所なり。しかるにそのところをもしらずして、
 かく衰へ行てあきなひなくば、行末いかゞあらんなど、物しるものもいふ也。只四
 海はしらで、御府内今日の様子をみて、天下の御政を議するとやいわん。もとより
 不義を以て富、又は浮雲のごとき商の利を得しもの歎かずしては、いつか御政事の
 大本をゑらるべし哉。さるに御府内のものども、商無しといへばとて花奢をゆるさ
 下 人 下 人 下 人 下 人
 ずれ、又は賄賂を禁ぜず侍るてふ事は、いふにや及ぶとて、同列などとはいひ合ひ
 侍る也。只村々にても、江戸へ出てはくらしがたきといふ。さればわが村里をにげ
 出なば、いづかたへか行べきと思ふ心になり、江戸に居侍るものも地につきたるも
 言 人 下 人 下 人 下 人
 のは安き(原本改册連絡不明)されば歸農すべしと思ふほどに有たき也。これにて、女の衣服之直段
 を定められ、又は玩物に金銀の箔用ゆまじきなど被_二仰出_一。これらは寛文・享保の比より時々被_二
 今始めてかくは被_二仰出_一しやうに心得てかまびすしくいふもわらふべし。又は寺社門前町の年期明たらば引拂ふべしなど、町々
 のつゐにはせばみなんどの御深慮にて被_二仰出_一。或は歸農之志あるものは願出べ
 し。御手當被_レ下歸農可_レ被_二仰付_一なども度々ふれられたり。これらは國體第一の

事にて、議論多き事なれば、たとひ巷説ありとも動くまじといふ事。まづこれら之
 事可_レ被_二仰出_一前には同列たがひにいひやひ、書取り候て、おのゝ思ひゝに了
 簡をかき、覆藏なきほどに評論を盡して決し侍れば、たとひいかなる巷説ありとも
 御心を動し給ふ事なし。惣て御政事とり計ふにその時勢ゝを察して、まづ此せつ
 は不治の治をなして、しげゝ何事も被_二仰出_一なきにしかず。又はかゝる事はかう
 宇 やうに已來心得べき哉など、おのゝ存意を明していひ合て定をくにぞ、御政事の
 下 人 下 人 下 人 下 人 下 人
 まちゝにならざる爲にかくはせしなり。すでに尾侯(尾張中納言宗睦)水侯(水戸中納言治保)が仰
 なく御取締候様被_二願候_一。たとひ浮説巷評候とも、右に目
 をかけられざるかた可_レ然と之趣くれゝも被_二仰候_一き。右之如く、ときゝその勢ひによりてはうち
 言 人 下 人 下 人 下 人 下 人
 かへし、目あて之處談じをき、或は物價論などいふ如く、一々冊子にして御用部屋
 たんすへ納めをけり。(天明七年)末の冬よりして十月より春三月まで町々之木戸を締て往來を
 改めしにぞ、末の冬よりいまに至るまで延火に及びし事は稀成りける。そのうへ災
 あれば町々之火消みなその處へ集るなり。いまは風下の町の火消はみな延火を防ぐ
 によて、風烈のときにもかくべつ之大火はなきなり。すでに未年已前は一夜に十
 度ほどづゝ出火せり。いまは一月に十度と出火する事もなし。かつ寄場てふ事出来

たり。享保之比よりしてこの無宿てふもの、さまざまの悪業をなすが故に、その無宿を一團に入れ置侍らばしかるべしなど建議もありけれど果さず。その後養育所てふもの、安永の比にかありけん、出で來にけれどこれも果さず。こゝによつて志ある人に尋ねしに、盜賊改をつとめし長谷川何がし(宜雄・火付盜賊改)こゝろみんといふ。つく佃だ島にとなりてしまあり。これに補理して無宿を置、或は繩ない、又は米などつきてその産をなし、尤公用とし米金一ヶ年にいかほどと定めて給せらる。これによて今は無宿てふもの至て稀也。已前は町々の橋ある處へは、その橋の左右につらなりて居しが、今はなし。こゝによて盜賊なども減じぬ。この寄場の事をいはんに、これまで狩込とて時々無宿をかりとりて、溜なんどへ打入れてをきしに、すでにわがこの職を蒙りし比尋ねしに千何百人とありしが、そのうち千人ほどはみな疾みて死せりといふ。一年に千人もその溜にて死なんは不便の事なり。ことに溜には御入用も多し入侍れども行とどきがたし。寄場てふ所の溜の御入用に似るべくもなくと少なければ何にかなりなんとはいへど、すでにいまには子の放蕩なるものこらしめに勸當せんとは思へども、たちども迷ひなんとて、町人よりねがひてこの寄場へをくものも有る也。いまに店をもち、妻子などもちて、身持をかへし候ものいくばくともいふ計りなし。これによて御入用は減じ、無宿はをのづから少しく減ぜぬ。いづれ長谷川の功なりけるか。この人功利をむさぼるが故に、山師などいふ姦なる事もあるよしにて、人々あしくぞいふ。これまたしれれど、左計の人にあらざればこの創業はなしがたと同列とも議して、まづこゝろみしなり。いまは御目付より立合を被仰付、永續之主法評義せしむ。また食事たらず衣すきなどいふてからきことにいふ人もあれど、小人は無術に金穀にても給はるを御仁政ぞとおぼゆ。寄場にてはからき目をするにぞ、その人もおそれ、傍の人もおそれ、いま無宿に成りたらば、寄場へ入らるべしとて恐る、こそ限なき御仁政なるべし。宿ありしもの家を出て無宿てふものになる人を、飽食暖衣の御手當あるべきやうはなき也。されども産をおぼへなんどするものは、その利徳を以て今もあたゝかに着、あくまでくらふなり。寄場にては無宿

ものどもさまざまの事おぼえしもの多くて産業よく出来ぬ。是迄畫綴など之盜賊とらへ候へば、入墨人、また退放しやる也。またかしこにてとらへ候へば、白狀に不し及ば、またはなしやる也。一人の盜賊町奉行が役のかたへ、何ヶ度とらへらるるも難計故にこるる事もなし。入墨三度に及べば死刑に處せらるるなんどはいへども、いまは左計(り)白狀に及ぶことなく、只徘徊すとのみいひて、實はその悪業はやむることなし。これらの類みな入墨のうへ拂ひ出すべきを直にこの寄場へ入る也。ゆへに本心になりて、手業など覺え侍らねば、いつまでも寄場を出る事なし。その畫綴てふもの、或は火をつけ又は忍び入などするなり。このものかくのごとく成りしかばおのづから盜賊も減じ行ぬ。

いま人々うちよりては、「商うすし、いかゞはせん。この末はいかゞなるべし」といふなり。しからばその困窮いかゞあらんと尋ぬるに、只巷説をきゝて奉るが故にその情はゑず。さらば試にとて、(天明七)未年よりまへの町々の斃死、縊死、又は捨子、又は狩込の數などをたづね、未年後のを尋ねて、合せ見るに三分にしてその二を減人す。ことに火災もなく、質屋などへいかゞなるもの多く質にをく哉とくはしく尋ぬるに、いまは博突止たれば質にをくもの未年まへよりはことに減じぬといふ。捨子の數などかきしるし候も、さらば江戸の人減たる哉と人別をみしに、未年のころよりは人別三四萬も増ぬ。ことに奉公人稀なり。歸農の願するものも至てまれなり。されば今以て町に居てあきなひするは、奉公し又は農作するよりはやすかりけり。このうへにも猶衰へしと見えしほどになれば、本末の御趣意たたざるなり。博突は代々之御制禁たるがうちにも、未年のころよりかくべつに禁られしかばいまいづかたにも見

えしところに博突うち侍るものはなし。尤この博突止むてふ期はあるまじけれど、十にして七つ八つは止たり。いまにてはこの御嚴制のありがたきをしりたり。この冬などは始て町うらなどに住ものまでも、わた入りし衣みなきたり。博突御制禁ゆへなりといふ。尤そのうち鯨鯨の無告のものまで、皆わた入りし衣着しやにしかるに亥(寛政三)の夏の比、盗妖てふ事あり。こゝにも盗入たりといへば、かしこにも入たり。きのふは何ヶ所へ盗入たりといふ。それより町々にても犬聲など聞ては、そよ盗きたりけりとして、鐘などうちならすにぞ、その鐘の聲をききて又うちさはぎつゝ一夜いねず。かゝる事半月計にも有けん。巷説喧々として人情もさらに安からざりしは希有の事なり。これによりて御先手之ものへ被_二仰付_一捕盜せしにぞ、つゝにはそのさたも止けり。とらへし盗とてもことにすぐれたるはなかりしが、そのうちに大松五郎といふを長谷川何がしらへぬ。このもの一人して一夜に二三ヶ所ほどづゝ入て盗ぬ。一二ヶ月の間に五十何ヶ所と入りて、或は人をころし、又はおびやかしてとりゑし也。重き刑にあへり。このもの一人にてありけれども、風聲鶴唳にも驚きしは、實に義氣のおとろへしなりければ、かくてはなげかしきとて、さまざま評論ありて義氣發すべき御手

宇 だては、とりはからひありし也。その比はすでに博突禁ぜられしが故に、せんかたなく突徒みな盜に化せりといひし人多かりけり。予は猶前議をとりて、突徒を多くとれと下知すべき旨評義決して、おい／＼にとりてければ、彌博突はかたき禁となりしかどその後盜はなし。されば突止みし故にてもなく、町かた困窮ゆへにてもなかりけりと後には人々いひ合ひぬ。

下 諸役人ことに繁文をことしかば、おい／＼削省して簡易にせしむ。老中の月番にはことに手かず多くて侍りしが、おい／＼に省きて今にては事少なし。入用も減じぬ。宿次にて諸國より書状來れば、むかしはみなうつして宅より同列へへまはしぬ。御用の漏洩するにもちかく、こゝに繁多なればこれらも一切にやみぬ。その外これに在りて簡易には成りにけり。寺社奉行之御役などには、一ヶ年千兩餘も減じたりといふ也。加番・大坂御目付・國目付など之類。御船手のものこれまで川船のみみな御目付のうちへかゝり申渡候て、品よく事をばぶき費をばぶきぬ。御船手のものこれまで川船のみ

宇 こぎて、海船修れんもなく侍りしかば、そのむね評論して、子年よりは、船手同心(寛政四)十人づゝ浦賀のあたり、向井將監が領所へ一年づゝ居て、海船のけいこし、かつおつり又は晴雨などこゝろみならひ、又は廻船などにのりて修行することには成ぬ。また御醫師多けれども、高名なるものもなし。たゞその醫の名ありて實なし。いかほど之御醫師の祿ならんとてんけん(點檢)するに、七萬石に餘れり。さるに一人にてもそ

の醫をもて賞する(も)のなき、おしへかたの疎なるなり。それよりして建議し、
 醫業拙く身もちよろしからぬ徒はそれ〴〵に御咎あり。なを又家とく被_レ下_レころ、
 その父そのものの業にしたがひて減祿して被_レ下_レける。これらめづらしき制度なり
 ければ、その道の職々あつく評議し御定め之義かき記し、のち〴〵もその御定によ
 りて減祿のほどを得侍るやうには成にけり。或は醫學館といふもあれど名のみ成け
 るが、御入用を下し給ひて、施藥して志ある御醫師は修行し、又は考試ありて優劣
 を論じたり。これにも會頭又はせわ役など立られて嚴重のさたには及ばれけり。
 下 これまで少給の御目見已上のは、おほくの御足高被_レ下_レて出進せんは拔群の人
 人 にあらざれば、頭々もいひあげず。されば白頭に至るまで、何の職つとむる事もな
 言 くおへしかば、かゝる輩皆心を屈して何を勵まんと思ひても、拔群にあらざれば進
 みがたく侍れば、出進の道も塞たるやうに心得侍るなり。その外上下格已上のもの
 とても、おなじく出進の途ふさがりて、人材生育の道に缺ぬ。依_レ之其身修行之爲、
 勤たくも思ふものは、其格はすへをきて、勤向計を修行として引下之場をも被_レ仰付_レ
 べき旨被_レ仰出_レ、並に御勘定之類は、すでに御徒與力などより、支配勘定てふに

出、數年ならずして御目見已上にのぼれば、年を逐て少給の御目見已上ますます多
 く成り侍る也。これにて今より御取立にならんものは、三代には御目見已下へも
 どるべし。されど勤かた拔群なるか、又は御番かた之類へも進みたるものは、永々
 御目見已上と被_レ仰出_レべき旨など被_レ仰出_レ。いづれも御新制の事にて事大造なる
 が、衆評一決のうへその御内定めも一々出來侍りて、かくは被_レ仰出_レし也。部_屋や住
 宇 御番入てふことは久しく絶たりしを、寶永の比に一統めし出されけり。その後徳廟
 下 之比より御目見已上より五六人も可_レ被_レ召出_レと被_レ仰出_レし也。それより流れ來て
 人 安永の比などは多くめし出しぬ。元文の比より大概十二三年目にはかならずめし
 言 出して、年數藝術にて出しもの多く、一度にめし出せしも七萬俵に何百口之御扶
 持出ぬ。また十年餘にして七萬俵ほどめし出さるれば、中々上り高を以てめし出さ
 れん料にも成り侍らず。御配當定りあるに、かゝること候てはいかゞなりと衆議決
 し侍りて、かさねてより五年目五年目に御ゑらびありて、(寛政三)亥年よりめし出されし入
 の上り高次第に、おい〴〵にめし出されんとの御しらべなり。これまでは多くめし
 出し侍りても、十何年目といふにて侍れば、その比藝術未熟にして御ゑらびの後、

已達にいたりても十數年を経ざれば、またの御ゑらびもなく、その頭々もいかゞなるものと思ひても、かさねての御ゑらびには年も経ぬれば、そのうちには年もかさねていかゞあらんとて、少し隙あるものをも出し度姑息も生じぬれば、却て撰びもくはしからで、風教の爲にも成りがたき也。五年目といへば撰びもくはしくして風教の爲にも成るべしと也。

字

まへにもいひ侍るごとく、(天明七)未年六月御役を蒙りたりける秋のころにかありけん、

下

いまは、御艱難いふ計なければおして重任をになふる也。一とせもたち侍りて、重

人

役の人々もそなはりたらば、閑職に投ぜられ度と、ひたすら重き御方々、ならびに

言

重き御役の人へもいひ置たり。(天明八)申年京災いづれとも御大用の辨じかた定りかねし比

人

はいわす。大概定りし比より、もはや辭職し侍り度とひたすらいひのべたり。いか

言

がなる心にかあらんとたづねられしかば、書長々しく書付て尾侯・水侯へも奉り喬

人

邸へも奉り同列の人々へもおくる。その趣は、御政事てふものは、御初政のほどこ

言

そ賄賂はやみぬれ、何は改りぬ、こゝは御惠ありたりと人々うへしもの食、かつ

人

へし人の水を得しごとく思ふなり。予が不徳にても此ころ人の賞譽するは聖賢のや

うにいふめり。★

(寛政元)

來る酉年ごろよりしてはそのうへもいへ、そのかづも止たらばまた

教誨もうるさく、御制禁もうとましく、事たらぬと思ふは凡の情なれば、とやかに

人々いふべし。そのいわざらんまへに閑職へ被_二仰付_一たらば、御名器いつも御名器

となるべし。そのいはれは正宗貞宗とても、正眞の品にはあらねど、代々いひ傳ふ

る御道具あらばかならず人々賞譽すべし。その名刀を箱へおさめ置たらんには、そ

の名刀ながく傳はりて、何ぞ御大事もあらばかの正宗を帶せられなばと人々もいふ

下めり。さるその處、正宗を出し或は人をきり、又は庖丁のかはりにもし、のこぎり

人のかわりにもしなば、かならずその名刀やいばこぼるゝか、果してお道具の賞譽減

言すべし。いま予大概一兩年を経なば、御名器にして箱へおさめたらんには、永く天

下鎮護の器といふべし。事何ぞ出來たらばまた再び任職し給ふべし。永く用ひ給は

★ (原本頭註)

御目見已下の事もかくべし。

★★ (原本頭註)

此處へ爲長なんどきき及びしその比稱譽せしことかくべし。

ば、十年の餘も用ひ給はでは成功はなしがたし。そのうちに宛として死しなばなを御大事あるべし。されば一二年にして辭職すべしと思ひける。くれぐれも免職(の)義天下の爲に希ふとて、申秋(天明八)ごろより西戌のころまで何十度ともなくかい付て上けれど、尤ながら「は」今年はつとめ候へ、又は「今かうやうにいわんは不忠たるべし、いかにもして勤むべし」と尾・水・喬公を初めとしていくたびか被_二仰下_一ける。その書付ども何數十通ともはかりがたきほどある也。予死すべき比焼捨んと封じをけり。戌の夏ごろにかありけん。かやうにいひ侍りてもなをはかりなければ、辭職之願書して同列へ出したり。そのとき御覽にも入、重き御かたぐも御相談ありしとぞ。其後いつまでもつとむべしとて不_レ淺御ねもごろの被_二仰出_一有けり。此被_二仰出_一伊豆守(松平信明)傳_レ之書付被_レ見。その書付願書はすでに寶藏へおさめなきぬ。かゝるうへはせんかたなし。十年もつとめてその成功半にも至るころは、またおのづから天下の綱紀も立つべし。さらば勉力してつとむべき外はなしと決しぬ。その決したる事、いま予退たらんにはと思ふことありければ、こゝにて過なば又はかりなき御不忠も出来やせんと爲臺候(本多忠義)もあつくいひ給ひ、尾水喬公などもいひ給ふによつて、まつつとめ侍る心とは成にけり。惣てかうやうおもき任をおひ侍りて、ひるとなく夜となく天下の事に心を配り侍れども、御寵任のあつさいわん計りなければ、勞も勞とはおもはずつとめぬ。或は褒詞又は御劍など給はり、又は御庭の草

宇

下

人

言

花など手折て給ふの類、かいのするもおそれ多きほど也けり。この處へ系譜に有之拜領物又は上意又は御輔佐之事など之類、家格之事など被_二仰出_一したぐひまで、ここへくはしく小書にすべし。

(寛政三)

亥の八月四日、御讀書ありて御前へ出しが、御けいこ事拜見に時々御前へ出侍ること也。そのうちにも御學問の義は、月々何ヶ度も出、御學問終りて御心得にも成るべき事どもは言上し侍事也。さまぐ御咄し之せつ御先代重役のつとめかた不_レ宜。すでに西丸

に被_レ爲_レ成候間も

浚廟(家治)と之御親しみ薄く被_レ爲_レ在候類、又は御けいこ事とても、誰しゐて申上る者も

なければ、おのづから御修行も不_レ被_レ爲_レ届、只今御残念に思召候也。越中守御先

代相勤候はゞ、物事いまのごとく眞實に言上し、上下の情達候はゞ御先代にもさ

ぞぐ御安心にあらせられ、御せわもありつらむ、

上にも御孝養被_レ盡候事も御十分にとげさせられなばいか計りか御歡びにあるべし

とて上意ありしを、加納遠江守(久周、側用人)も其席にゐて、毎度右之御沙汰度々あらせられ、已

前より越中守勤め候はゞ宜かるべしと、度々御沙汰に候と御取合せ也。予ありがた
 さ骨髓に徹して、まことに言上せむことばもなく落涙せしなり。その外いさゝかの事
 にもかくし給はむが、越中は何と思ふぞ聞て來れなど毎度／＼の御事也。そのう
 ちにも御聞中の事など御度数多くては御身の御爲に成りがたきてふことを言上し、
 御度数の事は御醫師へ尋ねて定めしが、今に四五年に成り侍れども御たがひなきな
 り。ひと日喬邸にて御大病のところ、一橋の明地へならせられ、それより俄に御問病の
 下 爲喬邸へ御成の事有之。そのまへの日遠江守をめしてあす喬邸へ御立寄可被遊
 人 候はんが、善修院に久々御あひ遊ばされ候はぬまゝ御逢遊ばしたくおぼしめし候へ
 言 ば、越中守へ存慮いかゞ哉たづね候へと之仰也。遠江守申候はこはくるしからぬ御
 事と奉存候。もし越中守善修院御目通りには不_レ及と申上候はゞ、いかゞ可_レ被遊
 候はん哉と言上しければ、左いはばあふまじきと被_レ仰候よし也。善修院は上之御祖母の
御つゞき也。こたび之御
成は御問病の爲なれば大奥向へならせられ候はんは
しかるべからじと思召しける故に御尋なりけり。しかるに何のくるしかるべきと予御答申上候。
 その外御庭へかりに茶店のごときもの多く出來て、或は物あきなふさまなど御けし
 きにならへられたりと聞しかば、品によるべけれどもひなぶりたる御慰也、人い

が申上侍らんと言上せしかば、即日とりはらはせ給ひけり。まことに諫にしたがふ
 こと流るゝが如しとやいふべき。聖徳あふぐにも餘り有る御事にて侍る。序にその御様
も恐れ入侍れども、その美をあらはす可_レ憚事にも侍らねばこゝへのせ侍りぬ。すでに御先代は御目付之類たれもめし出
すことなかりしが申年(天明八)ころより表の御役人何と云ふことなくめし出して、御直にもろ／＼の事御尋どもありし。
御目付などのかたよりも御目見願ひ候とて出し事もあり。又は老中退職ののちも、御目付など急にめし出しぬ。その外御英
斷など難し有事共侍る也。予御目付などにあひて言上の事御尋の事決して老中へはもらし侍るまじ、ことにいまにては何事を
聞召候ても御了簡遊ばし候御事ゆへ、浮説にてもあれ何にても聞候事は言上すべし、時おりは申上候て、御目見言上すべき
御用なくとも、たゞの御咄にてもよろしく候へば、御目見ぬがひて御前へ出すべしといひおしへける。御疑出來てはとも
成功は成りがたし。少しも御疑の御きざしあらば今のうちに引しりぞかなむ事御爲の事なれば、また亥年之_レ御役お
ぼつかなき旨以_レ御尋候へ本多彈正大弼忠_レ言上に及びしに、左思ふべからず行末なかき勤むべしと難し有仰を蒙りし也。
 是まで 上之御心得に成るべき事、又は老中若年寄など之心得べき事など露ほど
 人 の御定めもなかりけり。厚き 仰を蒙りて予これを撰し、御幼君御そだち之事など
 言 之御定めも撰し御巻物に認_レ之さし上しかば、一と通りは日光へ御納に成り、一と通
 りは紅葉山へ御納めになりて、讀法之御式も御しらべ出來たり。この御ほうびとし
 て御刀を下し給はりける。御巻物數六卷、御大切之事
なれば草稿は焼捨たり。その外御二男様がた之御定、御三卿
 之御定、又は御軍法御陣場之畫なども古きをたづねて御用部_屋へ納しをく。その外
 江府その外遠國御役所、二條・大坂など之御武器を初として、御城又は諸役所御代
 官陣屋など之畫圖までなかりしが、(天明八)申年よりあつめて今は御用部_屋へおさめをきぬ。

(寛政三) 亥年十一月之比町かた衰へ行侍るは、かねて之御趣意にてあんなれども、その衰その盛をなさん始てふ事など尤その心得は侍れども、また天といふて不時之天災さしつどひなば人力の及ばざる事も侍れば、必ず予が力もて必ず興復し奉るべしとは難し申候へば、今施行之事必ず可然とも難し申候。さればいつとてもその職をのがる事はかねて之本旨に候へば、御沙汰も候はばいつとても職をば辭すべし。此旨被_レ達_二御聽_一候へかしと彈_正大弼_へ申入しが、その旨被_レ及_三言上_二候處、「念入之事と思召候。必ず心づかひなく安心精勤候へ」と之御沙汰ありしと、十二月十二日書付にて彼朝臣見せられし也。これらも後々のかうがへの端とも成るべければしるす。

これまで大坂へ御用金となんいふことを仰出され侍れば、みな喪色して、いかなる虐政にても被_二仰出_一たらんやうには心得侍る也。そのおこりといふは、(松浦河内守信正)松浦何がしといふ長崎奉行、大坂へ御用金申渡たりしが、その御金はもと對州より朝せん_鮮へ交易する爲之料にて、對州より返すべきなれば、公義におゐてそのまゝにし給ひけり。その後小野左太夫とかいふ人、右近將監之さし圖を以て大坂へ百萬兩之御用金

申渡したりしが、六七十萬兩もとのひし哉。これはその出せしものへかし付て、利息を出すなど、正しからぬ主法なりければ、いまはそのかしたる先きも年經ぬれば、かへしかねて、御失信のやうには成にける。されば御用金被_二仰付_一、逐てかへし給ふといふ事、いつもその信を失ひしやうに侍ればいまもて御虐政とはいふ也。故にその對州の爲に出せしなれども、もとは公義より被_二仰出_一しなればとて、申年の比よりしてそれ_レ公義より御かへし被_レ下しなり。ことにいまは御失信あるべうもなければ、豪富のものどもも安んじたり。予の建議せしには、大平に浴して豪富とも成り侍れば、仰にしたがひて天下の御用度には給すべし。いま關東の在々多く窮し、或は子をころして人別減_レし、又は荒地など多くなりたれば、これこららのための御入用にも成るべければ、二十萬兩も被_二仰付_一、御失信なく御かへし被_レ下たらんには、のち_レいか計之御備ともいふべしといひしにぞ、さらば被_二仰出_一可然哉と、さまざまの評論一決してつゝに被_二仰出_一しかば、鴻の池などいふ豪富のもの、一番にすゝみ出、ありがたきとて早速かしまりしかば、をの_レ何の事もなくさし出す事には成たり。この御金、荒地又は村かたとり直しなど之御救には成

にけり。これらの御遣ひかたに成り侍るも、みなその御返し被_レ下べき手當をもよ
 く一つ／＼しらべものして、とりあつかひ侍る也。此評議などもこと
 に久々しけれ。これにてもしるべ
 し。治國の道は信を第一とす。信たてば天下之金穀みな公の物なりと、初めにいひ
 しにもたがはざりけり。村々ことにおとろへたれば、寶曆之比より村々へ御かし金
 など、五十萬ほどにも及べり。此高、暗書でかきし
 かはたかへるにや。これらは三十年賦にゆるめ被_レ下たり。
 下々ことによるこびしとぞ。納やどてふことは寶曆のころより初れり。村々より納
 る米を、その納やど引うけて御藏へおさむる也。さるに姦曲のこと多かりければ、
(主膳正久通・丹後守廣氏・勘定奉行)
 柳生・久世の徒評定して、それまで姦なりし納やどはみなやめて新たに三人に申渡
 たり。その納かたなどには利害交れるがうへ、新たなるは人の馴ざれば害多きや
 うにはいへど、實に左はなかりし也。村々こたびの改しによて、入用減たるは、そ
 こばくのことなり。されど代官の手代またはその職ゆるされし納やど、又は御藏の
 小物などいふものは利を失ひしによて、よくはいはぬなり。實は村々よりの直納
 にはし侍り度事と時々思ふ也。廻船も缺、諸組にて侍りしかば、年々難破船も少な
 からず。そのうへうけおひ高いと高かりしが、御直やとひてふの法に成りて御入用

もことに減じ、難破船もことに減じぬ。その外二條・大坂御藏納など、いと姦なる
 事侍りしが、御造營によて江戸の御役人登りしかばこれに被_二仰出_一てことに改正し、
 いまにては村かたもことに入用減じたり。藏宿てふことあり。事長ければそのあら
 ましをしるすなり。御旗本御家人の面々みなこれより金をかる事也。その利倍增し
 ていつ果べしとも見えす。ことに彌増之困窮に及べり。その藏やどてふは竟に長じ
 て、御家人などをもあしさまにもてなし、かつておそるゝけしきもなく、かねてか
 り引せんにも、藏宿のぬしは出ず、手代など出してあしさまにあいしらい侍るなん
 ど、けうときふるまいなり。これによて町奉行・勘定奉行などゝあつく評し、同
 列なんどもとより厚評して、五年已前のは棄捐にし、已來かし出す金之利をやすく
 せし也。これによつて一旦はことによるこびたりしが、藏やどにてかすべきかねな
 しとてかさず。これによて、かりかねてなげく也。もとより公金十二萬兩を下して

★(原本頭註)

此事など、十年もたちたらばや、なれ侍りなん。その間にはさま／＼之建議生ずべし。されどいまの奉行吟味役の
 居侍るうちは此法は維持すべきなり。

藏やどへかして、その金をかし出す事なれば、しゐて之さしつかへもなかりけれど、
 下たるものは只多くかり侍ればよき事とのみ思ふが故に、たる事をしらでかくはい
 ひし也。ことに卯年(天明三)より打つゞき米高かりしが、酉年(寛政元)のころより狼戾しければ、と
 る處の金の少なきも、藏やどのしれることのやうに思ひたり。つねとても心よくは
 かさざれども、藏やどの改正によてかしかぬると藏やどにてはいふ也。故にその御
 改正ありてより、始めてかし出し侍らずとのみいひのゝしりけり。されども古き金
 は棄捐に成、あらたかりは多くかし出さざるは永代之御惠也。古くかりし金棄捐の
 人うへに、今こゝろよくかし出したらば、今日之快速からず、又その棄捐被_二仰出_一
 言ん日のごとくには成るべし。さればこの處は實之御仁術ともいひつべし。されども
 この事申之秋被_二仰出_一、その年之暮に至りければいづかたも折合す、たゞかし侍ら
 ねばことしはいかがせんなどいひのゝしりたり。このところ新制をしかるゝは初め
 の處はいづれ安らかにには行なはれがたきものなり。このときに至りては、予が任と
 てみな獨斷にしてとり行ひたるに、今はやゝおり合ひて、こぞのくれなどは何とい
 ふこともきかさざりき。
つねは一ツの小事にても同列ともいふ談する也。その談じて行ひし事にも、かくのごとく事もつれしていかにあらんと見侍れば、何の事いとむづかし、もし仕損せしとき同列衆

評にて仕損じては、御人多くの不調法とも成れば御事もかくべし。かゝる時はわれ引うくべしとて、この事もわが任にして
 取扱ひしなり。とかく人は安らかなるときはわが任とし、むづかしければ人にたより、のちには人におしうつしてわれはよ
 が見するものもある也。わ
 がせざるところ也けり。

延聘使之御用をつかさどり、そののち議聘使之義をはからひぬ。わがことをいへ
 ば人のことを拙しといふにあれども、その始末のせ侍らずしては、事のわかちも
 あしきなり。これまで御代替之度には、朝鮮より聘使をさし出す事なり。それによ
 て日本之國費大かたならず侍りて、東海道の村々よりは百石に付、三兩之御用金を
 下奉り、萬石已上鞍馬を出すなどいふ計りもなきなり。しかるに予未の年に老職た
 人りけれども、聘使はいつ來るともいふしらべもなく、同列などへ聞けれども、御祐
 言筆の組頭などしりて侍らん、これらは對州より伺ひ來るべしなど心にもかけざるさ
 ま也けり。これによつてその御入費はいかにして給すべき。村々も衰、萬石已上の
 人々も、いまにては皆困窮すれば、このときその大禮を可_レ被_レ催はいかゞあらんと
 いへり。これによて猶おもき御人々へも言上せしに、もとこの聘使此國へ來るは、
 かつて美觀とするにはたらず。あるは日本之腐儒どもみな出て、鶏林人と唱和して
 本意なる事にもおもひ、又は道すがらの盛衰見られても益ある事にもあらず。いつ

も盛に、いつも窮せざらんやうにはありがたければ、時として饑饉うちつゞくまじともいひがたし。さればこの聘使てふは美觀とするにはたらず。況や巡視清道の旗をたて、上々官などいふは通辭のいやしきものなり、三使などいふも貴きものにはあらざるを、御三家がたの御相伴あるなどは禮のとゝのひしとはいひがたし。さればいまその禮を制せられんには、させる事にあらずして力をも勞し、又々正徳御新禮令の如くにか成なん。しかればこの聘使は對州にて迎接してすむべけれ。この迎接の事、議せんにも同列にはいまだその人あらず。ことに朝鮮より聘使の義伺はんも程ちかければ、まづ延聘之義をなしてこそと一決し、その旨言上し、五山相國寺之長老など呼びてみづから談じ、延聘之義とり行ひしが、ことによくとゝのひて彼方にも尤に聞うけり。その延聘のことばとせしは、ちか比饑饉つゞき侍れば、その大費に給する事なし。只今はその下を救ふのみ也といひやりたりけり。それすらも對州の家老いなみてうけがはざりしを、いろ／＼申さとし、古川圖書といふ家老よく任として對州へ行しが、半年ほどにしてその儀とゝのひし也。いま延聘一件書狀事情の事、くはしく冊子にして御用部屋やへ納めをけり。かくてまづ延聘は行は

言 人 下 宇

れたり。これより於對州一迎接する之一條なり。この義去る亥年比よりとりしきりて談じぬ。このころは同列申合たる人もありたり。

萬石已上などにも、供減じ侍り度などいふやからも多し。近年流弊の餘をうけ、ことに一統節儉の心地になり侍りて、出入をかぞふれば何時も出るは多く、かりしかねも返すべしと思へば、今日をもくらしかぬるなり。さればいづかたも節儉被行候へば、その行とゞかんほどは猶更むかしよりげに困窮はまさるなり。

下 宇 萬づ御吉凶御禮式その起立何といふこともなく、只先例を逐てその時に至り判断する事すでに年久しければ、おのづから其事理當然といふにもあらず。つゝには御手重に流れてかつ禮之實をば失ひし事も多かりけり。これによて御造營之御用奉りしはさらなり、彰君御婚禮又ハ蓮光院様御新造之義御用奉りしにもみな漆柱して先例によるとにはなく、その御ほど合ひを評義し、或は伺ひまた諸役へ評義などいひつけて宜き様にはせしなり。されどもその時に臨みて判断すれば、人情によて改め

★ 此章原本「〇此ヶ條末へ出す」と註記し、本書一四五頁相當箇所へ挿入する指示あり。

がたき事もあるなれば、御吉凶御禮式不_レ殘かねて宜處を定め被_レ置候かた可_レ然と
 建義し、伺之上、予その御用を奉り、御勘定奉行、吟味役、御目付へもそのかゝり
 を申達しとりしらべ侍りぬ。右はその御例をもとし或は和漢の例を以て評義を加
 へ、たゞ御手重に流れたるを省きて、その宜ところをば定むる御趣意なりけり。こ
 とに大業なれば急速終功之ほどは尤難_レ期なり。

宇

御日記てふものも明曆の前はいとあらく、ことに灰燼の餘なりしかば、御三家に

下

なんある總聽日録の類、又は榊原・酒井などの家にあるところ之舊記を探出し、御

人

用部屋やに備へし也。としふるき御日記もまた烏有之思もはかりがたければ、二た

言

通し寫しをき、場所をわけておさめをくべき事を建議し、追々うつし侍る事なり。

その外、御日記の見出し目録など之事も建議せし也。是まで御祐筆所の御書付類多
 けれども、御藏などいふものもなく、あまりに御手薄なりければ、御寶藏のかたは
 らの御藏をその御藏として納めをきぬ。逐ては御實錄又は風土記など之事も、おひ
 おひ建議せしがいまだ果さず、たゞ孝子忠臣などあるをばかき出すべき旨など伺を
 以て被_二仰出_一されぬ。白石が藩翰譜も書きつぐものもなければ、岡田清助(寒泉)・瀬名源

五郎に被_二仰出_一、書つぐべき旨被_二仰付_一。このとき諸家へ寛永後の系譜出すべき旨
 被_二仰付_一のおのゝ出候也。萬石已下之系譜の書集めも被_二仰出_一し也。

寄合は三千石のもののみ烏合といふべきほど、たれつかさどるものもなければ、
 おのづから人がらもあしく成り侍りぬ。ことにこれらは逐て番頭などのおもき頭役
 にも成り侍るものにし侍れば、ことに簡要のところにて侍るにぞ、寄合肝煎てふ御
 字 役被_二仰付_一、御目付にも寄合かゝりなどいひてそれより今はとりしまりし也。これ
 下 ら百年のはかりごとは人をうゆるともいふべき歟。

人

御用達の町人などは、いつもその株をつとむるにぞ、不正の事あれば是まで嚴科

言

にも處せらるべけれども、あへて甚しき不正にはあらねども、わがみを高ぶりお

ごりに長じ、拜借金などをして返納之道なきなども、多く侍れば、休株てふことを

建議して後藤縫殿助吳服之御用は不_レ被_二仰付_一りし也。大藤主水之類ふるき比は御

臺所へ出、御菓子製したりしが、いまは町並の家に居て御菓子製し奉れば、その封

のまゝすぐに御賄より奉るなり。いかにもそまついはんばかりなし。ことに御菓子

之價いと貴く、一ヶ年も不_レ少御失費たりともせんかたなかりしが、長崎之商賣減

たりし後、かれらのかいうくべき砂糖代も減じたりければ、それを以て主水・織江
 なげき出でこれよりその御菓子増直段被下すば、御用つとめ侍らじといひ、すで
 に織江などは引込たりけり。これにて御用さしつかへなんといふころ、予建議し
 て御菓子は御手まへにて製すべし、かれら兩人これまで之不束御咎之うへは、御菓
 子製改役仰付られたらんには一條可然といひ出し、その通になりしかば、一年に
 ては千何百兩といふ御入用減じて製しかたもことに御手薄は止にけり。此兩人の不束といふはかい受べ
 き砂糖は大坂にてはらひ御上りには江戸にて町物かい上るなど。または密に長じみづ
 からは製しかたも辨まへず拜借など多くして上納之心得もなきなどの不束なりけり。

字

下

人

言

是まで取扱ひける御用書一々ゑらび、のこりてもゑきなきものは封じ切りて、火
 中と書しるし、のこりてゑきあるものはみな袋へ入りて御用部屋へおさむるなり。
 その目ろくは御用のもれ侍るほどの事にはあらざればこの年譜のうちへおさめ置ぬ。
 かつ初めにもかきしるせし幸内上書によつて同列評論せしかき付、かいとめてをき
 しもこの年譜へそへてのこしをきぬ。尊號の事諫止せし草稿もをなじくこゝへのこ
 しをきぬ。その外奏狀又は建義の書、又は同列申合たる書付などいくばくといふ數
 をしらざれどもわが家へのこす事なし。

享保之比より御薬園てふもの出来たりけれど、その御趣意をゑす。たゞその御園
 のうちにてつくることゝはなれりけり。人參なども朝せん鮮よりたねを御とりよせあ
 りて諸國へうへ給ひけるも、みな権すとかいふごとくにて下にては只その御利徳の
 爲につくり給ふとおもへば信ずる人稀なりけり。いま朝せん鮮より來るはかへつて偽
 物も多けれど、まさしくこの地にてうへたるは氣味生合も良けれども、人々遠きも
 のを好み近きをうとみ候情にて信ずるもの少なかりけり。たゞいささかの御園中
 下
 いか計うへたりとも、日本之國益とはいふべからず。ことに唐蠻之舶來之した、外
 人
 に貴ぶべきものはなけれども、只薬種のみはなくてかなはざればつゝに唐蠻は主と
 言
 なり、かいうくべきものは客となりて、長崎の條下にいひしごとくには成り侍る也。
 さればこの地にて多く渡薬のたねもうへ殖しなば、舶來之ものをたのみて生活する
 にも至るまじ。しかれば江戸二ヶ所・駿州・京・長崎の御薬園は、只渡來之薬種を
 多くうへふやして、貴賤のわきまへなく望む者どもへは、うへかた等したゝめそへ、

★(原本頭註)

一番末へ書くべし。

その苗その種など被_レ下候かた、天下の御薬園たるべしと建議して、その趣御觸も出、それより一ヶ年に十種づゝ唐蠻へその種子など被_レ仰遣_二こととはなれり。數十年経なば必ずそのしるしあるべきなり。御種人參といふもの、これまた予がおもひつきて唐人へみせしに、ことによるこびていまこの地にてかいとゝのふ直よりも二三増倍高くかい求めぬ。これによつて西國にてもその人參功ある事をしりて求むるもの多しといふ。かほどにこの國にゐてちかきものをうとむ情をしるべきなり。下 扱御上りになんたり侍るものは、何にてもことに手をつくしてその善美をなせることにて侍るを、御薬計りは侍醫の家にて製して奉るなり。さればその薬製も不行届、人 とに侍るを、御薬計りは侍醫の家にて製して奉るなり。さればその薬製も不行届、言 又はその出所の糺しものとゝのひかね侍る也。今の世の醫は只今日の貴きをのみしりて、その道に心を盡す事なければ、此地にてつくり出す人參なども雷同して用ひず、舶來の品は新古精粗もわきまへず、たゞ用ひてあたひ高きをよきとのみおもふ類多し。されば世の醫のためにもとて御製薬の義はとりはからひ候へとの仰を蒙りしなりけり。

所司代町奉行議して京の町々かくし隠賣女多ければ禁すべしとて召捕し也。こはいかな

る事と尋侍るに、京にては賣女などは禁たる事もしらず、これまでたゞされし事もなし。されども禁たる事はしれたる事なり。江戸のためしにおもひとりて、少し召とらへなば極めてその餘はあとけち侍らんとおもひ召とらへたれど、下にてはその禁をだにもしられれば、にげまよふ事もなかりしにぞ、つゝに千何百人といふ賣女を二日にとらへしとなり。さるによりて關東よりの仰也などうらみしといふ。京下 都はいと狭小之地、ことに往還などいふにもあらざれば、只名所などいふをみに人來りて戯樓にのぼりて、一日二日を過れば他邦之金錢やうやくその地へ落るなり。人 さるにいたく禁じてはいかゞあらむ、京地に何ヶ所と定、一軒に何人と定め、島原之支配としてをかれなば、その宜ところこそ侍るめれと建議して、その事伺之上可_レ奏之命ありしかば、京尹へいひやりてその後やうやくしておだやかには成しなり。此地にもまたかくし賣女なんいふものことに近世多くなりたる也。これら之處置ことにむつかしく、同列さまくくりかへし、いくとせか評論せしが、まづ甚しき場所をゑらびめしとらへ、再々犯にも及ば、火除地にめし上られんこそしかるべし。一體にとり絶しなは風俗の爲にかへつて不可_レ然と之建議なりけり。寺社之

人こそ世にいふ遊手之甚しきものなるべし。遊手てふものは益なきものをいふ。僧徒などは益なきのみかは、かへつて害をなすぞなげかしき。これによてまづ僧侶の人別を始めて被_レ糺、そのうへ僧侶に成るべきは領主地頭へ届けてゆるしを得てこそなるべけれと之論に及べりけり。堂宇の事、その外重き罪ある寺は山林御朱印の地など可_レ被_レ削むねなどの建議に及べり。

字

今上帝は閑院之宮之實は御子なり。これによて閑院の宮へ尊號宣下あるべしとの(光格天皇)

下

御内意ありけれども、予かたくとりて言上せしに、御旨にもかなひければ、故關白(輪平)

人

殿へ(藤司殿)いくたび申上し也。その一件この卷にそへて殘し侍る也。その後猶又往

言

復取計ひ之事あり。

西のとし蝦夷(國)クナジリといふ地にて運上法(講員)おい人飛彈屋久兵衛之手代と争ひて、

ゑぞ人集りて日本の人をころす事五六十人に及べり。そのときなども専ら予御用奉りて津輕・南部へ之仰、その外松前へ之御下知など予仰をうけてとりはからひし也。此蝦夷てふ國は、いといたうひろければ、世々の人米穀などうへてその國をひらくべしなどいふものに多かりけれど、天のその地を開き給はざるこそ難_レ有けれ。

いま蝦夷に米穀などおしへ侍らば、極て邊害をひらくべし。ことにおそるべき事なりと建議してその義は止にけり。忠籌朝臣初めはその國をひらく事をのみ任とし給ひしが、これも予がいひしによて止めて、今にてはその蝦夷の人の御恩澤にしたひ奉るやうにとの建議なり。これらものちにはいか様成る弊をや生じぬらんともおもふなり。むかし關西には大井川・富士川・箱根・今切・氣が(賀)・桑名の海などを初めとして山海の御かためあるがうへにも、駿府・大坂なんども御番城をすへらへ、宇西國にもそれく奉行を被_二差置、大名なども交代などしてその守りを專となすなり。只奥羽二州ことにひろけれどもその比は山丹・滿洲・ヲロシヤなど近きともさ人らに辨へざれば御備もなきなり。これによつてこの事を建議して評論に及べりけり。言ひとる異國船之漂流せし事あり、これによて衆評一決(の)うへその漂流あらんときの心得など御ふれもと、のひし也、御代官所又は佐渡・山田の類にも異國漂流之御手當あるべきを今にそのさたなければ御旨を奉りてその評義に及べりけり。いにしへはかりしかねはかへさず、不義の富極め、かひ候ものもあたへわたさじと、今日をくらし侍るにぞ、事たらぬやうにもおもはざりし也。いまはその心得か

★一三七頁★参看。原本「しへは」の上に○を附し本書一三七頁○印を此處に出す指示あり。

わりしにぞ、俄に困窮を覺えたるさま也。この二とせ三とせたらば極めてそのところもいゑぬべし。されば御役人など、日々勤に出る供をも減じたらんは非常の取計ひにも當るべけれども、格外の減にさへあらずんば可なるべし。いかに被_二仰出_一候やうになど、久世丹後守などを初めとしていひ出、御目付平賀・中川・石川(廣氏・御勘定奉行)など之人々しきりにいひ出したり。事かわりたる事なれば、いかゞあるべきとて半年計りも引のばしたりけれど、その後も度々被_二仰出_一をいそぎけるにぞ、同列相_三談_二之_一御目付より出したりし供減は多ければとて、猶又差略をくわへ、駕にのりたらば馬ひかせ候はんにも及ばざらぬといふことなる事は皆省き捨て、かほどには減じ候とも不_レ苦趣をもて伺_レ之、つゝに寛政四年月番はからひて被_二仰出_一し也。しかるに御目付には成たけ多く減ぜまほしく思ひて、此御書付の通には是非減すべし、此うへは猶更心得にて減じ候へなどいひわたりしかば、ことに甚しく減じたるもありけり。こはいかなる事とて尋させられたれば、御目付かくは談じたりしといふ。いかなる心得に哉と尋ねれば日雇のものいまにては黨をなして士氣は自然と衰へぬ、いまでもその日雇を減じぬれば、主客の勢ひ變じぬ。その爲にこそ被_二仰出_一し事と

奉_レ察しなれば、猶も減じ侍れとていひありきぬといふ。されどももと此建議は久世・中川などいひ出たるにて、敢て主客之勢ひなど變ぜんとの建議は夢にもなく、只今日をくらし侍る道をしばらくがほどは有餘をなしかば、風俗もたちかへるべきと之事なり。されども一旦御目付のかく談じたるを、いまさら偽なりといひ侍らんもいかゞあらんと、誠に二日三日は同列打寄り談じて猶けやけく減候はぬやうに、先日ふれ出したる書付の趣に減じてはさしつかへ有_レ之か、また御趣意有_レ之御減じ下にも不_レ及といふ計には被_二仰出_一可_レ然、されども觸直しなどいふもいかゞなりとて、人月番よりその旨を傳られしなり。その比一月二月過るころは、日雇などやとわれず言して今日をくらしかね侍れば、強訴やし侍らん、または火盜など之業をやせんなど、とりと_レきたありしが、それもほどなくやみ侍りぬ。かうやうの事は、わが輩下へよく_レその御趣意をいひ侍らば、かくはあらじをと思へどもせんかたもなかりしなり。その年之三月奉公人など多く侍るべしと人々いひやひたるに、例よりも奉公人少なかりし。されば凡人の先見とはちがふものなり。

伊奈右近將監(忠尊・關東郡代)、去る申年(天明八)よりさま_レ之不埒どもあり。或は虚を以て上旨に擬し

て右近之重臣をおし込、または拜借せし金子返納をゆるべ候事など、御役めし上られ候か二ツ一ツに願候など憚からぬ事などいひ出、ことに放蕩にてあるは微行し、またはめしつかひなど暇出せしかたへかよひ、あまさへ家中不和を生じて家士五十人徒黨連判したり。その事いと治りがたければ、上旨を伺（尤一統あく）て板倉周防守へ申渡して裁せしむ。周防守は右近將監之兄なりその後伴半左衛門（忠善）は妻の血脈なりしが、赤山へ檢見に右近と行しが出奔せしとぞ、その聞えありけり。しかるにおしかくして訴えず。近親にもいわざりけり。しかる處につゐにはかくしがたくやありけん。正月に至りて去年十一月廿四日出奔したりとて届ぬ。しかるところ初め家士仕置すみたりしは十二月之半ごろ也。此とき臣かくのごときは君の右近も不行届によつてなりとて、さしひかへ被_レ仰付_レしが、半左衛門も父之差控を恐入しとて差控うかゞひたり。これは御目通遠慮すべしと被_レ仰出_レぬ。そのころはすでにいつか出奔せし後なり。かくは後ろぐらき事にてはいかゞなりとて、評定さまくになり。いづれも同列は先々之例をたゞして、當主は御預、家は斷絶たるべしといふ。予はとかく寛にし侍て可_レ然、當主は永く蟄居にても侍るべしといふ。その議不_レ決〔さ〕りしほど也しが、まづ上

旨を一統談之上伺ひしかば、永く蟄居のかたに被_レ決ぬ。その後あとは三百石可_レ被_レ下_レなど之事ありしが、是またさへぎりて申し千石は被_レ下_レぬ。尤評定衆へも談じたりしが、いづれも千石之處甚相當難_レ有事とはいひ侍りぬ。その伺書「伊奈右近將監御仕置之義内評之書付、入_レ御覽_レ御内意伺ひ、再應評義等も仕候趣にては、右家舊功をもて御宥恕にて永く蟄居、あとのものへ三百石被_レ下_レ置_レ候かたに伺相濟候。然る處、猶また品々相考候に、伊奈家連綿舊功之家、ことに段々の不埒は、家中限り、又は御後くらき義とても、世上一般存候ほど之義無_レ之、其外一體に怨も無_レ之候へば、世上之情等考合せ候ては、寛成る方時勢に相叶可_レ申、尤右御仕置最初御預等に被_レ仰付_レ候衆評之節も、私義は遮て寛成方と申談候て、再び相伺候に付、永蟄居之方に被_レ仰出_レ候義には候へども、猶又相考候に、あと之者に被_レ下_レ候高は、いづれ千石も被_レ下_レ候様仕度義にて、右之譯は世上に怨も無_レ之候もの故、餘り小知に成たらば苛刻不仁之御取計ひ候様に存人情おだやかなるまじく、寛成るかたに成候ては人情極めて穩に有_レ之、難_レ有御仁惠之義相唱御尤之義と可_レ奉_レ稱候。萬々一、人はたとひ寛に過候御咎にて世上御取締にも不_レ可_レ然と申候義有_レ之候とも、右は家柄

舊功によつて寛に被^二仰出^一候事と是亦可^レ奉^レ存候。一體例書に引くらべ候ては、御預等に被^二仰付^一候義相當には有^レ之候へ共、右はその時之勢により候て、寛猛之御取扱は有^レ之候義、則御政事第一之義と奉^レ存候。御國初之御勢之比は、たとひ猛に過候とても、御勢ひにておし下^レ候義に有^レ之。壯年丈夫之もの暴食等仕候ても暫時に消化仕候て、曾て滯食等之患も無^レ之候。右壯年もや、過候比、已前之心得にて暴食等仕候へば或は滯食等仕候か、又は即時之患無^レ之候ても濕熱を蓄、又は中氣不和など之症を發し候如くに御座候。泰平久しく打^レゞき候へば、人々文化ひらけ候て、ござかしく論議など仕、御政事之義是非仕候は古今同様之勢にて、是また御國初之比とは大にちがひ申候義に御座候。右之通に付、下へ之怨無^レ之もの、ことに家柄舊功有^レ之候は出格之御評義を以て寛に被^二仰出^一候方相當之義と被^レ存候。初めより私義者しきりに寛之御取扱ひ之義發言仕候うへ、猶又如^レ此申上候義も何とか先入を申張り候に當^レ(り)、恐入奉^レ存候へども、人情向背にもかかり候間、段々同役へも申談候へば、千石被^レ下可^レ然旨評決仕候に付、猶又相伺候。若寛に被^二仰出^一一體御取締不^レ宜義又は衆情飽足不^レ申候様之義も候はゞ私之不調法は決候義に存

候」など言上はせし也。ことに尤など之御沙汰を蒙りし也。

右にて御宥恕の被^二仰付^一有^レ之たりしかども、世上にてはいまだ御

苛酷なりなどいひ合ひける。その後半左衛門京のひゑの山にかくれるたるを、附した

がふ家來の妻松平甲斐守へ訴出しかば、捨もをかれず、たづねにやりてつれ來りぬ。

わが別業すがもに五千坪あり。いまゐるやしきは、此職中のやしきなれば、いつ御用地に上^レべきも難^レ計、八丁堀の邸は上やしきなればそのときはそこにすむべし共、隠居などはすがもは遠し、せばし、いかんともすべからず。そのうへ米倉などたてをきて、一とせの蓄せまほしきにも、その處もなければせんかたなし。此いまのやしきさし上^レべきときは、かへやしき下^レ給ふ事なれども、いづかたにて可^レ被^レ下哉も難^レ計(け)れば、今やしき一つ拜領して、逐て此やしき上りたらんときには、かへ地被^レ下候事を可^レ辭とて願たるに、やしき「可^レ被^レ下べし、見たてて願ひ候へ」と之事也。それよりして、或は海を埋てやしきにせんと思へども、入費過分、ことに波濤の患あり、原地などは御放鷹のさまたげとなれば、これまたねがひがたし。依^レ之下谷に組やしきの上り地あり。これを願ひて相對にて引かへたらんには、人の恨もあるまじ。されども願たるやしき直に又かへ侍らん事は成りがたけれども、こたびのやしき願は此やしき御用地に成りたる時替地ねがふまじきとて願ひたれば、

いつ御用地に上ぐべきも難計。されば自餘のやしき願とは事かわるべし。くるしからずば早くもかへやしきし侍りたきと願ひたれば、これまた願之通に被_(意明)仰出_(意明)し也。それよりして、いつかたのやしきとかへ侍らんと議しけるに、田沼淡路守稻荷堀に七千坪のやしきあり。邸も廣く庭もよし。このやしきはいまの田沼の祿に過れば、いつか御用地などに成まじきとも難言、ことにいまは不如意に成りたれば可_(然)引料得て永久之計なすべしとて、此ころしきりにかへたきとてむる人を尋るよし聞傳たり。しかるに又一橋の御別莊向築地にあり。これは去年去々年の波うち揚て御石垣も過半くづれたるうへ、御やしきに住む人もみなおそれて外へうつり度とはいふ也。これによて一橋にてもこのやしきを外へ御ゆづり被_(成度)との御所願なり。しかるに酒雅樂頭やしきは鶏聲がくぼにありて一橋のすかものおやしきと隣りたり。庭も好ければ御望なり。雅樂頭にはいつかはこのやしき一橋へめし上らるるも難計とかねて心をくるしむ。そのうへ田沼の稻荷堀のやしきとうた頭の別莊となりなれば、これを圍込たらんには、ことに場所柄といひよきやしきなれば望む。さるに水野日向守はことにく_(勝剛・結城侯)不如意にてせんかたなし。青山のやしきを人

宇

下

人

言

に予へて引料得侍らば、それをもて經濟のもとにせば一諸侯立行べしといと願ふなり。この青山のやしきを田沼へ得させたらんにはいかゞととひしに、ことに望み侍るとはいふ。さるに下谷にて拜領せしやしきは加藤作内のやしき向ふにて、いといたう所願せし也。作内本所にいさゝかのやしきあり。これを水野へやりて此下谷のやしきを得まほしといふ。これによつて双方いづれも所願之處なりければ、書付て同列へ尋しに、いづれも可_(然)と之答出る。御目付のうち直言いふ人にも一々尋ねしに可_(然)といふ。柴野彦助_(栗山)てふ御儒者にもたづねしにいさゝか心づかひなしといふ。尤家臣へも評定せしなり。初めのやしき願等一々みな同列一存を人ごとにしたづねかきつけ、答を得て願ひしなり。惣て私事常にかはりし事は、みな同列へ相談いとくわしせし (松平乗完・西尾侯) り。其うち酒雅樂頭やしきは初めのほどはかへがたきなども聞たるにより、和泉殿間柄に付再へんかけ合ひ、少しにも心かゝり候ては不_(可)然、一向にやめ侍らんかなどいひやりたるに、實情聞れしにやめ侍りては不_(可)然、ことに望むよしいひこされたり。その外いさゝかもしむたることなく皆双方の願、心を得たる様にはなせしなり。それより願出したるにいづれも願之通に被_(仰出)し。向築地庭ひろし。家中の者門外慎みあつくいひ付て、一ヶ月に二度ほど家内めしつれ、酒べんとう持來り、

宇

下

人

言

右やしきにて散鬱せよとはいひ付たり。

自分の事。役料増その外農兵申渡書までもかくべし。これは勘定所、月番役所留めにてかくべし。

柳原に社倉は出来にけり。このおこりは、町々町入用とて御澆義などにいひたる、又は捨子あり、又は訴事あり、又は神事などいふごとく、さまざまの雜費出るなり。この出るはその店にすむものより出すにはあらず。地代店ちんとて定りありてその店にすむものよりは出るなり。そのうちはいかほどは町入用とし、いかほどはその地主のかたへ納むる事、世事しげくなりて町入用年を追て増し侍りけり。これによつて二ヶ所へ届くべきことは一ヶ所にし、こしかけなどいひて町奉行役所へ出るに辨當または茶などのみ侍るも入用かゝりしを、これらも皆やめて侍れば、五ヶ年已前の入用にわり合ひては、町ごとにたがひ侍れども、多く減じたり。されども減ざる町もありけれども、これは十にして一つなり。扱その減じたるを、二分は已後地主の納りのましかたとし、七分は町々よりあつめて月々これをおさむ。そのうちを以て糶をかい、又はくわんくわ蘇・こどく寡などにくだし給ふ。これを社倉といふなり。

残る一分は町入用のうちへくはへて一年をまかなふ。さて店に居侍るもの、番錢芥錢とて店ちん地代の外に出すものあり。これはやもりてふもの家守の手に入りて、もとな家守のなき事故、これはやめたり。さてその一年のつもりたる入用減じぬれば、やもりそれをばわが物となすなり。これによつて地主は今より増手取あり。店子は番錢あくた錢はやみぬ。只家守てふもの、これまで町入用となづけてさまざまの横行ありしが、この處改たりければ、ひとりよろこばずして、さまざま此令下りし字のちひのしり、「田沼主殿がしたりける小間にて三年づゝ納めさせたりける事にもおとらぬ虐政なり」といひ、あるは「江戸の町々怨みていかなる事かし出し侍らん」、言または「町入用を減じて、店ちん引下りぬべしと思ひしに」などとるにたらぬ事のみなりけり。このとき御勘定奉行・町奉行をよびて、「さてこの社倉の事おの／＼評定して奏せしを、同列くりかへし評論し、さまざまにいひやひ、奉行へも度々下、いくたびかし直し定めて、つゝで伺ひたりければ、上旨にかなひて可被施行旨

にて、つゝに被^二仰出^一けるなり。然るにこの義下の難義はなし。ことに上よりも一万兩江戸町々へ被^レ下、かし付候て、その利を以てこれまたその積金圍米之料とは被^二仰出^一候ほどにて候へば、何かくろしみ侍る事のあるべき。此義被^二仰出^一たるに、今半ばにてやみ侍らば予は勤ては居侍らじ。各とても勤がたかるべし。かかる大事を被^二仰出^一、下の心に應ぜざるとて止み侍らば、何の面目ありて天下に立つべしや。すでにこのころは日々予にいふ人もありて『この事は人情に背が、いかなる怨みは生じ侍らん』といふ也。予がこたへしには、『いかなる事にも諫給はるはよろこばしけれど、これ計りはその御役々の人評義をこらして、一旦被^二仰出^一しことなれば、あしくば予ら皆その罪にあたるべし。いかにいふとも心は動かさじ』といひぬ。いづれもこの心になりて行はれよ』といひたり。さるによてみなその心なりければ、つゝにはその被^二仰出^一かた、下の爲にて、上を増などいふにもあらず、下を損せらるゝには猶なかりければ、夢さめたるやうにて、人々のちにはいひやみける。それより柳原に會所又は糶藏たち、老て子なく、妻夫なき類、いとけなくしてたよるかたなきものなど、いひ出たらば渡し可^レ遣とてふれければ、

一日に二十人、三四十人、今にたへず出侍りぬ。この會所へおさまる金、世には十萬兩も年々おさまるといふなり。たゞに二三萬なり。のち／＼おもひあたりてよろこび侍らんは、予がはからひしうちにも、深川本所の水塚、この社倉之米穀、町々之火除地などは時々思ひあたる事あるべし。

宇治宇治のうち川のはし、度々の出水におちて保がたし、これによつて普請のくわくわ（だ）て伺ありたるに、入費多しとて人をつかはされ、猶くわくわ（だ）てかへたり。これはうちの橋を土橋にし、わきにあなるはし姫の社をとりて、かたはらの住吉の社と相殿にすべしといふ。入費かくべつに減じぬ。しかるべく哉と伺ひ出たりけり。よておもふに、『うちの川古き畫にも板なり。』はし板引はなしたり』などいふ事もあれば、むかしより板橋なるべし。橋姫の社てふは、古撰集にもよみをけり。何が故に右らの拙きことははかるぞ。古き姿はのこし、すたれたるはおこし度などとも思ひ侍るを』とがめて、もとの姿とはなせりき。

伊奈半左衛門京のひ比（れ）敷のやまにかく（れ）居たりとて、甲斐守より人をしてつれて來りぬ。これによて可^レ被^レ糺と之事也。されど父之科を子にたづぬべきやうはあ

らじ。まづ半左衛門つれそひて随ひたりける小島外守といふものを尋てこそ、かれも右近將監の臣なれども、半左衛門につけをけば、外守より見候てはおなじく君なり。されどいま付したがふかたに忠を可_レ盡は道なり。まづ外守たづぬべしと議したり。此始末いとその道理むづかしければ、いかゞ被_二仰出_一可_レ然と評定一坐へたづね、一つは御儒者へたづねたりけるに、御儒者の論當りたり。よて同列とも相議し、御儒者のいふごとく外守を尋、その後をもて右近を書付もて尋けるに、何の事もなく半左衛門出奔せし事、始しらざるといひしは偽なり、しりたる事にて怡悦などを金などおくり、外守をも付そひ出したる事の始末、白狀におよびぬ。これによつてその家臣のうちにもその坐に居やひたる輩、または重臣の類などは、いづれにも君の出奔をもたづねずおきしは不忠のよしにて、たゞしありたり。これによつて、つゝに決して、それ_レ之御咎ありたりけり。罪なき家來は暇つかはし、兩家より一ヶ月も扶助し、たよるべきかたへたよりて引拂ふこと、はなりぬ。ことに多き家來にて、さま寛政四年七月廿一日、あざぶより出火、南西風はげしく延火に及び、番町不_レ殘、

強訴にも可_レ及、窮戦をも可_レ訴など聞えけれども、寛急さま_レにとりあつかひて、事故もな

くすみぬ。そのとりはからひは、聊づ、之寛猛にて、その機會たがはざれば事もなかりけり。

小石川も少々焼ぬ。これによりて古之畫圖なんどかうがい合せ待れば、番町にももとは火除の地所ありけるが、追々に立そひてかくは成たり。いで此際に乗じて火よけ地こそ出來侍るべしと、町奉行・御勘定奉行・御目付のうち三人かゝり之事申達評義させぬ。さまざまの評義出しを度々御用部屋やへよび出し、畫圖をさし示し、かうじ町の火除地をひろくし、字かへるが原之地をひろくして九段坂の御用やしきに及ばしめ、田安の御堀ばたのやしきをも外へうつしぬ。小普請のなかにもことに人物あしきをゑらびてこれを遠きへうつして、何の事なく被_レ行ぬ。土藏にても何にても、のこりたるものあるは引料の半を被_レ下、何ものこらず焼たるの更地にてやしき被_レ下し。近きは引料の三分一を被_レ下、遠きは引料の三分二を、いづれも引ものもなければ御手當として被_レ下ぬ。凡そこたびの火災、まづ冬可_レ被_レ下御切米くりこしうけとり度ものは可_レ被_レ下むねを被_二仰出_一、千石已下はそれ_レ拜借金被_二仰出_一、小給之分は御救金被_レ下、諸拜借返納、當年は差のべ被_二仰出_一ぬ。また町かたの分はかの社倉之米錢を平川天神之社地において、七日のうちほどこし被_レ下し也けり。

子年(寛政四)の秋八月なり。金剛院といふ僧遠島被_二仰付_一、寺地ははき地あにぞ被_二仰付_一たり。
 伊豆守・彈正大弼と予と此事をはからひぬ。大奥向女中の事もあればわざとしるさ
 ず。このとき伺之上御留守居をもて老女の近親は中藤に被_二仰付_一とも、御身ぢかき
 勤まづは不_レ被_二仰付_一、被_二仰付_一候て(も)右老女は隠居可_レ被_二仰付_一旨之御定達した
 り。こたびの一件に老女・上藤・御ひろさしき・御右筆・御側坊主御暇被_レ下たり。

御嚴明にて、かくの如く之

御果斷にてありしなり

子(寛政四・八・九)のとしの秋御輔佐の事奉_レ辭、御勝手かゝり・奥兼帯の事も奉_レ辭し也。然るに

此願書は別におさめをきぬ。奥兼帯てふものむかしはなかりしが、近き比より出来にけり。權の歸し侍る媒なれば、已後老
 中格の者は被_二仰付_一とも本役に成りたらば、奥はかね侍らざる様にと之御定申上たり。御勝手かゝりも、一人にて金穀之
 柄をにぎり侍る事、恐多き事なれば、これまた年期を定め被_二仰付_一候事など御定申上たりければ、これは皆その通にと被_二仰
 付_一し也。予が願ひ入_一御聽たりしが、御手をふらせられ、今御とり放し被_二遊候_一ては成らせられず、無用く_一と之御沙汰な
 りしと、あとにて加納遠江守(久周・側用人)申聞、感泣に及びぬ、つゝに御輔佐も御免なく、御勝手之事も御免なく、奥
 兼帯のみは被_二御免_一。(寛政四・一〇・三)されども御躬上之事には奥御錠口へも出、老女へも對談せよとて奥兼帯同様にそ
 の後も大奥へ出、若君様姫君様御目見被_二仰付_一し也。御輔佐御差留之せつ、御紋之御馬具拜領す。常にもち候へと之事也。
 されども御恩寵をうり候にひとしければ、あつく奉_レ辭、再三にしてやうやく御役中時々相用ひ、御役無_レ之とき子孫等はつね
 に用ひ可_レ申にて御ゆるしを蒙り奉りぬ。

誠にこれら恐多く侍れども、千載の一期ともいふ。此とき(加納久周)加遠江守へ難_レ有さ
 の義申遣せしを、ことに志を御感、被_レ入_二御覽_一たりといふ。その状之扣あらま
 ししるす。

「とり紛(れ)しみく、御禮も不_二申述_一候。先達て御免願ひ上候せつ、同列に
 ても御免可_レ然との伺は實に當然之義、左も可_レ有_レ之事と存罷在、伺出候はゞ、
 御免之義においては思召もあらせられまじき事と奉_二存上_一候。然る處云々御様子
 がら貴侯にも何となふ御咄伺候處、銘_レ肝難_レ有、實に御政事等取計も、さてく
 これにては又若がへり御倚任に仕損候は、實に私之罪、さてく難_レ有、千載一
 遇之御事と感泣仕候き。御手離しも不_レ被_二遊_一との御事、實に私義御意に應じ候計
 (り)は不_二申上取計_一、左にて歡び候へば右は患候は、常の事にて、歡びは即日
 て盡、患は日月を経候ても不_レ已義に付、おのづから患ひ候沙汰は多き義にて、
 實はいかゞ思召いらせられ候哉、少々にても御疑ひ付候はゞ仕かけ候御政事殘念
 には候へども、もはやとても成就不_レ致義、しからば速に引き可_レ申と誠に日夜存
 罷在候き。一體御疑有_レ之候御疑無_レ之様にと仕候は、是亦御疑の端に相成候に付、

風聞書何にても申上候様仕、御庭番等も不_レ擇言上候様に仕候等は、實に御信疑は天に任せ罷在候心底にて、御信じ被_レ爲_レ在候はゞ取つゞき可_二相勤_一、少しにても御うたがひ被_レ爲_レ在候はゞとても出来ぬ事故、引退き藩翰之任を擧罷在候へば、それにて一分の忠は出来候事と内心には存決罷在候は、(天明七)未年已來の事にて御座候。然る處云々之御様子、實に生々世々難_二申上盡_一難_レ有御義此上は何とぞ思召のひろくおし渡り候様仕度義、猶更_二心勞仕候へども、不肖之義外に存つきも無之候。扱また御馬具頂戴不_レ輕御品家にもこのり候義にて駕籠のぼうは先祖勤筋有_レ之拜領仕、牽馬之具は私拜領仕候と後々にてもとなへ候へば、即 御恩恵を永久にのこし候義、夫に付一番難_レ在奉_レ存候は、右御馬具、御輔佐まで勤候越中守の拜領いたし候也、さてその越中守勤かたも不_レ宜いかゞいたしあの御馬具被_レ下候ひしやと後々申となへ可_レ申も難_レ測、左候時は右によつて私之汚名を著く仕候のみならず、不當之被_レ下に有_レ之候と

上向之義をも可_レ奉_二申上_一哉、此所第一に懸念慎み之一つに罷成、乍_レ不_レ及いかにも相應に相勤候故御倚任も甚しく、

御寵遇も如_レ此と後々申候時は、始に反し候て御爲にも相成候事故、何とぞ左様に仕度と慎み申(す)一つに罷成、難_レ有義に奉_レ存候。是まで品々結構に被_二成下_一候なかにも、家へのこり候品にて候へば、家中之歡聲不_二大方_一、別て私は養子之義、猶更難_レ有筋に御座候。右之當日にも亡_父夫罷在候はゞ、いか様にか難_レ有候はんと、憂喜取交、懷舊仕候。當日爲_二吹聽_一、廟所へ家老共名代爲_レ勤候義にて、扱_レ申ても_レ申つくしがたき御事に御座候。錦を着てうすものを加ふ、滿は損をまねき損は益をうくとかも申候へば、此 御恩寵を是みよと申さん計りに直に馬にか

★ (原頭註)

付 札。

此引可_レ申と申は、おい_レ手を引き、同列へ任をわけ、權をわけ可_レ申との義には無_レ之、直に退役可_レ仕との義に御座候。かね_レ口ぐせの様の中候手を引き候と申は、御疑をかたく仕候には、一人之功にてはとも不_レ參義、當時乘虎之勢、充龍有_レ悔之場所にて候間、其處を以て、同列へ權をわけ、私はすへものに成り、じろ_レと御取締りを可_レ仕は、全體之心願にて、是は御信じ被_レ爲_レ在候段々御政事かたづき候比之事に御座候。毎々手を引き候義、御咄に申候間、此引候と申を、夫と御心得候てはちがひ候。此引可_レ申と申は退役之事にて御座候。爲_レ念下札仕候。

★★ (原頭註)

「此文言不_レ退候御倚任之思召に應じ成功候へば、御倚任之思召をおし渡り候様仕度義に御座候」

け引きありき候ては、ひとへにうり候にあたり、見候ものども難_レ有事と可_レ存も
 可_三有之_一哉には候へども、盛をねたみ衰たるをばあはれみ候常情、殊に(松平定國)隠岐守箱
 くらおほひの御紋心得たがひし不首尾にて早速相止め候事も有_レ之、かた_レに
 付御役中たとへ拜領に候とて、一言之謙退にも不_レ及かけありき候よと申候時は、
 被_レ下物も何とか御不當之様に唱申まじきとも難_レ申、度々用ひ候様にとの上意有
_レ之候とも、右は御深宮之御事、もはや大目付までも右は不_レ可_レ存、戸説人説候
 事は不_三相成_一、左すれば御禮として兩三度も相用ひ、御役中まづはさしひかへ、
 末永く家門之光耀眉目に仕候義、亦此上之心願にて、いさゝか彈正殿へ昨日申上置
 候。此間中之御禮申上度、如_レ此御座候。難_レ有(が)り候趣、美濃殿(平岡美濃守頼長、側用人)久世殿へも
 御みせ可_レ被_レ下候折も有_レ之候はゞ、御咄にも御申上られ候はゞ、猶更難_レ有義に
 御座候へども、其義は申述がたく先早々難_レ有(が)り候寸分一如_レ此に御座候。
 以上。

九月三日

(寛政四)子年の冬松前志摩守より訴ふ。蝦夷之地(釧路國厚岸)アツケシ之邊へヲロシヤの人船にのり來

り、十二年已前漂流せし日本人伊勢國之住、幸大夫なるものをわたすべしとてつれ
 來。松前志摩守へ之狀もありしとて出。ひらきみるに、ひとつは蠻字也。ひとつは
 本邦のかなにて書たり。松前志摩守さまへなどと書。幸大夫をおくりこすによて、
 江戸まで直に出、江戸御役人へわたし可_レ申と之事也。もし江戸へ出候事、江戸之
 御さし圖來三月まではまつべし、そのうへにもさし圖なくば江戸へ直にのり來るべ
 しとの事也。文言などもよくわかりたり。只「こうたゆふ」を「こたいう」とかき、
 下 「公方様」を「くぼさま」とかきてあり。「このほくぼさまあのほくぼさまいら
 人 は御たがひに漂流人はおくりこすべき」など之約もあり。尤獻上物・國書も持參せ
 言 しいふなり。これによて、とりぐいひ合ひしがいづれたやすからぬ事なり。
 嚴にし給はんは時よろしからず。只禮と國法をもて事をわけさとさるべし。依_レ之
 三奉行へも一々いひきかせ談じけるが、衆評まちまちなれども大意之處は大がいか
 なじ。つゝに予建議して御目付兩人を宣諭使として松前へ下さる事とは成ける。此
 義一大建議なれば、御三家のうち、(尾張中納言宗睦、水戸中納言治保)尾水兩侯へも御談申候ところ、甚可_レ然處置、
 別て願度事候はゞ長崎へ來り候へと之義は尤と之事と被_レ仰也。抑この處置宣諭使松

前之地へ來り、江戸へ出候事等不_二相成_一國法にて願度事は長崎へ來り、所之奉行之
 さたにまかすべし。漂流船有_レ之通信通商之國といふとも、上陸之上國法にさはる事
 あるは、通商之船へ附して送かへす。通信通商之國之漂流人はとゞめてかへす事なし。
此處深
 意あり。國王之書うけがたし。ゆへは通信之國にあらざればその國王の稱呼もわかりが
 たく候へば、この國にて敬する事かのかたにて疎慢にあたらんも計りがたし。親し
 きを求めて害を生ぜんをおそれて通書のさたに及ばず。此度江戸官府の人來りて宣
 諭す。漂流人をもと官府の人へわたすべきとあれば、この人にわたさんもその國
 人の王命にたがへりとはいふべからず。もし江戸へ至る之望みをもわが國法によてか
 言なはざれば、いまこの官府の人へもわたさじといわんか。さらばしゐてうけとるべ
 きにもあらずなど、禮と法をもてし、しゐて江戸へ來るべきなどいひてわが國法を
 用ひずば、たゞちにめしとらへてわが國法に處すべし。並に長崎へ來るともわが國
 の地かた見ゆる處はのり通るべからず。外國之船をみれば、或はとらへ或は打拂ひ
 て、嚴にすればあやまたせじと之事也など、こま_レにかい付、令條として申渡、
 並に長崎へ來りたらば、長崎へ入來る信牌わたすべしとて、この信牌をももち來れ、

並にはる_レおくり來る勞をおもひ、わが國法をもしらざればとて、こたびは只か
 へさる_レとて歸帆を申わたすなり。長大刀三振白さやものにて、正徳之比朝せんへ被_下候かたに被_仰出、常のよりは大きなり。米百俵
 をたまふ。松前へ來る文は横文字はよめず、わが國之かな文に似たるはつまびらか
 によめず、事も通じかぬ。この返書せんに一ツ之失意を生んをおそるとて、これ又
 これをかへす。もつとも赤人ヤロシヤ人也三四人アツケシより松前へよび出、松前陣屋より
 は猶遠く出ばりて告諭するに定む。その外處置甚くわし。
 下 われ蠻國之事などくわしくきぐり置たるに
 よてこたびの御用など大に益を得し也。
 人 告諭使は正月廿二日に此地をたちて松前へおもむきたり。事くわしく手記にあり。
 言 こゝに略す。

海邊之御備の事かね_レ予建議してすでに言上にも及び、伊豆殿(松平信明・老中)しらべられ候へ
 などかねていひけるに、いまにそのさたなし。しかるに赤人直にも江戸へ來るべし
 といふは、江戸の入海の事なり。房相二總豆州は小給所多く、城などいふものも少
 なく海よりのり入れれば永代橋のほとりまでは外國之船とても入り來るべし。されば

このときに至りては、咽喉を不_レ經してたゞに腹中に入るともいふべし。しかるに三崎走水などに遠國奉行さしをかれしを、寶永の比被_レ廢。下田之奉行を享保之比浦賀へうつされたり。その外寛永之_{大猷院}海邊御備之事ことに御心をつくされ、北條安房守福島傳兵衛などに仰せてしらべけるうちに、猷廟薨_{家光}ぜられてこの御沙汰止みけり。いましるものなし。しかるにこたび予建議せしに、そのときの畫圖なんどいまの福嶋もち傳へて出し。そのうへ海邊備向嚴重たるべしと、兩度ほど觸達て、時にとり見分なども可_レ被_二差遣_一と達ければ、萬石已上みな手當船かずその外書付出す。力に及びがたきなどは又伺書を出す。これにても半國ほどの御備は成りにける。紀州よりかねて有_{吉宗}徳院殿紀藩にならせられしとき漂流の御手當有_レ之しとてくはしく書付出る。予がこのときとりしらべ候大意、並に處置に露たがふことなし。異國船の來りしとき、やわらかに引とめてめしとらへ手向ひすれば打拂ふなどの處置也。皆人恐悅之至御本望に候はんなど同列も予を賀しぬ。さて予かねて建議せんは房總などに遠國奉行を可_レ被_レ置にも、常は何之つとめもなければ_{此海邊御備御用か、りわ}後々は極めて外之奉行之老たる、又は算利にくわしからざる徒など之轉すべき職となり、下役なども只農夫漁夫之如く成るべし。さ

ればせんなし、今寄合之衆のうち萬石已上之あと名跡にてめし出されしもの多かるべし。このうち之人を猶も撰て代々五位に被_二仰付_一、一ヶ所に兩人づゝも土着にし、千石ほどの高、少なきは御加増を被_レ下可_レ然、その下役は小普請のうち、百俵已下御目見已上を海手上番とし御役料など被_レ下被_レ遣べし。御目見已下上下格之五十俵已下を下番としてこれ又土着にす。一ヶ所に二三十人も可_レ被_レ遣。左すればそのやしきは上りて火除地のかへちとなるべし。その人も是迄數代御足高にあらざれば、御役出成りがたきものどもが、代々御役料被_レ下候はありがたく、ことに弓炮修行之間には漁業をなせば、船上之働など後_レはすぐるべしとくわしく言ひ出せしに、實に奇妙之建議とて人々服しぬ。尤重き御かた_レへも伺之上上旨伺しに可せられけり。これによて_{この建議のまへには、海船修行として御船手同心十人許人づゝ、年々浦賀邊へ被_レ遣、漁業修行ありし。そのうへは關船みな朽廢に至りしを、御けんやくとてか、こもの可_レ被_二捨置_一には無_レ之と}こ、御修ふくさせし也。猶も建議して御鹿狩追鳥狩など之事はあれど御船之調練はなき也。よて引_{綱御獵と名づけ、年々品川の海にて船之調練之義を建議したりけるに、これも上旨にかなへりけり。}この外蝦夷御とりしまりの事など追々建議せし也。これも皆々可_レ然とて伺しに、上旨にかなへり。海邊伊豆之重き御方々も甚だ御同意と御答來りけり。

★(原本頭註)
この外くわしき事は略しぬ。

島、宮根山中等見分として、かゝり御役人巡見畢て予も見分として相こす也。この外御備向

くわしくあ
と認之。別帳の手留にこれをゆづる。

予つねにはかまきて拜す。只天下泰平之事をいのり、予此重職を持して建議不
御爲^二ば予をころし給ふべし。予がなせし事 神慮に應ぜずとて災を下し給ふ事勿
れ。予をころし給ふとも予が妻子をころし給ふともして、天下之災を止め給へと之
事、一日に大概七度八度あるは十度ほどづゝ

下 東照宮を念じ奉る也。されば外に心勞する事もなし。いかなる大事有^レ之とも、
人 わが才力の及ぶほどは盡して、尤一々同列へも申談可^レ然との上旨を伺(ひ)決する
言 なり。あしければ死すべし。生てあらんかぎりは如^レ此なるべければ、外にいたづ
らに勞することもなきなり。

建議せしに行軍守城之用尋常の費に爲す事なかれと、ある分銅天和之比出來けれ
ども數少なしとて已來唐蠻よりわたる金銀をもて分銅に年々すべしといふ。これま
た可せられ、(寛政五)丑年より鑄せしむ。已に六ツ七ツも出來たり。已來年々一ツ二ツほど
づゝは鑄せしむべし。これも御勝手之御改正たちし故也けり金銀多きは諸物之直之貴く世之弊
ふるはしなり。ゆへに通用金銀は

多からぬを治國
之要とする也。行軍守城もいかゞなり。征伐軍旅とこそありたけれといひて、御儒者
にたづねしに同じぬ。よて伺ひて征伐軍旅とは改給ふ。

(五)寛政丑年夏同列へむかひて、當時は已前にくらぶれば御用も少し、御用多とて勤
を被^レ省し月番上使等も今にては勤候とも可^レ然候へばその事申上べき筋にて候。さ
れども拙者は段々の御取用ひに候へばおひく手隙に成りて御かけを以てとりつゞ
き候義無^ニ勿體^一事ながら一體之御爲にも可^レ然と存候段、くわしく申し、一同甚尤
下 と被^レ同。依^レ之願書案同列へ見せ直に之を出す。尤内意
願也

寫

人 當時御人揃之義、殊に御勝手御用も去年以來、年限かゝり被^ニ仰付^一御趣法、
言 追々居合候に付、當時に至候ては一體御用少に御座候。必竟諸向追々御趣意相辨
候故と奉^レ悦候。申上候も奉^ニ恐入^一候へ共、私義過分之重任殊に毎々蒙^ニ御寵
榮^一候義、冥加之至に奉^レ存候。其上御用多に付、夫々勤方御用捨被^ニ仰出^一、病身之
所以、

御威光取つづき相勤候義難^レ有仕合に奉^レ存候。毎度重任過分之故を以て乍^レ恐

不_レ輕義奉_レ願候へども、其度々御懇之御沙汰共にて、反て 御寵榮彌渥く恐懼之義、猶相増候儀にて、冥加至極奉_二恐入_一可_レ奉_二申上_一様も無_二御座_一候。右體

御高恩之上は猶更衆に勝れ候ても御用多に相勤、

御高恩萬分一をも奉_レ報度心願に御座候。乍_レ然職務にも體段有_レ之、張弛寬急之度も有_レ之義、萬機之御政夫々所掌も有_レ之尤輕重用心用力之差も御座候義にて、唯々御政事御手厚にて永久御爲に相成候様仕、難_レ有 御旨之下々へ猶亦行届、一同共和之御政事後々へも相殘候様心願仕候へ共、不行届奉_二恐入_一候。然所如_二前文_一當時に至候ては、格別御用少に有_レ之、御人も相揃申合等も行届、夫々御手繰も宜く御座候に付、可_二相成_一候は、兼て病身之義にも御座候間、御用相濟次第、早めにも退出仕候様奉_二心願_一候。右之通追々重_二恐懼_一候上、猶亦相願候段、彌以恐懼之至に御座候得ども重御役之義は張弛寬急夫々御爲に相成候様仕度、不肖之私當否決定難_レ仕候へ共、一己之不_レ勤に相成候義之奉_二恐入_一候をも不_レ願、病身之義旁に付此段内願仕候義に御座候。此上御厚評被_二成下_一、宜御取扱被_レ下候様相願申候以上。

松平越中守

五月廿四日

この趣に認とり伊豆守殿まで出_レ之。さて一體之主意は權勢一人に歸し候は、

(松平信明・老中)

とかく不_二御爲_一事。さればとて外にいたしかたもなければ、みづから今はひまになりたり、難_レ有事なりと、人々へ吹聴し、時おりには少し外同列よりは早く退出せば、極めて人も眼つき可_レ申、一體はやくと申ても、やうやく同列より御時計にて申せば、一寸か五りんかはやく退出し侍るにて、これをもて身の佚遊になり侍る事にもあらざれば、人もまた佚遊をもとむよともいはじ。また人の榮利をこのむ心からは、御用ことに多しとて、肩もて風をきりつゝ、營中をはせありくは勢ひもありてこのむものぞかし。さるにわれこそはひまなりとて、ひとり先きだちてすぐく退出し侍るは、人の好む事にあらざれば、よも佚遊のためとて願ひ侍るとはとり給はじと、そのよしこまなく申くだきて御聽に入しが、一寸早ければ一寸の間は評義もぬけ侍るともいふらめ、ことにわが行届ぬは侍臣もするなり。虚賞するも無益なり、いづれ今定信引しほにし侍るは不_レ可_レ然など難_レ有御沙汰もありしと、あとにて密に奉_レ伺しなり。されども御爲とこそ存候へば、斯く恐

多き事も奉_レ願しなりとて、再三言上せしが、つゝに七月四日願書之趣甚尤に思召候へ共今しばらく見合せ候へなどふかき御沙汰の趣加遠州つたふ。願書は伊豆殿より返されけり。そのうへはいかゞせん。されど功名の下には久しくおるべからず。況や振主の勢もまた恐るべし。天意もまたうかゞひはかるべからず。さればとて今更身をひかんと獨善にちかし。勢權を摧折するにありといふことをことにくわしく書つけて加遠州まで七月進じたりしが、はからず入_二 御覽、精忠こととに御感深く、猶御考へ可_レ被_レ爲_レ在とて御沙汰もありしとぞ。

人 下 宇

蝦夷地は山丹滿洲ヲロシア之國々に接し、ことに大切之所成るに、いままですの御備なきこそふしんなれ。(天明七) 未年御役を蒙りしよりして、このことに及びことに霜臺侯同意なりしが、そのなす所の趣法はたがひぬ。はじめは霜臺侯建義とりあつかひありしかば、予もゆづりてたゞその相談にのみあづかりぬ。すでに酉年(寛政元)蝦夷のクナジリ騷擾のときも、この機に乗じて御とりしまりあらんなどいひ合ひたれど、重き御方々を初め、これぞといふ御許しもなかりけり。つゝに子年に至り霜臺侯これまで心をつくされ、見分なんどもやられたりけれど、その御備の處はこれぞと可_レ被

レ建義なし。予にゆづり給はんとまことに數度いひこされたれど、この御備は後々までものこることにあんなれ。幸ひ始め建義し給ひたれば、相談はいかやうともすべしとて、その度ごとにいひたれども、のちには是非ゆづるべしと之事、その理こまやかにいひこし給へるも、やむことを忍ず、つゝにその事を引うけて、まづ三奉行と御儒者にその御備のある哉なし哉之義をとふ。そのこたへまでも出ず。よてわがおもふ所をかい付けて、子十一月比にかありけん、同列へ廻したるが、いづれもことにしかるべしとて、一條の異議もなし。御けしき伺、重き御かたへも申上しに、御かん被_レ成候など仰下されけり。これによつて、つゝにくわしき記し伺ひたれば可せられぬ。さてその御備てふ建義は、手記にくわしければ略す。只その境をかたく守り、蝦夷の地は松前に依任せられ、日本之地は津がる・南部にてその御備を守り、渡海の場合へ奉行所被_レ建べしと之事なり。その奉行所可_レ被_レ建には部南・津がるの領地をも少しばかり村がへ之御さたに及び可_レ然哉。左もあらば兩家舊領引かへらるるなどなげくべし。なげかばその位官を少し引立られて、その家をばとり立あらば事すみなんとの建義なり。

この外松前をも少し家格御取立之事などあり、又は松前之備向動情見分御救交易など之事もあれど、くわし

さすくはしる。さて兩家へまづその引上らるゝ村々之名をしるし、その取箇を書出せと達したるに、さてこそ舊領かへらるゝ事と思ひて、家のおさなど出て事長き書付出たりけり。こゝによて、猶またかねてはかりをきたる事なれば、上旨を伺ひその事を少し出して兩家へ封書をあたへ、このたびは聊も遺念なきにあらざれば、御仁慈之御趣意蒙りしせんなしと之義を以て尋ねしに、兩家始に事かわりてことに／＼よろこぼひ、南部などはかへ(替地)被下候事を辭し、たゞその地を上たきとまでいひぬ。

下 これによつて松前へ赤人接對の御目付、かへりにその地を見分し、奉行所可被置人處などくわしくしるして言上せよと、これまた達し侍りぬ。

言 房總相豆の海は殊に江戸咽喉之地。これによてかゝり之有司其旨をふくみて巡見して、御備のあるべき地理を見分してかへりぬ。そのとき予にも巡見せよと、そのかゝりのものもいふ也。もとより上旨も在なれば、つゐに寛政五年三月十八日江戸をたちて行、それ〴〵御備の場所巡見せしなり。麥などもやがてかり侍り、田も耕す比なり。況や驛路ムササにてもなければ、ことに人をも略して行しに、ところのものども、予が巡見をよろこびて、あるはもちつきていわひ、あるは荷物なりともち侍り

たきとて、外の郡々よりも人おほく集る。予が令には、多く人費をなすまじといふにぞ、その村長もことにくるしみて、有司に訴ふ。さらば願にまかせてゆるすべしといひしとぞ。伊豆は山いと多し。坂などはしさいふばかりなし。多くかちもて行。相州にてふじを見る。高さはふじにまさるものやあると人々いふにぞ「いや高き君が恵にくらべてはちりひぢなりや雪のふじのね」とよみける。その後この歌もれて、人々もて遊びける。猶旅中の事などは爲長・惟章などしる所なれば略しぬ。

人 寛政四五のころより紅毛の書を集む。蠻國は理にくはし。天文地理又は兵器あるは内外科の治療、ことに益も少なからず。されどもあるは好奇之媒となり、またはあしき事などいひ出す。さらば禁すべしとすれど、禁すれば猶やむべからず。況やまた益もあり。さらばその書籍など、心なきものゝ手には多く渡り侍らぬやうにはすべきなり。上庫にをき侍るもしかるべし。されどよむものもなければ只蟲のすとなるべし。わがかたへかひをけば世にもちらす、御用あるときも忽ち辨すべしと、長崎奉行へ談じて、舶來之蠻書かひ侍ることゝは成りにけり。

紀州之庶公子(頼徳・後忠和)唯之進殿となんいふは已に上卷にもしるしたる如く英傑なり。(天明七)未年
 已來久しくいはざりしが、寛政五年の春越前家之亭にてあひぬ。久しく潛龍なりけ
 ればにや才氣はさぞまさりつらん、されど量はむかしよりおもひしより半はまさら
 ざりけり。同列ともいひ合ひしが、いづれ御普代なんどの地におらしめば可なるべ
 しなど意味いと深し。幸に下總守病身(松平忠功・桑名侯)として紀州(紀州より養子に
ゆかれし也)より兎裘を營せよと内意
 ありけり。(寛政五)そのとき彼家にては、予ことしの春唯之進にあひしは、これらを見そか
 下 に談じけるにやなどうたがひ思ひよし。戸田采女殿(氏教)には下總家と縁ありしかば、
 人 さなんいふことにはあらざるとて、よくいひとげられしとなり。實にいかなる事に
 言 て下總守を隠居せさせ給ひしや、紀伊亞相(前中納言重倫)の御心は知らず。されどいと病身にて、
 營中などにも人々わらふほどなれば、そのゆへにてこそありけり。下總守隠居、
 この唯之進をぞ養子に願はれ、同列おもひしごとく御普代の地には成りにける。大
 量之人ことに才もあれば、善く御せしめ給はゞ大に御益もあるべし。その御を失ひ
 たらばいかゞあらん。大家などへ行きたらば、ことに安慮はし侍らじとぞ思ふ也。

修 行 錄

・いまいはんはいと恥しうしろめたけれども、神武の道てふ名をものこさば、人の善行の一ツにもならんかと。むかし予いとおさなきころより、わが稟受の虚薄なる事をみづからよくしれゝば、もとよりながいきすべきことなきのみか、かならず廿はこすまじくと思ひてけり。せめてこの世にうまれ得し身なれば、おさなきおりは人にことなることも得し出すべき様なし、せめてこの世さるおりだに人にすぐれてこそあらめと、朝夕にそののみ思ひたえず、露のひまもわすれんかと危く思へば、かい付てつねにふところのうちに入置たるも、年長じても猶ありし也けり。(實曆十三)ころより年々の大病わづらひしも、ふしぎにいきかへりて、十四の比にも大患ありしまゝにて、その後はまづ大患もなかりし也。十四のときにかありけん、後漢書の陣蕃の傳に、「天下を清くするの心あり」といふところをみておぼえずひさをうちて、おなじ心に合しぬるをいとうれしう思ひたるは、今もその時の心ちはわすれず。その比はおほやけの御政も何くれと人々いひなどしけるおりなりしかば、いとゞその思ひふかくものしたりし。(安永四)十八のとき(白河藩主松平家)に此家にやしなはれ行てけるが、させることもかうがへ出ず。さらに鈴木清兵衛(御鑑御たんと奉行也)といふもの柔道といふことをとなへ

て、諸侯にもあまたそれが弟子となりけり。予にもその門に入よと人々いへど決せず。九鬼松翁(陸奥)、その比は長門守とかいひしが、しきりにすゝめてつゝに其道に入りけり。清兵衛の妙術はもとよりいふにも及ばず。劍術十何流・柔何流とかを學びきはめて、その家にいさゝか書をける神武の道を、人に教へものせんとはかりしにて、その神武の道、一子相傳とあるを人にほどこそさんもいかなりとして、(明和九)日光御社參の御供して、神慮にかなはず二年のうちにならず弟子も多くなるべしと祈誓してけり。そのとしのうちには大名計もおほく入門してければ、神慮に叶ひしことと思ふとの事也し。げにも姫路の太守よりわが聞及びしにも尾侯(尾張中納言宗睦)より國持の大名も入門し、老中の嫡子などもおほく入門してけり。されどこの人學問なければにや、學問はせぬもの也などいへば、偏固篤實の老人、一術に達したる人よくいふことにして、それをきゝて又何かとそしるものもあれど、予はその道のふかく信すべきことをしり得てけり。この虚薄の生れなれば、とても長生は思ひよらず。されば神となりて國家をも守護し奉るべし。さるにもこの道を修し得んと、心のうちに思ひてけり。それをしらぬものは、「何故に小道に心を盡す。」などさかしらす

ものも、いさむるものもありけり。その道のことはいふべからず。今にもその人の弟子のこれるが何くれと教へて、大名にもふたり三たりは學ぶよしはきゝしかど、予が聞しとは又やうかはれるやうにて、神武の事は今にてはわかるまじうおぼゆ。われその比より思ふに、わが欲にかつとても力あしふみてしのぶことはたれたれもすべし。まづかくしてのちはをのづから力用ひずしても善に入、惡に遠ざかるとはいへど、げにも今の儒書おほくよみし人も、こゝに至りてはさして人とかはらぬは、その道を得ざる也けり。まづわが五臓の偏によりて、さまざまその質もかはる事に、それをしらすして理くつをもてせんとしては、力にも及びがたし。思ひのはなるゝとつくとをわがものにして、自由に合離を盡せば外に勝負の道はなし。これら鎗劍なんどもさまざま禪理まじへて、高妙にとくものもあれど、おほく空論にして、いかにしてわがみに得る道をしらす。自在にはなるゝときは心の底にも露のこらず、わするゝ計にならねば、はなるゝとはいひがたし。神武の道を得ずして、いかで神とならんと一筋に思ひて、體の教は、かりの設けなれど、體よりいらざれば、五臓の安置の處、呼吸の事、いかで得べきと思ひてけり。されど五臓の安置と呼吸

のことは先生もいはざりしを、少しくたゞきて尋ねしにぞ、先生もことによるこばれし事をわすれず。神武の道は予にのこさんとて、さまざま先生も不屑の教誨までも盡されしも今にわすれずなん。予もたゞこの道と思ひてければ、つゝには少しづつ會得してけれど、欲にはなるゝことかたかりけり。それより朝夕のめしくふにも、嗜好のありてくはんとはしのおもむくとき、やめてくはず。さればしのぶにもあらず、實にはなるゝ事をおぼえなどするをはじめとして、萬づの事合離自在のものとをわすれず。色欲のこと人生凡情やむことなきといふは、皆欲にして、眞の情にはなきもの也。(天明三)家とくのとし、かの凶年なりければ萬事ことをはぶく。(天明四)あけのとし卯月のころかしばらくおしめしつかひ病にてうせぬ。みな月はしるかたへ行んとするに、俄にめしつかひ置たりとて、人の心根もしるべからず。(奥州白河)まへのつまはやくかくれ玉前のもとよりかたはらにめしつかひたる十六計にて容儀いとよきもありてけれど、心根はよからず。のちゝのところ必ずあしくなるべきことをしりてけれど、年少なきころよりかたはらに居しかば、けそうしてけり。何かとこの容色には心まどふやうに思ひし也。みな月しるかたへ行んも此事そぎたる中、おうななどつれ行べき

は思ひもよらずとてやめてけり。(養父松平定邦)七日の君十七日の君よりもさまざまいひこし給ひぬるうへ、(嫡母 宗武卿夫人近衛氏)田安の寶蓮大夫人予をあはれみ給ふこといとせちなりしかば、このことをきゝ給ひてさまざま心ぐるしう思ひ給ふとの事なれば、せんかたなく野川といふ老女と菊井といふ表使ただにふたりつれし也。菊井は今のうめがが也かの容色よきをばかたづけんとさたして、それ迄皆残してけり。一とせ白川に居て、又明けの(天明五)のしの六月朔日江戸につきたる夜、かの女は彌かたづくに極まれど、行先きはいまだ定まらず、親ざとへさげてのちに定めなんなど聞ゆ。こよひはかのもの里へもさがらねば、いかがせんと老女のいひしを、このところもひとつの修行なるべしと思ひて、こよひはこゝにとまらずべし。一とせものもいはず、ことにこの比にわかれかへるなればとて、その夜はひとつ床に入れて、さまざま行先のこと、かたづくについての心得など、かたりつゝねにけれども、いさゝか凡情はおこらず。そのことも女のしらざるることなれば、しばし情かけしが不便さに、ともにぬれども凡情なき事などもかたりぬもとより(實は二十八歳)廿七歳比にやありけん。一とししら川にて老婆兩人のみつかひぬしが、女めづらしく思ふ心もさらになかりし。これらを始として、猥雑なる事のやうなれど

も、人のはなれがたきことゝは、わするゝ計にはなれて合ふも又自在なりし。禪家のたぐひ理くつにて何かと心をせむれども、氣分晴しおりは心も滯こふらざれども、氣分屈する時は別人のごとくなるものにて酒酔の勇とおなじことにて、うはべの空理の修行は皆無益也。只々今日の處にて欲をはなれんとすれば、露も心にのこらず、かゞみにあとなきごとくならざれば自由とはいひがたし。予もとより淺はかなる修行なりしかども、憂喜につきても、人事によりても、獨居のときにも、たゞ心こゝろにわすれず、皆心をつくせしゆへにや、このむとても心にそみてこのむこともなし。是ぞ鍾愛する調度といふものもなし。いかなる調度の類にても、人にやらんと思へば、なきものとおなじ心になりていささかおしきと思ふことはなし。古書畫其餘調度類かゝるめづらしきものにて、しかもさせる高料にもあらず、又かうやうのものにおほく出べしとは思はずなどきけば、さらばかいをくべしとて、文庫におさめをくのみにて、古書畫にてもあれ、また出來べきものにあらざるは、手元にてかふべきほどのものはかい置て、まづ祝融のわざはひをのがしたきもの也。されば今の世の畫幅高料なれば捨てかへりみず。もとよりほしきとは聊も思はざる

なり。右てい甚このむにあらざる故、かさねて風干のおりなどにみて、はじめてみるものありと思ふことはつね也。まして金銀の事、國家の用度はいかにもみにしみて大切なれども、わが手元の事には至ておろそかにて、わするゝ事のみ也。家とくのうちは、手元の金をも残して或は表の備に入、または表にてすべき入用など手傳しは、皆手元節用して一轉の手にする也。金銀ほどわするゝものはなしとみづから思ふ也。尤隠居しては手元金などは去年までは一ばいにさへすめば事すむもの也とさ(文政四)たせしが、ことしよりは上邸節用甚しきせつなれば残したるにて、これも上邸へあ(八丁堀上邸)るはかへし又は手傳せんと思へば何くれといへど、これももと金銀調度にさして心なければ、手元金人にくるゝの外は一切つかはじとするも、聊不自由とはゆめ／＼思はず。又ほしきと思ふものは露ほどもなし。今とても金銀手につけず。手元金といふは側役のうちにて預る事也。ある日手づから可遣と思ふものとりよせたるが、ちと過分也と思ひてそのうちを減じ、減じたるは手筈のうちへ入てをきぬ。例のわすれはてゝ、何か反古見出すとて、手箱みれば金子あり。いかなる事にてありしやとさま／＼考て、思ひあたるたぐひ也。かくのごときといはゞ、修行せぬ心のうへにてはさしても思ふまじきが、われもしらずに欲に遠ざかりて、心のうち滯るこ

となくおぼゆる也。長生のくすしなるにや、次第に宿痛もうすらぎ、かの廿歳まではこすまじう思ひしほどなるも、はや六十餘(六十五歳)りになりぬ。只此ごろにては齡かたむきたるにや、物をあはれむ心いとせちに、蚊などはさもなければ、蠅などいふものもおひやるのみにて、ころすことをいときらふ。是も又一偏にてはかのあみせずの中道には背よと、つとめてしゞみなど池にはなちたく思ふ心を、わざと少しはらひてくふ也。また人のいかやうに予を害する心ありとも、聊うらむ心、いかる心つゝに生せず、はてはそのこと聞て、ほどなくわすれて交るやうになりぬるが常也。むかしもかの人予をいみきらひ、しぞけんとするものもありしが、心のうちいかに用意するがなかに、予よりうらむる心は露もなければ、交るにもさしてかはりなきをはぢらひて、先より遠ざかるもあり。又はつゝに交をあつくするものもありたり。其つみありて刑罰あつるにも、にくしと思ふ心はたえてなきは予が僻にて、心のそこにもつゆ人をうらみにくみしことはなき也。又何のやまひ得ては、こはくるしとなげく心は露もなし。むかし、はしかわづらひしが、人よりことにおもく、藩中おほくの麻疹なりしが予のごとくおもきはなかりしと也。さるに土用のうち、

たれこめて升麻葛根を數貼晝夜用ひて、思ふまゝにおひ出せしかば、いくへにもかさなりて出にけり。その峠といふ日數もすみてければ、はや清解せんとして、白虎湯を用ゆ。石羔一貼に三匁づゝ入れてけり。渴甚しかりければ、その日一日に十八貼のみぬ。そのひまゝに辰砂活石を水にてのみしほどの壯熱也。そのたれこめて風あてず、おひ出さんとするころのあつさはいふべからず。されどくるしと眞に思ふことはなし。そのうちに泰然たるもの、病苦をはなるゝこともやや出来しなり。只天より數日の閑を賜ふなりとて、心ちやすく數日ふしむたり。かの峠とかいふ日に、府中の熟瓜を賜ふ也。こは御側御用御取つぎの人々より自筆にてこすを、又御請御禮ども自筆にてする事なれば、その日も起かへりはかまきて、御請かきしが、かきざまいかゞあらんとて、ついでにたんざくとり出て歌かゝんとするに、下句まで出来しと思へば、上の句をばわすれにけり。精神たがはねども、少しおぼろにおぼゆ。その熱のはげしさに疝氣も發せんかと思ふ夜もあり。初めのほどは、謔語いふべくありしが、心をくだしおさめておしなり。文政三年の夏暈病やみしが、そのおりもにはかに發熱はげしく、もゆるがごとし。必ず暈病なるべしと思ひて、みづから香

雪^散さんをふくしぬ。あけなばくすしよべとよひにいひしまゝにて、人をおこさんもさはがしければ、たゞ譚語いはじとあくるまで心をくだしておしが、明けの日よりそのねちはさめにけり。かゝるおりにも病苦はなるゝことなど、心に會得しけることもおほかりけり。灼艾するにも、かの法にしたがへばあつさもこと也。また吃逆など出てとまらぬにも、いさゝかむねを打すかせば、たちどころにやむ也。人のもかくして對座すればたちまちやむ。あるは鼠の天井にて板などかぢるおとのかしましきには、その法もてしかと打まもれば、鼠あしおとたてゝさるもの也。かうやうなることいさゝか會得しても、いまだ欲にはなるゝことうすし。ことに名をこのむの欲は、金銀女色よりもいとふかきものにて、この名によて善にもすゝみ、悪にも遠ざかるものなれど、それはいと淺かりけり。その名をこのむの欲には、今にこゝろよくつねにはなるゝことはいまだゑず。物に接するにも、たいするにも、をのづから中道うること、この比は少し會得するやうにおほゆれど、かの佛にいふ般若の智にはあらで私智に迷ふがゆへに、おりにふれて中道を得ざるにも至るべし。わかきをりは記おくもよく、決斷もよかりし故に、ものに迷ふこと少なかりしが故に、

人とたいして人よりいふこと一つ／＼これは何によりてかくいひし也、こは何の心也、もとより虚實はかゞみにてらしみるごとくありし。そのことはいと事みだれしことをきゝても、この事は一とせもかゝらば事おさまるべし。初めかくせばかくみだれ、その後かくせばかくなりて、つねにおさまるべしとあきらかにむねにうかびにしかば、こゝろみにそのことかいてをくに、つねにたがはざりし也。今は耳遠くて人のいふこともきこえざることなどもありてければ、何となふ心のそこ徹するほどのこゝろとならぬは老ぼれにけるにやあらん。されどもいまだものにうむことはおほえずなん。また攝生の事をいはん。まづ朝の六ツ半に起くれば、五ツ半にぬるはわかきより今に至りてもいさゝかかはらず。宴などたま／＼なすとても、酒は酉の半ばの時にはかならず撤す。まろうどもあれども予のかたへ來りては、戌のとき過るころはかならずうながしてもかへり給ふこと也。もとより老のねざめの習ひにや、よそぢのころより寅の半ごろよりは、かならず目ざむれど人をば起さず、夜明てのちみづからよびおこしてより、ここの事そげたるすまゐなれば、炭おこしなどして、卯の半には起出ること也。ひるぬることなし。こたつに足のばしてあたる

ことむかしよりなし。たゞこたつをばうしろにして、まへに机をきて物書(く)計也。されども暑日ひるのうち庭ありかねば長日終日危坐するもめぐりあしく、心氣しづむる爲なれば午の半過より假寝し書物など見つゝ、もしねむり來ればいさゝかまどろむ。是も常の式也。未のときには又机によりて物かく也。庭は、なつのころは、髪けづりてありき、かへりて物くふ。あつからぬころは、朝めしすみて庭ありき、ひるのころふたゝび計もありき、夕つかたまたありく。なつも日かたぶくころ一たび、くれぬうちに又一たびありく。その餘三季は、ひるより日のくるまで、四たび五たびもありく、つねなり。房事は三十の比一年半計の間もらす事なかりし。それよりやゝ壯實なるをおぼえて、一ヶ月に二度もらすのみなりし。五十ちかき比より、年に五六度もらす。もとよりわかきをりも、寒三十日、土用のうちは不姪也し。五十五六歳より女をちかつけず不姪もはや十あまりいくとせかなりぬらん。陽氣の有餘あれども姪事の情はたえてなし。其餘藥餌は年わかきときは、つねに大半唐湯を服す。年老たる今に至りては、補肝湯をふくす。三十八九の比より、さまゝのやまひ出來にければ、灼艾する事おびたゞし。元日より除夜までもおこたる事なし。

尤多數は二百計なりし。かくしてもはや三十とせに近きほどなりけり。今にては、老ては、ものかはくものなれば二三日間をきて灼艾す。早する頃は潤雨までは灸せず。目さむれば、めしのとりゆといふものもて、こせう二三粒送下す。これは三十年近くなりぬべし。きく花をもて目をむし、又鹽をもて又むす。さるが故にや、今に至りても、眼鏡を用ゆることなし。つねの茶は、五加茶といひて、枸杞、桑、蓮、菊、茶この五いろのはをほしてせんじ用ゆ。たばこは、ふきのはをまじへてすふ。手の麻痺をおぼえて、白牛酪を日々用ひしが、三四年にて全く治しぬ。こは清血の劑なれば也けり。おりおり今にても壽生丸用ゆることあり。寒中は必ず用ゆ。酒はつねに黑豆汁を交て用ゆ。熱毒を解し、溜飲を遂、小水を通す。尤酒多くのま〔さ〕ず。おほくは二日をき三日をきに用ゆ。やむを得ざれば日々用ゆることもあれども、いとまれの事也。あるは胎息の法をもなし、獨導引なども怠らず。まづ六十をこゆる身とはなりにけり。

すべて物あたりするも、毒にあふも、みなしりてくふなり。しらざる時は、よしやものなかに蜘蛛ありたりとも、又はくひあはせなどしたるにも、眞にしらざれば、

さはることまれなり。心に聊こはいかと思ふが、いかであたらん、いかでさはらん、よしさはるとも、なでうの事かあらん、など思ひかへしてくふは、十に九つは、さはるものなり。すべてもろくの悪事しらすでなすものにはあらず。あしきはあしきとしれども、心の欲にかゝづらひて、はなるゝことなりがたく、さま／＼くるしみて、そのあしきことをなす也。其あしきことつねになれば、あしきにもなれて、一つ／＼に戒慎の心も生せず、のちにはあしきともしらすでなす也。又君子の修行するおり、悪事あればいとばかしく、心にかゝり、くるしく思ふを、はげみてはなるれば、まことに賜^{たま}ふしよりもうれしく思ふもの也。よきうちにあしきことあれば人もことさらにとがめ、をのれもことさらにはづかしく思ふもの也。つねにそのあしき事、月日つむによていよ／＼なくなり、よき事おほく成りゆけば、それにて、げにむかしいひけん、心ひろく、體ゆるやかとは、これなんめりと思ふなり。こはわれも上達しにけりと心付ときは、はや慢心の生ぜしにて、一二段のぼりしもの、その一念にて、十段もくだりおつる也。故に、心がけざるおりのあしきは、せんかたもなし。心づきてのちよきとて慢ずるは、しりて毒をくふにひとし。その慢

心いかにして發しけんと思へば、かの古より寸善尺魔とかいふごとくなることまぬかれがたき事也。修行に志淺くては、さほどには身にしまざるもの也。その慢心といふは、わがくらきよりおこる也。いかにとなれば、翁何もせねども、いまにても、みることきくことによりて、歌よむ事はいまだやまず。あらゆる歌之書みては心にとゞまらねばとて、うつしものしたるも、數はよむべくもあらず。源氏ものがたり計も七部かき、廿一代集二部、八代集一部、萬葉集は兩度、三代集のたぐひ、さごろも、いせものがたりなどいくつかきけん、忘れにけり。六家集も五度ばかんもかきにけん。それによて、歌のよきあしきも聊心にわかりぬ。よく定家の歌をいだして感じなどするものあり。實にしりたるにやいといぶかし。古のうたのよしあしいさゝか心にわかるれば、わがうたの拙さ、いはんかたもなくくるし。それをしりて、いかで慢ずる心出來ん。たゞわが歌のあしきも、定家家隆のよきも、眞にしらざるよりして、慢心も生ずる也。只慢心はわがおろかに、くらきよりのことなれば、慢心の生ずるは^修すぎやうの半ばにもいたらず、またよきあしきも心にわかぬ故也。これらの慢心は、人のわらひとなるまでなり。大凡よき地位にもいたらん

ずる比、心のくまなく、滞なくひろやかにゆたかにはれしときの慢心は、かの邪道におちいるもと也。これもまことの道にふかくいりぬれば、慢心の出来べきやうはなし。よし滞なく、ひろやかに、ゆたかなるとて、われよきと思ふはくらき也。その思ひありては、ひろやかにゆたかなりと思ふは、酒のみて勇氣の出るたぐひにてとりも直さず心のむら也。いかでこれを得しといはん。人の性は善なるものなれば、よき事をなせば、心のうちひろくして恥なきやうに思ひ、悪をなせば、ねざめく心にかゝりて、次第にくるしく思ふもの也。それが故にわが悪のくるしくはづかしさの心を、心にてなぐさめんとて、「いとあしきことをなす人だにあるを」と思ひかへして、まづその恥をしのぐ。その心から人のよきときよては、わがよからぬ事はづかしさ、心のをきどころなきまゝに、「いかでさはあらん、人のほめものするも、實をたゞさずしては、いかで得ん」とそしるも、わがあしき心をなだめんとて、人の悪をきよて信じ、人の善をきよて不信は、満腔殺機とやらいひしごとくにはあらず。よきはわがよきにさはらんことをいみ、あしきはわがあしきをなだめんと思ふより出しにして、みな性善の偽なきところ也。大孝のものは、われ孝行なりとい

かで思はん。孝は子のつねの道にて、みづから盡さまほしく思ふを、われ孝也と、何かおもはん。

あしきことなすに、心のうちにならずきざしあるもの也。あるはことをちりもきざすもあり、又はきのふよりきざすもあり、そのきざすところをちりものこさず、みな打拂ふこと也。念初めに出て、行ひそれにつぐもの也。修行するものにあらざればしることかたし。

氣の寛なるも、急なるも、氣質にてあれども、そのついへなければ、さして害なし。それもよく心得てのうへは、あへて又させることもなし孔子の、「君命じてめせば駕をまたず」これ急なるべきことなれば、急にし給ふにて、氣質の寛急は、いまだ修行せざる前の論なりとしるべし。予むかしよりいと性質にして、わかき時は急に過て人も難義せしこともありぬべし。年傾きてはさ

★ 原本「いと」にて切斷。

「性質」以下別紙断片。二〇二頁二行目に至る。今放して此處に入る。